平成27年第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

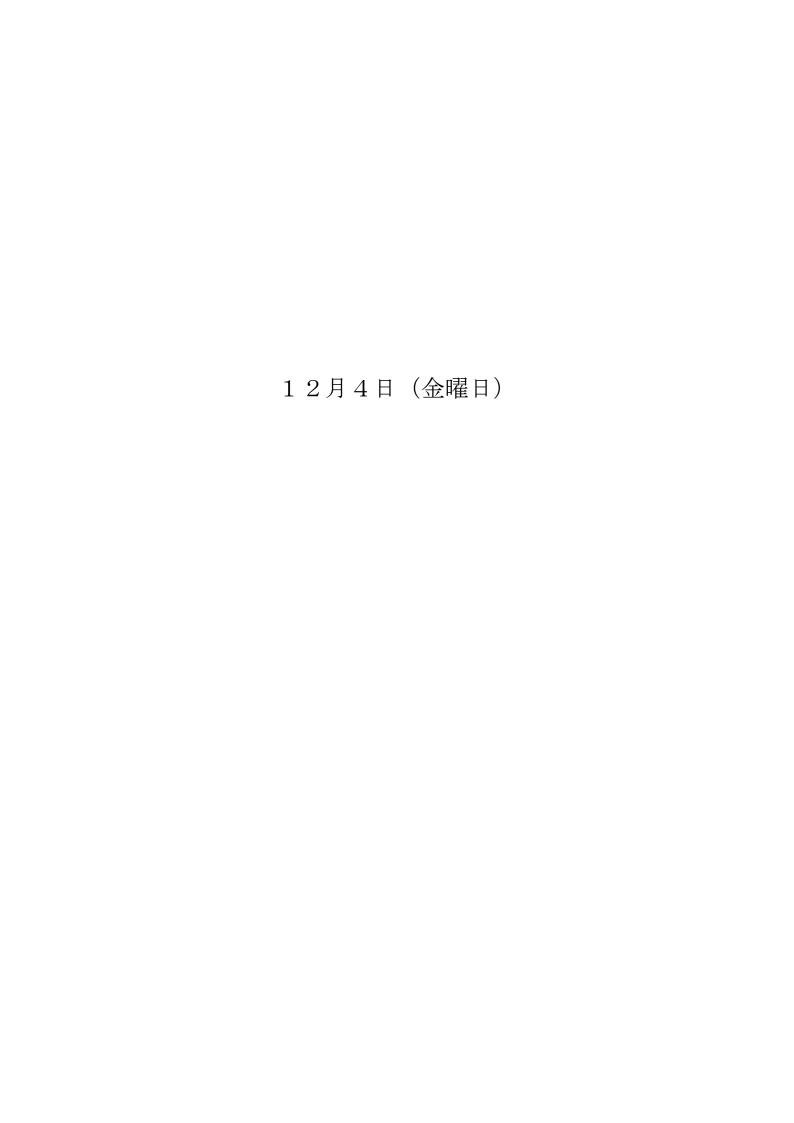
平成27年12月4日~平成27年12月8日

熊本県甲佐町議会

平成27年第4回甲佐町議会(定例会)目次

〇12月4日(第1号)	
応招議員	1
不応招議員	1
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
開会・開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第1 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第2 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第3 議長の諸般の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第4 町長の提案理由の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
散会	7
〇12月7日(第2号)	
応招議員	8
不応招議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
出席議員	8
欠席議員	8
本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
開議	10
日程第1 一般質問	10
1番 山内亮一議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5番 福田謙二議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4番 宮本修治議員	30
11番 本田 新議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
12番 中村幸男議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
2番 佐野安春議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
3番 荒田 博議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
散会	94
〇12月8日(第3号)	
応招議員	95
不応招議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95

出席議員・・			95						
欠席議員…			95						
本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
開議・・・・・			97						
日程第1	同意第6号	甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を							
		求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97						
日程第2	承認第5号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・・・・・・	98						
日程第3	議案第35号	甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102						
日程第4	議案第36号	甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定につ							
		いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102						
日程第5	議案第37号	甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制							
		定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102						
日程第6	議案第38号	甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番							
		号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関す							
		る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110						
日程第7	議案第39号	甲佐町手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115						
日程第8	議案第40号	甲佐町税条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116						
日程第9	議案第41号	甲佐町個人情報保護条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120						
日程第10	議案第42号	甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121						
日程第11	議案第43号	平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)	126						
日程第12	議案第44号	平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算							
		(第2号) ·····	137						
日程第13	甲佐町選挙管	・理委員会委員及び補充員の選挙について・・・・・・・・・・	142						
日程第14	議員行政視察	研修の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144						
日程第15	議員派遣につ	かて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144						
日程第16	総務文教常任	委員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・・・	144						
日程第17	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・ 1								
日程第18	議会運営委員	会からの閉会中の継続審査の申し出について・・・・・・・・・	144						
閉会・・・・・			145						



平成27年第4回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成27年12月4日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 12月4日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 12月4日 午前10時23分 議長宣告

1. 応招議員

野 1番 山 内 亮 一 2番 佐 安春 3番 荒 田 博 4番 洋 宮 本 修治 5番 福 田 謙 6番 西 坂 和 7番 宮 川 安 明 8番 緒 方 哲 哉 本 郷 宣 9番 昭 10番 渡邊 俊 11番 本 新 12番 中村 幸 男 田

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

博 1番 山 内 亮 一 2番 佐 野 安春 3番 荒 田 本 修 治 西 洋 4番 宮 5番 福 謙 6番 坂 和 田 7番 宮 川安 明 8番 緒 方 哲 哉 9番 本 郷 昭 宣 10番 渡 邊 俊 本 新 村 幸 男 11番 田 12番 中

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 町 長 奥 名 克 美 町 長 副 師 富 省 会計管理者 上洋 子 務 課 長 内 山 洋 田 総 くらし安全推進室長 企 画 課 長 西坂 直 水 明 孝 住民生活課長 明広 税 務 課 長 北 畑 公 福 島 総合保健福祉センター所長 太 # 上美穂 福 祉 課 長 北野 産業振興課長 設 鳴 瀬美 善 建 課 長 志戸岡 弘 環境衛生課長 本 良 会 計 課 長 田上洋子 橋

町民センター所長 吉 岡 英 二 教 育 長 蔵 田 勇 治 学 校 教 育 課 長 古 閑 敦 社 会 教 育 課 長 上 田 悟 農業委員会事務局長 鳴 瀬 美 善 選挙管理委員会書記長 内 山 洋 代 表 監 査 委 員 本 田 進

 会議録署名議員の指名について 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。
 10番 渡 邊 俊 ー 11番 本 田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

〇議長(緒方哲哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成27年第4回甲佐 町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(緒方哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番、渡邊俊一議員、 11番、本田新議員と指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(緒方哲哉君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。 本会は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。 7番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長(宮川安明君) おはようございます。それではご報告申し上げます。 さきの定例会において付託を受けておりました平成27年第4回定例会の会期及び日程に ついて、議会運営委員会より報告をいたします。

去る11月24日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日12月4日から8日までの5日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、それから、5日及び6日は議案調査のため休会、7日は一般質問、8日は人事案件、承認案件、条例案件、指定管理者に関する案件、平成27年度一般会計補正予算、平成27年度国民健康保険特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) 今期の日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり 決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日12月4日から8日までの5日間と決定いたしました。

同意第6号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、承認第5号、専決処分の報告及び承認について、議案第35号、甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について、議案第36号、甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、議案第37号、甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議案第38号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第39号、甲佐町手数料条例の一部改正について、議案第40号、甲佐町税条例等の一部改正について、議案第41号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正について、議案第42号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について、議案第43号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算、議案第44号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりですので、説明を省略いたします。 以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

- **〇議長(緒方哲哉君)**日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、人事案件1件、承認案件1件、条例の廃止案件1件、条例の制定案件3件、条例の一部改正案件3件、指定管理者の指定案件1件、平成27年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算案件2件、以上合計12件でございます。

以下、各議案について、順次ご説明を申し上げます。

同意第6号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は現委員の大森隆盛氏が平成27年12月25日で任期満了になることに伴い、後任者の選任が必要となりましたので、甲佐町大字 上村敦之氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、承認第5号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

この専決処分は、平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第4号)であります。この補正 予算は8月の台風15号の被害によるもので、その復旧費について、既定の歳入歳出予算の 総額に歳入歳出それぞれ663万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62億5,150万7,000円といたしております。

今回の補正は、歳出では農林水産業費の林道維持費に重機借上料、土木費の道路維持費 に修繕料などを、消防費の消防施設費に修繕料を、教育費の小学校管理費に手数料及び防 球ネット復旧工事費を計上し、財源には財政調整基金を繰り入れております。

次に、議案第35号、甲佐町農業委員会に関する条例の廃止についてご説明申し上げます。 本件は農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の廃止が必要となったため、 ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第36号、甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてご説明 申し上げます。

本件は農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の制定が必要となったため、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第37号、甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について ご説明申し上げます。

本件も農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の制定が必要となったため、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第38号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本件は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本条例の制定が必要となったため、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第39号、甲佐町手数料条例の一部改正についてご説明いたします。

本件も行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号カード及び通知カードの再発行の手数料を定めるため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第40号、甲佐町税条例等の一部改正についてご説明いたします。

本件は地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部改正が必要となったため、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第41号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。 本件は指定管理業務に関する個人情報保護の措置を定めるため、本条例の一部改正が必要となったため、ご議決をお願いするものであります。

次に、議案第42号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定についてご説明いたします。 本件は甲佐町定住促進住宅サンコーポラス甲佐について、引き続き指定管理者による管理運営を行いたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、ご議決をお願いするものであります。 次に、議案第43号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,224万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,926万円とし、議会会議録筆耕反訳料、町営バス運行委託、庁舎等の定期・特別清掃及び環境衛生管理業務委託、庁舎等の設備保守業務委託、町公式ホームページ・サービス利用料、指定金融機関職員派遣委託及び学校ICT機器保守管理業務委託の債務負担行為の追加を行っております。

補正の主な内容について、まずは歳出からご説明を申し上げます。

議会費におきましては、議員報酬23万8,000円を追加しております。

総務費では、総務管理費に時間外勤務手当127万8,000円を、保険料22万1,000円を追加し、諸費で財源内訳変更を行い、徴税費に臨時職員賃金31万8,000円、戸籍住民登録費にマイナンバー制度に伴う備品購入費14万6,000円、選挙費に選挙人名簿システム改修業務委託料104万8,000円、投票所スロープ等改修工事30万円などを追加しております。

民生費では、社会福祉費に養護老人ホーム入所措置費1,357万円、障害者福祉費に障害 児タイムケアサービス事業負担金45万円などを追加し、児童福祉費の財源内訳変更を行っ ております。

衛生費では、保健衛生費に国民健康保険特別会計繰出金3,172万2,000円、医薬材料費93万7,000円などを追加しております。

農林水産業費では、農業委員会費に時間外勤務手当48万3,000円、機構集積協力金1億786万4,000円、農業総務費に修繕料94万円、農業振興費に中山間地域等直接支払交付金106万4,000円、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金として778万6,000円などを追加しております。

土木費では、社会資本整備総合交付金の減額により、測量設計委託料70万円、町道改良舗装工事2億828万円、用地買収費975万円、立木等補償費40万円、住宅管理費で定住促進住宅改修工事費2,706万7,000円を減額し、入札残により定住促進住宅改修工事設計管理委託料82万円を減額しております。

教育費では、教育総務費に時間外勤務手当30万円、小学校費に特別支援教室整備工事費として70万5,000円、備品購入費195万6,000円を追加し、社会教育費で成人式記念品について報償費から委託料に予算の組み替えを行い、保健体育費で保健体育総務費に重機借上料59万3,000円、原材料費12万5,000円を、学校給食共同調理場管理費に修繕料70万円、ごみ収集委託料4万4,000円を追加しております。

次に、歳入では、国庫支出金で国保保険基盤安定負担金1,065万9,000円、放課後児童健全育成事業費補助金223万円などを追加し、社会資本整備総合交付金を1億4,954万3,000円減額をいたしております。

県支出金では、国保保険基盤安定負担金1,304万7,000円、機構集積協力金1億786万4,000円、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金701万8,000円、権限委譲事務市町村交付金36万8,000円、農地中間管理事業業務委託費48万1,000円などを追加し、特別保育事業

費等補助金80万円、放課後児童健全育成事業費補助金131万3,000円、中山間地域等直接支払交付金182万1,000円、中山間地域等直接支払制度推進事業交付金175万8,000円を減額しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金1,007万円、諸収入では、後期高齢者医療療養給付費 負担金返還金544万1,000円を追加し、町債で過疎対策事業の道路橋りょう整備事業債 7,620万円を減額しております。

次に、議案第44号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,310万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,348万6,000円といたしております。

歳入では、一般会計繰入金として、保険基盤安定繰入金3,170万9,000円、人件費分1万3,000円、雑入として国保連合会積立金返還金1,134万7,000円などを追加しております。

歳出では、総務費に通信運搬費 2 万2,000円などを追加し、国民健康保険団体連合会負担金 8 万7,000円、保険事業費で車借上料12万6,000円を減額し、予備費で増額調整をいたしております。

以上、ご提案をいたしました各議案について提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の節は各担当課長に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

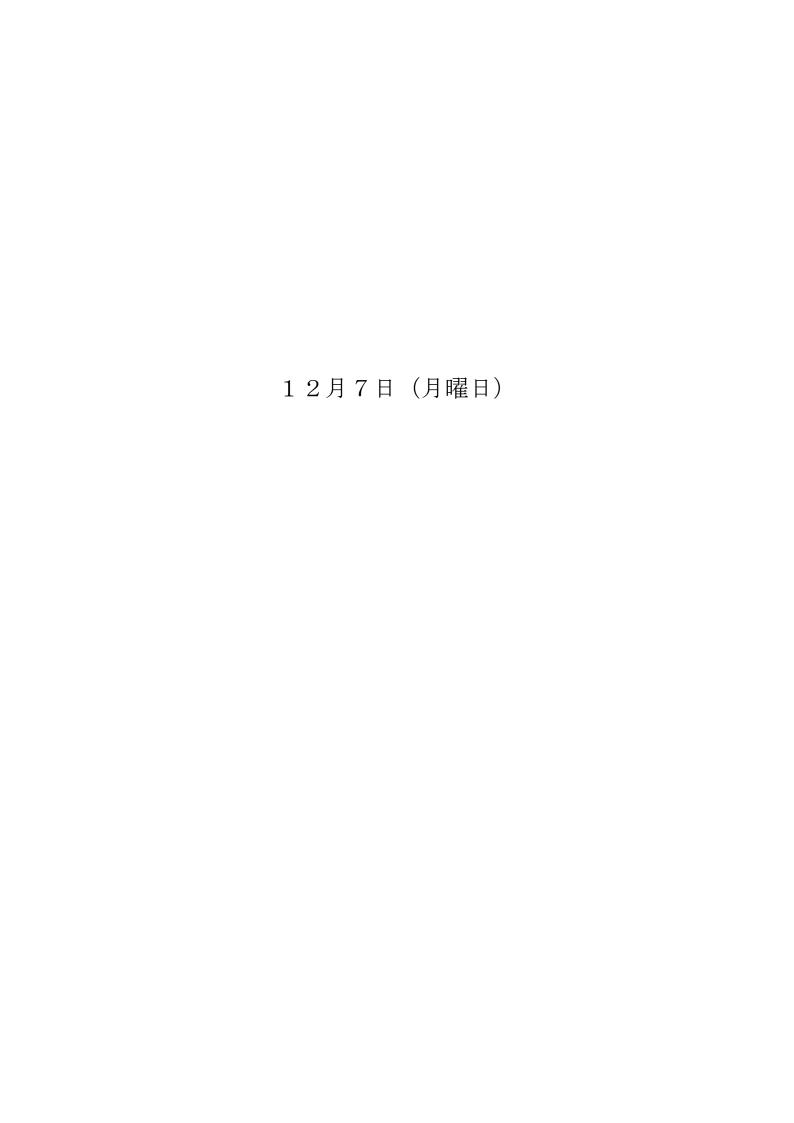
○議長(緒方哲哉君) 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

あす5日とあさって6日は議案調査のため休会、7日は午前10時から本議場において会 議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前10時23分



平成27年第4回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成27年12月4日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 12月7日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 12月7日 午後5時17分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山 内 亮 一 2番 佐 野 安 春 3番 荒 田 博 謙二 4番 宮 本 修 治 5番 福 6番 西 坂 和 洋 田 7番 宮川 安明 8番緒方哲哉 9番 本 郷 昭 宣 12番 中 村 幸 男 10番 渡 邊 俊 一 11番 本 田 新

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	Щ	内	亮	_	2番	佐	野	安	春	3番	荒	田		博
4番	宮	本	修	治	5番	福	田	謙	\equiv	6番	西	坂	和	洋
7番	宮	Ш	安	明	8番	緒	方	哲	哉	9番	本	郷	昭	宣
10番	渡	邊	俊	_	11番	本	田		新	12番	中	村	幸	男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長 奥	名	克	美	副	町	Γ	長	師	富	省	三
会 計 管 理	者 田	上	洋	子	総	務	課	長	内	Щ		洋
企 画 課	長 西	坂		直	くら	し安全	推進室	逐長	清	水		明
税 務 課	長 北	畑	公	孝	住月	民 生	活 課	長	福	島	明	広
総合保健福祉センター	所長 井	上	美	穂	福	祉	課	長	北	野		太
産業振興課	長 鳴	瀬	美	善	建	設	課	長	志戸	司		弘
環境衛生課	長 橋	本	良	_	会	計	課	長	田	上	洋	子

町民センター所長 吉 岡 英 二 教 育 長 蔵 田 勇 治 学 校 教 育 課 長 古 閑 敦 社 会 教 育 課 長 上 田 悟 農業委員会事務局長 鳴 瀬 美 善 選挙管理委員会書記長 内 山 洋 代表 監 査 委 員 本 田 進

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

〇議長(緒方哲哉君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足に達しますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

〇議長(緒方哲哉君) 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は7名です。

順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たり、質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、1番、山内亮一議員の質問を許します。

1番、山内議員。

〇1番(山内亮一君) おはようございます。1番、山内亮一です。

一般質問通告書にのっとり、順次、説明質問いたします。よろしくお願いいたします。 まず、観光資源発掘と整備検討ということで、町長のマニフェストに活力あふれるまち づくりにおいて、やな場集客力強化と新たな観光資源発掘と整備検討と挙げてあります。

やな場の集客においては、やな場自体の知名度はありますけれども、まず甲佐に来てもらうと、そして甲佐を知ってもらう、そういうことから必要だろうと思っております。食事なら一、二時間で帰ってしまわれます。ほかに何か付加価値があれば、もっとゆっくりされるのではないかと思います。特に観光するところがあったりすると、1日甲佐で過ごすとか、泊まるところがあれば1日半から2日程度は甲佐に滞在されるのではないかと思います。そういったことが甲佐の経済効果につながるかなと。

町の観光資源としては緑川という自然がありますので、キャンプ場とかグリーンパル、 津志田の河川自然公園等のレジャー施設、やな場、キンモクセイ、甲佐神社等の歴史の資 源があるというところです。緑川ですので、川遊びとか魚釣り、また、河川敷を利用した スポーツや鵜の瀬堰などの観光などと組み合わせて町外に発信できれば、いろんな方が来 られるのかなと思っております。

例えば、やな場の近くにある町指定文化財の陣ノ内館跡、国指定文化財となると、観光の核となるんじゃないかなと考えます。そういったところになると見学に来られるし、ウオーキングあたりも組み合わせてすれば、時間的にもゆっくりされるんじゃないか。で、食事をされたり、食事をするときにお酒も飲んだりされれば、本当は泊まるところも必要じゃないかと。そのためには、キャンプ場あたりの整備も要るんじゃないかと思っており

ます。そういうことで、そういう集客のためには陣ノ内館跡、井戸江キャンプ場の整備も切り離せないものじゃないかなと考えております。

そこで、陣ノ内館跡についてお尋ねしたいと思いますが、社会教育課長にお尋ねします。 平成20年度から実施してきた調査事業はもう終了したんでしょうか。現状はどうなって いるかをお尋ねします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 社会教育課長。
- **〇社会教育課長(上田 悟君)** それでは、現在の状況についてということでございますので、ご説明申し上げます。

陣ノ内館調査につきましては、実は平成14年度から16年度にかけて、一度、中心部のみの発掘測量調査ということで行っております。今、山内議員がおっしゃったとおり平成20年度から町の方の指定寄附、それから国庫補助事業、また、一部に緊急雇用事業を利用しながら発掘、それから測量、文献聞き取り調査などをそれぞれ行いながら26年度に調査報告書を刊行したところでございます。その調査報告書をもとに、今年、遺跡の国指定を目指すということで文化庁の調査官からのヒアリングがあり、その調査書におきましてはちょっとまだ不明な点とか、それから歴史的な価値づけを強める必要があるなどのご指摘をいただいております。そのため、現在は県の文化課等の助言をいただきながら事業のほうは進めているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 1番。
- **○1番(山内亮一君)** 26年に報告をされたということで、今まで保存や整備活用のために国の指定を目指していたと思っております。指定を受けられるような調査の成果というのはありましたでしょうか。また、近くの農道あたりの整備があっておりますけれども、そのあたりの影響はないのかお尋ねしたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 社会教育課長。
- **○社会教育課長(上田 悟君)** まず、調査の成果につきましては、今回の調査で平たん部ですね、上の3へクタールほどあるかと思いますけれども、それにつきましては空堀、それから土塁の30カ所で掘削調査を行ったところでございます。その結果、中心平たん部では石列の遺構、それから土塁上で石敷きの遺構、それから台地の南側、西側では堀、土塁等がありました。で、この陣ノ内館というのは、この台地上の1区画を中心に南東側に入り口、それから空堀ですね、それと土塁が、四方で囲まれた城跡であったかというようなことで、今回の調査では確認できております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 1番。
- **〇1番(山内亮一君)** いろんな調査で出てきたということですけれども、実際、国指定になるかどうかというのがなかなか見えないところがあると思います。

4月から教育長が就任されましたけれども、県の文化課のほうに挨拶等にも行かれただろうし、国指定についてのお話もされたと思いますが、そういった点で教育長にお尋ねし

ますけれども、何か手応えとか、また、教育の今後の取り組みについてどんなお考えを持っておられるかお尋ねしたいと思いますけど。

〇議長(緒方哲哉君) 教育長。

○教育長(蔵田勇治君) はい。私、県の教育委員会の文化課のほうに行って、文化課長、それから文化財等の担当の職員と個室でゆっくりとですね、お話をいたしました。陣ノ内館を初め、本町の、あるいは本町周辺の文化財保護、また利活用に関してそのご支援、またご指導をお願いをしたわけでございます。文化課課長からは甲佐町の取り組みに対する強い期待の言葉もいただきました。

陣ノ内館につきましては、国指定にふさわしい史跡であろうというふうに私たち判断を しているところでございます。国の指定を目指す方針でおりますけれども、そのためには 平成26年度までに実施いたしました調査に加えまして、さらなる調査が必要であろうとい うようなご指導を文化課よりいただいております。

今後、県の文化課等のご指導を仰ぐとともにですね、県内に国指定を受けました先行事例もございますので、そのようなものを参考にしながら国指定に向けた取り組みを推進してまいりたいと思いますが、それに加えて陣ノ内館、またその周辺の文化財、観光資源等を含めた今後の利活用、並びに緑川流域の、より広域な視野からも捉えて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〇議長(緒方哲哉君) 1番。

〇1番(山内克一君) 教育長のほうの答弁からも、国指定というのはなかなかこう時間がかかると。まだまだいろんな調査をしなくちゃいけないというような感じで受け取りました。

そこで、町長の所信表明では、町の観光振興ということでやな場の集客力を強化すべく、営業戦略の検討、新たな観光資源開発に努め、観光スポットではWi-Fi通信環境も整備すると言っておられます。まさに営業戦略だと思っております。が、そのためにも観光資源の発掘といえば、かわまちづくり事業にも取り組もうとされております。今ある陣ノ内館跡の整備についてどう考えておられますか、お聞きしたいと思います。

町長にその辺の陣ノ内館跡の整備等について、どういうふうな考えを持っておられるか をちょっとお尋ねしたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) まず、陣ノ内の館を述べる前に、やっぱりその核となるのはやな場だろうというふうに思います。で、いかにしてやな場とそういう陣ノ内館との動線をいかに結んで、その周辺を観光資源としてPRしていくかというようなことが、やっぱり一番大事なことかなというふうに思っております。

それと、Wi-Fiの整備についても近年、非常にそういった若い方の中でですね、Wi-Fiを使った、何ていうか、そういう情報収集というかですね、そういうことがありますので、その辺での対応を町としても、特に観光施設においては整備を図る必要があろうということで、今回、マニフェストの目標の一つとして掲げさせていただいたところで

あります。

まち・ひと・しごとの創生の総合戦略の中におきましても、観光、それからイベントによる交流の強化指標としては、平成31年度を目標年度といたしておりますけれども、およそ入り込み客数を20万人というふうに設定をさせていただいて、その目標に達するようないろんな施策が今後講じていかなきゃならんというふうな思いも持っているところであります。交流人口を図ることによって、最終的には交流人口を定住のほうに結びつけていく。これがですね、やっぱり一番大事なことでありますので、お話にもありましたとおり、安津橋の上流のほうのですね、かわまちづくりの、そっちのほうの事業のほうでも河川敷を整備していこうと思っておりますし、そういうことについても今、申し上げたようなそういう交流人口を最終的には定住に結びつけていくんだということでありますので、今後考えられる施策はいろいろあろうかと思いますけれども、そういうことを一つ一つ結びつけながら、今後のそういった活性化に結びつけていきたいというふうな思いを持っているところであります。

詳しいところについてはですね、今後、今、担当課のほうでそれぞれ、私のほうでマニフェストの各種事業を担当課のほうにやっておりますんで、今年度中には基本的なこととしてその方針決定が図れるものというふうに思っておりますので、具体的な内容についてはこれからということになろうかと思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 1番、山内議員。
- **〇1番(山内亮一君)** 町長の答弁というのは、大体、やな場集客によって定住に結びつけていくということで理解いたします。そういう意味でも、陣ノ内館というのはここから20年からもう6年かかってきております。途中で消えることのないように今後も調査等、国指定に向けてしっかり頑張っていただきたいというふうに思います。

次に、マニフェストの安心・安全のまちづくりにおいて、引き続き市街地越水対策の強化を図るとあります。所信表明では、自然環境と共生し、安心・安全に暮らせるまちづくりの二つ目として内水対策、特に市街地越水対策については、引き続き関係機関に要望活動を行いながら対策強化を図っていくと言われました。

近年の梅雨時期における雨量は緊急避難警報が出るなど、異常を来しております。今年 も市街地において越水したところがありました。緑町付近とか甲佐高校付近、湯田川等が ありまして、湯田川につきましては議会だよりの155号にも写真を載せたところでござい ます。

そこで、湯田川の国道改良について県へ要望してあると思いますけれども、いつごろからなのか、そしてまた現在どういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。 建設課長。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい。それでは、湯田川の要望内容についてお答えいたします。

湯田川については、大雨による湯田川の増水が原因で、JAスタンド前の国道443号線を横断していますボックスの断面が小さいために、たびたび越水があっております。越水を解消するためにはボックス断面を大きくすることが必要で、現在実施をされております国道443号線の歩道整備とあわせて要望を行っております。要望の回数といいますと、国道443号線の道路整備促進期成会での要望が1回、単県要望でが1回、町単独での要望活動を行って年3回の要望を実施しております。

現在の状況はということですけれども、現在は役場前から甲佐高校前までの予備設計が終了しておりまして、地域には計画に対する住民説明会は行われているところです。来年度以降について、ボックスあたりの詳細な設計に入られる見込みであると聞いております。以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 1番。

○1番(山内亮一君) ここも結構、随分長くなると思っております。今後、いつできるかということで今、建設課長のほうから近々、実施設計と、そういったものもできてくるような状況でございます。市街地の水というのは、特に下流の課題でもあると思っております。特に、町河川、何本かありますけれども、大井手川に入ってきて、大井手川の排水がポイントではなかろうかと思っております。

その中で、大井手用水の下流地区、下横田地区でありますけれども、現在、承認団地の緑川団地など以前は水田地帯でありましたので、下流域というのは自然の湧水場所ではなかったかと思っております。近年は緑川が増水した場合、竜野川も排水が困難になり、接続している内田川等にもズキ上がってくるというか、排水が困難な状態だというのは皆さんご承知だろうと思っております。当然、水田の排水もできなくなるというような状況です。その中にも、ハウスなんかも浸水している状況ではなかろうかと。

最近は承認団地やサッカー場などできており、湧水地帯もだんだん減ってきている状況ではないかと。今後は承認団地あたりまで水が上がってくるのではないかと、ちょっと危惧をしておるところです。2年ほど前に甲佐町土地改良区とか下横田、その連名による要望書も出ていると聞いております。産業振興課のほうから資料もいただいておりますけれども、どのような内容か、また、それに対して町はどのような対応をしているのかという問い、資料がありますので簡潔にお願いしたいと思います。また、この2年間何か対策はされたのかをお尋ねしたいと思います。

産業振興課長。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** お答えいたします。

今、議員申されました大井手川の排水でございますけれども、下横田についてでございます。この件についてでございますが、平成25年11月の11日付で、この下横田二段橋のところの排水問題でございますけれども、甲佐町土地改良区の理事長様、それと下横田の区長様を代表といたしまして、ほか24名の地元の方からの要望が出ているところでございます。

この要望につきましての内容でございますけれども、現在、場所的には二段橋といわれる場所でございますけど、そこについて県営の事業ではございますけれども、そちらのほうで、もともと二段橋ということで大井手川と町村河川の内田川が立体交差するような形になっておりましたものを、サイホン方式ということで県営事業で改修を行ったことに対して、18年に改修計画は県営の大町地区かんがい排水事業ということで実施をいたしましたけれども、そのまさに翌年でございますけど、平成19年に大きな豪雨災害がございまして、そのサイホンが1回土砂で埋まってしまったというような経緯がございました。

そのことを踏まえて、以後についても、非常に下横田地区については遊水の常習地というようなことで要望書が上がってきまして、そのサイホンについてでございますけど、遊水に対して強制的な地区全体を含めたところで排水がかけられないかというようことで、強制排水ポンプの設置、並びに土砂が入ったり、入る前の段階で土砂の除去、維持管理等ができないんですかというようなことで要望が上がってきた経緯がございます。

その後ですけれども、議員がその後の対応ということでもご質問を今、いただきましたので、もうその対応といたしましては、一応、甲佐町土地改良区さんと協議をいたしまして、サイホンの上流部分に2カ所の溜め枡を設置して、毎年梅雨の前に土砂の除去を維持管理も含めて実施しているというところでございます。ただ、全体的な、先ほど言われましたとおり、何て言うんですかね、下横田の団地、緑川団地ですけど、それと先ほど言いましたスポーツ施設と、また農地の冠水辺についてもやっぱり緑川、竜野川、それとこの大井手川、全て関連したような形で問題が今、発生しておりますので、その辺については内水面的な調査も行っておるということでございますので、その辺も含めて、まだ明快な答えが今はまだ出ておりませんけど、調査の段階ということでご説明させていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 1番。

〇1番(山内売一君) 強制排水ポンプの設置あたりが要望が出ているということでございます。例えば、嘉島町あたりが排水ポンプをされておりますけれども、申請からできるまで結構時間がかかっておると、また、金額も大きいものがかかっておると思います。

その期間の間ですね、何年も待っとかにゃんという間に、住民の人たちはやっぱり不安とか心配がいっぱいあるのではないかと思っております。下横田地区の関係する方から見れば毎年ですので、来年の梅雨時期になるとどうなるんだろうと。農家の方も被害を軽くしてほしいなというような思いではなかろうかと思います。そういう意味で、安心・安全な暮らしという中で、町単独で、待っている間、不安を解消するようなものはないかなというふうなことを思っております。

そういうことで、産業振興課長さんの土地改良区あたりとは協議をしながら浚渫あたりをしているということでございますが、要望された方々と今までそういった話はさっきされていないような、2年前出ております下横田地区とか、そういったところとの協議は特にされていないというようにちょっと今、伺ったところですけども、そのあたりはどうで

すか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 議員がおっしゃるとおり、文書でのやりとりというような形で、文書でこれまでの経緯と今後の維持管理について回答を行ったところでありまして、おっしゃるとおり地元の方たちの不安要因については、やっぱりもうちょっとこちらからの説明等が今後必要になってくるんじゃないかという思いではおります。 以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 1番。

○1番(山内亮一君) 下横田についてはそういったところでございます。またさらに、 先般の雨では船津地区において崖崩れがあっておりますけれども、建設課長にお尋ねです けれども、そういった船津地区の崖崩れ等に対して先般、土砂災害警戒区域の調査という のがあっておりますけれども、何かこう救済策というか、そいうったものは県の事業だっ たりというのは、何かそういうのはありますでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) はい。それでは、船津地区の土砂災害についてと、その後のどういった事業対策ができるかということについてお答えいたします。

船津地区では、谷地区と迫地区の一部が急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、県に おかれまして現在、土砂災害の基礎調査が実施されております。その後、土砂災害警戒区 域等の指定がなされるものと思われますが、住民説明会が現在行われております。説明会 の内容といたしましては、土砂災害の種類を知ってもらい、船津地区における土砂災害の おそれのある区域を明らかにし、広く住民に知っていただき、いざというときの自主避難 を促し、防災意識を高めることを目的として住民説明会がなされております。

その後の、そういったときに崖崩れが起こったときの対応できる事業といたしましては、 急傾斜地の崩壊による災害から保護するための事業として国庫補助事業や単県事業があります。採択要件がありまして、急傾斜地の危険区域に指定されているか、もしくは指定の可能性があるところ。それと土地の傾斜が30度以上の急傾斜地であること。で、崖の高さが5メートル以上あって、保全を要する人家が5戸以上あること。以上の要件全てを満たした条件において、国庫補助事業や単県事業の実施がなされております。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 山内議員。

○1番(山内亮一君) そういう条件のもとで、今の夏の崖崩れというのはなかなか採択というか、県の事業、国庫補助にかかわる度合いが少ないということでございますかね。そういったときに、じゃあどうするのかと。じゃあ、町ではどうにかならんのかということを言いたいわけでございますが、現地を見てみると雨期に降った雨が、排水のほうがその家の近くに集まってきて、土手が崩れてしまうと。そして、だんだん民家のほうに危険が及んでくると。谷地区とかそういうところはもう全体的にそういう状況ですので、調査があって資料をいただいておりますけれども、地図の中でもそういう場所だということに

なっております。県のほうにも要望は要望としていただきたいと思いますし、また、県に 要望してもなかなか時間がかかるということでございます。その間の不安を解消するため にも、町のほうで何らかの対応をしていただきたいと。排水が集まってきているところの 水の方向を変えるとか、地元と調整をしていただきたいというふうに思っているところで ございます。

そういう面で建設課長、現地も見られたと思いますけれども、付近の排水対策とかそういったところについては取り組みができるかどうかお尋ねしたいと思いますけど。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** まず、崖崩れの現地について確認しましたところ、道路 排水とかが原因でですね、崖崩れの原因にした場合には、町としての排水対策は行うんで すけれども、個人の住宅の裏山が崩れたりしたときにはなかなか町での対応がですね、難 しいような場合や状況がほとんどでございます。

こういった場合の対応ということでありますが、地元地権者の方とですね、相談して簡易的な応急対策ができることがあれば、今後も実施をしていきたいと思いますけども、そういった対策がなかなか難しいということで、県の事業で何とかできないというふうに県の方と一緒になって現地を視察して、要望をですね、やっているところでございます。以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 山内議員。
- **〇1番(山内亮一君)** 今、建設課長のほうから県のほうに要望していると。なかなか 地元でも個人の場合にはできないということでございます。

ただ、調査では全体的な地形から指定地区にされているような感じでございますので、 県のほうにも継続的に要望していただきたいと思っております。町長には安心・安全のために地元との調整、話し合い等を是非行っていただきたいというふうに思っています。安心・安全ということで、大雨とかそういったときの時期のときだけじゃなくて、やっぱり事前にそういう話し合いをしながらじゃあ、これとこれはこういう排水をちょっと対策しとこうかとか、そういったところができることは町でやっていただきたいと思いますので、地元の調整、話し合いについて町長のほうからどういう、しっかりやっていくとか、そういった気持ちをお伺いしたいと思いますが。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) 例えば、災害が起こった後については、これはもう災害復旧工事で対応しますので、ほとんどがその年度、あるいはその翌年度には完成してしまいます。で、先ほどからそれぞれの課長が申し上げておりますとおり抜本的な解決を図るためには、これは国・県のいろんなご支援をいただきながら、またあるいは事業主体を国等でやってもらわないとなかなか解決できない事柄も非常に多いのかなと思います。

例えば強制排水の排水ポンプの問題とかですね、これ毎年国土交通省のほうにも我々は 要望活動にですね、参りましてその点も申し述べておりますし、内水対策をいかにして解 決していくのか、そういった事柄についても要望書を持って毎年お願いに回っているよう な状況であります。

ただ、そういう状況が解決するためには、おっしゃるとおり相当の期間が必要だということはも議員も十分ご理解をしていただいているものというふうに思います。ただ、できるまでの期間をじゃあいかにして地域住民の方々に安心を与えるのかということが非常に大事なことだろうと思いますので。自主防災組織を強化するということも一つの考え方でしょうし、それと応急とか、それから、緊急的に全ては解決には結びつかないけれども、町のほうでやれる範囲というものもこれはやっぱり考えていくべきだろうと思います。

その辺をいかにして地域の方々と連携、あるいはおっしゃるような調整を図っていくのか、その中で見えてくる部分もあろうかと思いますんで、是非その辺についてはですね、それぞれの関係部署がありますので、今後その辺の研究は是非必要だというふうに思っているところであります。すぐには抜本的な解決には結びつかないかもしれませんけれども、是非その点はご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(緒方哲哉君) 山内議員。
- **〇1番(山内亮一君)** ありがとうございます。

町長の言われるとおり、なかなか時間がかかるものでございますので、できるだけ要望は要望として、地元の安心・安全のために話し合い等を続けていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(緒方哲哉君) これで1番、山内議員の質問は終わりました。 しばらく休憩します。10時45分から始めたいと思います。

休憩 午前10時36分 再開 午前10時45分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番福田謙二議員の質問を許します。

○5番(福田謙二君) 改めまして、おはようございます。

もう早速ですが、質問に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初にですね、鮎緑の湯について質問をさせていただきます。

9月9日の日に全員協議会で方向性を報告されました。この中で、赤字が人件費を除いて平成24年度が約870万、そして25年度が屋根の修繕工事を含んで1,300万。この中にはこの修繕工事が370万となっておりますけども、そして26年度が約810万円の赤字で財政への影響があり、来年の3月の末で廃止ということでございますけれども、この廃止までの中でPR活動を行ったが利用者の増加にはつながらなかったということで、このPR活動はどのような活動をされたか、どのようなサービスをされたのかというのを質問したいと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** はい、お答えいたします。

5月5日のショウブ湯、冬至にユズ湯の日を設け、広報紙や封筒を活用したPRや健診 受診者に対する紹介、ウオーキング教室での参加者等へ無料入浴券を配布するなど、鮎緑 の湯を広く町民の方に知ってもらい、利用につなげてまいりました。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **〇5番(福田謙二君)** 今、無料券をウオーキングなどでやられたということでございますが、その利用券の利用されたのは大体何人ぐらいかわかりますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 実際に利用券を配っておりますけれども、ほとんどもらわれた方が、日ごろ利用されておられる方に差し上げられたということでございます。
- 〇議長(緒方哲哉君) 福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** この湯でございますが、普通の民間のお風呂屋さんですね。26 日、風呂の日と名づけてですね、無料券を配布されたりとか、そのような方法も一つではあると思います。私が思うにはですね、この26日の風呂の日をですね、半額券を配布をし、この券で2人、3人ぐらいまでだったら利用できますとかですね、そういうふうにやればですね、半額券をもらった人が、家族あるいは知り合いですね、そういう人を一緒に連れてくる可能性があるわけですね。

それから、1回の利用につきポイントですかね、普通いろんなところでポイントがありますけれども、10回ポイントもらったら1回無料になりますよとか、そういうこともやったほうがいいんじゃなかったんじゃなかろうかとば思いますけども、その点につきましてはどのようなふうに。執行部側がいろんなことをやられたと聞きますけれども、利用者の増加につながらなかったということをですね、そこをしっかりとですね、考えて、そういう点につきましてどのように考えを持っておられるかお聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 利用度を上げるためにどういう手段をとったかというようなお話もありますけども、その前段にですね、まず廃止に至るまでの経緯を、私のほうから改めてここでご説明をさせていただきたいというふうに思います。

このご指摘の総合保健福祉センターについてでございますけれども、これは平成12年度に町民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上、それから福祉活動を推進していく上でそれらの活動の拠点として設置をされたものでありまして、現在その目的に沿って利活用がなされているところであります。

ただ、浴室、それから休憩所につきましては、当初から健常者の利用のほうが多かった ということでございまして、入浴時に介助あるいは支援が必要とされる方の利用について は、なかなか使い勝手が難しいような状況下にあったというふうに思っております。 浴室の利用度を上げるためには、先ほど担当課長がお話を申し上げましたとおり、例えば町の広報紙を活用したPRでありますとか、それから健診受診者に対する紹介、あと、ほかの課のイベント参加者への紹介、さらにはチラシ、通知用の封筒への浴室の記載、そういったPR活動についてもやってきたわけでありますけれども、結果的には利用者増には結びついてこなかったという、そういう現実がございます。

そういう中で、この鮎緑の湯の収支状況については、議員が先ほど述べられましたとおり非常に厳しい状況がございまして、この状況をやはり考えていくべきだということで行財政改革本部の中でもこの問題についてはこれまでもいろんな話がありました。そこで執行部といたしましては、鮎緑利活用プロジェクトを立ち上げまして、そこのプロジェクトの中で協議を重ねてもらったところであります、その結果、地方創生を見据えた取り組みの提案として、町長宛てにその報告書も提出をされております。

今後については、その報告書を基本に考えて、新たな視点から鮎緑の今後の利活用を考えていきたいというふうに思っているところでございます。どういう状況かについては、 担当課長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答えいたします。

今後は甲佐町の多世代多機能型健康増進事業といたしまして、構築事業といたしまして、 いろいろな事業をしたいと思っております。

まず、どういう事業かと申しますと、健康マイレージ機能といたしまして、甲佐町健康マイレージシステムの設計、甲佐町商工会様と委託業者と連携をいたしまして、鮎緑の利用していただく際にポイントをつけまして、それをお買い物券にしていただくという機能。それから健康増進機能といたしまして、個別健康運動プログラム作成指導、集団運動プログラム指導、ウエストサイズ大作戦等の健康増進機能、それと子育てサロンを週3回実施いたしまして、子育て支援機能の充実を図りたいと思っております。さらに、高齢者健康づくり介護予防機能といたしまして、甲佐元気クラブ、これは買い物や昼食つきミニデイサービスを実施することにいたしております。それから多世代交流といたしまして、子育てサロンと内容を詰め、これから三代で交流ができるイベント等を企画いたしたいと思います。町民の方皆さんが利用できる施設の充実を図りたいと思っているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(緒方哲哉君) 福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** ちょっと前に返りますけれども、今の質問のですね。アンケートをとられたですね、利用者にですね。そのアンケートの内容と、一応この資料でいただいておりますけども、アンケートの内容をですね、こうやって今、もらっているんですけども、このアンケートは廃止を頭に決めて進めてきたのか、それともアンケートをとった結果にこういうふうになったのかとか、これは平成26年の2月ですかね、いや、1月6日からおおむね2週間というふうにアンケートをとっておられます。で、その結果がここに

載っているわけですね。

この26年1月の間の2週間、これは廃止を頭においてこのアンケートとったのか、お聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** このアンケート調査につきましては、平成26年1月6日からおおむね2週間程度、鮎緑の湯の利用者82名を対象に聞き取り調査を実施しております。こちらは廃止を目的にとったものではございません。一応、参考にということで、検討材料の一つで実施したものでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** はい、このアンケートでございますが、町長も2期8年、今回3期目ということで、この24年、25年、26年、赤字がこれだけあるということで、財政に厳しいということで、そのころから考えは持っておられたんじゃないかろうと思いますけれども、そういう中で、この利用者の方の増加を増やすためにPR活動をされましたけれども、そのPR活動が利用者の方、町民の方にですね、どれだけですね、わかってもらえたのかですね。

結果的に、利用者が増えていませんよね、そうでしょう。これはもう少しですね、考えることがあったんじゃなかろうかと思います。やっぱりいろんなことをやって、やはり……、週に1回金曜日、調整会議が行われているかと思います。そういう中で過去、課長さんたち、それと町長の中で、利用者がこうやって減ってきているんですよとか、どうかいい方法はないものかとか、そういう話はあったでしょうか。どうですか、町長。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 現在、この鮎緑の湯の利用者においてはですね、主に高齢者の 方とそれから利用される方の固定客といいますか、そういう状況の利用が多いように思い ます。

そこでひとつ議員にも承知おきしていただきたいのが、これまでも非常に経営が厳しいというような状況はお話ししてまいりました。で、この数字はですね、現在の年間の利用者総数、平成26年度の数字ですね。だから1万4,973人の利用者の総数というふうな数字が上がっております。で、仮にですね、仮にこの入場者数で収支の均衡を図ろうとした場合に、じゃあどれだけの入場者がないと、要するにプラスマイナス0という数字になるのかというようなことでありますけれども、試算してみますと年間の1万4,973人に4万451人の方がそれに加えたところで利用していただかないと、この鮎緑の湯を運営していくのに、要するに0収支にはならないということになります。

で、一つは鮎緑の湯の本来の目的というか、設置目的については先ほどから申し上げたとおりでありますし、それと泉源は温泉というわけでもありませんので、要するに健康増進というような意味合いが非常に大きいのかなというふうにも思いますけれども、先ほど申し上げておりますとおり、金額的なことばかり言うわけにいきませんけれども、仮にそれを収支バランスをとろうとしたらば、それだけの入場者数が必要だということが一つあ

ります……、という状況になりますということを、まずご承知おきいただきたいというふ うに思います。

〇議長(緒方哲哉君) 5番。

○5番(福田謙二君) この全員協議会の9月の資料でございます。ここに今、先ほど言われました高齢者の安らぎの場を提供する。この公共がやっているこのお風呂を利益を上げるという目的じゃないわけですよね、実際。公共だからこそこうやってできるんじゃないかと思うんですよ。じゃあ、普通の民間の湯だったらそうはいきませんですよね。だから、利用者の方、町民の方にやっぱりそういうところをですね、しっかりとわかっていただくか。だけん、私が思うのはですね、この廃止までこういう策をとったんだよ、いろんなことをやったんだよ、でも、結果的にこうなったんですよって。だから廃止に至ったわけでしょう、実際。まだそこまではいろんなことをやっとらんわけですかね。やはりいろんなことをやってこそですね、こういう結果になったということであればですね、利用者の方、町民の方にもですね、いろんな説明ができるんじゃないかと思います。

やっぱりこういうことをもとにですね、するとやっぱり今の状況ではですね、この廃止をですね、幾らか延ばしてもいいんじゃないか、そして、やることをやって、いろんなサービスをやって、こうだったんですよ、しかしこういう結果ですってそういう説明がですね、利用者の方にできるんであって、納得していただけるのであればですね、廃止はいいんじゃないかと思いますけれども。今後、もう少しいろんな策をですね、やっていただくならばと思いますけど、どうでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

○町長(奥名克美君) 平成25年度に、先ほど申し上げたかもしれませんけれども、浴場を利用されている方にアンケート調査を実施しております。その結果としては高齢者、それから固定の利用者が主に使っておられるという結果が出ております。その中でお風呂がないと言われる方については、当時は9名いらっしゃったというふうに承知おきをしております。で、現在はその9名の中からも施設に入所されたり、あるいは家の新築をされたりして、そういうふうな現状が回復されている方も現在おられるのかなというふうにも思いますけれども、議員がおっしゃるとおり利益を上げる場所ではないと、行政はということでもうちょっと考えてもいいんじゃないかというようなご指摘でございます。

ただですね、収支については先ほどお話をしましたとおり、もう均衡を図っていくためには恐らく厳しいような状況にあろうかというふうに思っております。町は利益を追求するものではないとは申し上げますけれども、町全体のじゃあ公共の福祉といった考え方からいった場合には、年間発生するこのマイナスの収支是正を図らざるを得ないようなもう段階まできていると、私はそういう判断をしております。

これを逆に放っていくことによって、例えば年間1,000万近いマイナス収支が生まれますので、10年すればこれは1億という数字になるわけなんです。これも町の一般財源の目減りということになりますんで、例えば10年間で1億の予算でもっともっと多くの事業にも手がけられると、そういった考え方もできます。

したがいまして、これを逆に放っておくていうことが逆に行政の怠慢というふうな指摘 も、ある意味利用されない方からはご意見が出てくる可能性もあろうかと思いますんで。 我々としては、これまでプロジェクトの中でいろいろたたいてきた結果をもとに、この件 については予定どおり進めたいというふうに思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** 今、周知の話が出ましたけども、鮎緑の湯に行ったら自動販売機で券を買いますね。それから受付のほうに行って券をやります。そこからお風呂に入るわけですね。そのときに受付のここがあるなら、ここの下に張ってあるわけですね。お知らせということでですね。で、あの内容も文面が長いわけですよね、読む人にとって。上から下までずっとあります。なかなか見るにも見づらいと私は思います。いろんな方もそう言っておられます。

そして、周知の仕方も、お風呂に入ったらまず脱衣場で服を脱ぐわけですね。その服を脱ぐ間、時間がありますね。脱衣場の中にも張ったらいいんじゃなかろうかと思いますよ。そしてお風呂に入って、また風呂から上がったら脱衣場に来て服を着るわけですね。そして鏡の前に立ったり、その鏡の横とか、そういうふうに利用者の方にこういうふうな現在なっていますよという周知の方法は、もう少し考えてやったほうがいいんじゃなかろうかと思いますけれども。

今後、予定では来年の3月末ということでございますけれども、そういう周知の方法ですね、もう少しわかりやすく、議会広報じゃありませんけれども、字が多過ぎたらなかなか読めないよって。ちょっとインパクトがあるようなそういう周知の仕方、そういう今後、考えを持っておられるのか、周知の仕方ですね、お聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- ○総合保健福祉センター所長(井上美穂君) お答えいたします。

今回の件につきまして、まず、利用者の方々への周知ということでけれども、まず住民の方への周知につきましては、10月1日に区長さん方に組回覧をお願いしておりました。また、利用者への皆様へは鮎緑の湯のお知らせチラシと、受付に施設がどのように変更になるかを示した広告を掲示しておりました。利用者の皆様には一番見ていただける場所への掲示など、周知不足でご迷惑をおかけした点もあるかと思います。改めておわびを申し上げたいと思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** ということは、今後またぴしゃっとした周知の方法をとられる わけですね。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** はい。
- **〇5番(福田謙二君)** でですね、ちょっと質問、せっかく執行部の皆さんがここにおられますので。鮎緑の湯を利用された方はちょっと挙手でいいですから、いいでしょうか。

何名ぐらいおられるか。

そうですね。はい、わかりました、ありがとうございます。その中でも何回ぐらい利用されたか、これは人それぞれ違います。やっぱり執行部側にも利用されてない方がおられるとですよね。やっぱり利用してこそ、どうなってるんだということがわかるかと思います。実際入ってみて、電気がぽかぽかぽかぽかしています。消えているところもありました。その電気一つかえるのに10日から2週間ですよ。多分、連絡は行ってると思うんですよね。で、やっぱりお風呂を管理する人が毎日、お風呂が昼過ぎからですね、開くのが。午前中ぐらい行って、水道の出、シャワーの出、電気、どうなっているんだというのをやはり確認をして、そういうふうにしないと電気一つにしても、10日から2週間ぽかぽかぽかぽかやっとったら、このサービスというのも、逆にこれは悪影響を与えよらんだろうかと思うんですよね。

そういうところも、ひとつ今後しっかりとやっていただいて、利用者の方々にもこうなんですよということをちゃんと説明できて、納得していただいて、今後廃止に向けてやっていただきたいと思いますけど、よろしくお願いしときます。

今ので鮎緑の湯の質問は終わらせていただきます。

それから、2番目に定住促進事業についてということを質問いたします。

この定住助成金のこの制度でございますが、今、いろんな制度があるかと思いますけれ ども、その内容をまずお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。

○企画課長(西坂 直君) 定住助成金制度の内容についてということでお尋ねございます。お答えいたします。

要綱といたしまして、甲佐町定住促進要綱ということで策定をしております。これにつきましては、甲佐町の過疎化及び高齢化の解消を図って若者の定住を促進し、活力あるまちづくりに寄与することを目的に、町の人口増対策、定住対策として平成12年に創設をされました。

この内容につきましては、甲佐町内に住宅を新築または購入し、定住ということで、5年を超える期間ということで設定をしております。定住する方で、土地購入時点で40歳未満でかつ同居する40歳未満の配偶者、または20歳未満の扶養親族がおられる方を交付対象としております。

助成金の額につきましては、別に定めております甲佐町開発行為等指導要綱によりまして承認をされました団地の土地を購入をされ、住宅を新築もしくは購入された方に対しましては100万円を、それと指導要綱に基づかない民間事業者などが開発した団地内の土地を購入して住宅を新築もしくは購入された方に対しましては30万円を、それと個人の所有する土地を購入し、住宅を新築もしくは購入された方に対しましては15万円を交付をするというふうにしております。

さらに、その方々に未就学児童がおられた場合には、承認団地の場合は1人当たり10万円、承認団地以外の場合は1人当たり5万円、個人の土地の場合は1人当たり3万円を支

給するというふうにしております。そのほか、要綱には事務手続等がございますけれども、 そちらのほうは省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番、福田議員。
- **〇5番(福田謙二君)** 今、助成金の制度を内容を答弁していただきました。

その中で承認団地100万、それから民間の開発業者がした場合には、土地を購入した方には30万、それから個人の所有するところに15万、こうやって助成の制度が実際あっておられますが、この制度の利用の実績は今までどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** 現在までの実績につきましては、先ほど申しました承認団 地が現在まで六つございます。北早川のサングリーンニュータウン、それと田原の森の住まい、下横田のあゆの里緑川団地、それと芝原の芝原第一団地、それと同じく芝原第二団 地、それに、町のほうで整備をいたしました緑町の緑町団地の6団地があります。このほかに現在、あゆの里緑川団地と緑川の堤防の間に2団地ございますけれども、こちらのほうはまだ実績がないということで、この6団地についての実績を申したいと思います。

この六つの団地に入居された総世帯数が198世帯、人口が662人あります。このうち定住助成対象世帯が107世帯、人口が379人になります。それと承認団地以外の団地への定住助成世帯は19世帯、70人になります。それと、個人からの土地購入での定住助成世帯が25世帯、97名となります。それで、全体の定住助成世帯につきましては151世帯、それと546名となります。参考までにこの定住助成対象世帯の中で、町外からの定住世帯につきましては103世帯、363名の方が町外からの入居というふうになります。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** 町外からは103世帯、363人。人口が何年か前には少し増えたこともあって大変よかったと思います。この現在の制度でいろいろ問題があると思いますけど、町長に3点ほど、これは見直しができないかというのを聞きたいと思います。

まず、今現在は土地を購入時に助成金ということでございます。先月の末に議員研修で石川の内灘町ですかね、行ったところには、家を建てたら助成金とかいう方法がありますから、土地の購入時ではなくて家を建てたときに助成金をするというような見直しをできないかと、それと年齢が40歳未満ですね。ちょうど議員研修で行ったときに、テレビでちょっとあったんですけれども、2000年に40歳から44歳の方の出生率が、全国で約1万5,000人おったのが2010年、約5万人に増えておるということでございます。結婚もやっぱり年齢が40歳から44歳でもそれだけ増えたということでございます。結婚は人それぞれで早い時期にされる方、遅い時期にされる方がおられるかと思いますけれども、この年齢につきましても、年齢制限をもう少し上に上げられるような見直しができないものか。その2点と、それから助成金が100万、30万、15万ですね。この金額にちょっと開きがある

ので、もう少し30万、15万を見直しをできないものか。

一つが私が思いますには、今、実際地元にはそうやっていい土地に行って土地を購入した場合には助成金が出るから、地元から若い人の流出を防ぐ。今、実際区役なんかをしましても、みんな一緒で一つずつ毎年歳をとっていきます。そうなってくると、区役でもだんだんだんだん若者の力が必要となってまいります。どうかですね、若者の流出を少しでも防ぐためにいろんなその見直しが必要かと思いますけれども、そういう点で、最後になりますから、町長のほうに答弁をお聞きかせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) ただいま福田議員のほうから、定住促進に向けての取り組みについて幾つかご提言をいただきました。ご承知のとおり、本町におきましてはこの定住促進といった事柄に対しては、若者の定住を促進しようという考え方から、個人への助成と、それから開発をされる開発業者に対しての助成をこれまでも行ってきたところであります。そういう中で、福田議員のほうからは土地を購入時にしないと助成対象にならないということが1点、それから2点目には年齢制限の問題、それから、3点目には助成の金額等についてのご提言がありました。土地を購入しなければ対象とならないという件については、現在は全くそのとおりでありまして、例えば親からの贈与の場合は対象とならないというような問題があります。深く話をしますと、ある意味核家族を助長するような事柄にもつながってくるかなという懸念も確かにございます。

それから、年齢については、じゃあ50歳未満ではどうしていけないのかというような問題もあります。生産年齢人口の問題もありますし、十分50歳未満でもいいんじゃないかというようなお考えでもあろうかと思います。それと助成の金額の問題もありました。そういった問題に関しては、町長マニフェストの中で、この各種助成制度の拡充を考えていこうということもマニフェストの中に述べております。そういうふうなことで、この今後の政策目標の中でただいまご指摘いただいた件については、財政状況もこれは当然勘案しなくちゃなりませんけれども、今後、協議検討していきたいというふうに考えております。以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 5番。

〇5番(福田謙二君) ありがとうございました。

仕事、年齢が60歳定年ということでございましたが、今回65歳までとか、そういう年齢の延長もございますので、どうかいろんなことを検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、空き家の対策について質問をさせていただきます。

空き家調査を実施し、私も今までこの空き家については何回も質問をいたしました。各 行政区の区長さん方に調査をしていただいて、それをもとに実施をし、検討するというこ とだったんですが、その後どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **〇企画課長(西坂 直君)** はい、お答えいたします。

これまで福田議員を初めとして、空き家対策につきましてはいろいろご指摘を受けたところであります。これを受けまして、本年の5月末に庁内で職員によりますプロジェクトチームを立ち上げまして、空き家全般について検討を行っております。

このプロジェクトチームの検討とあわせまして7月には現状把握ということで、区長さんを対象に空き家の調査を行いました。その結果、町内にある空き家の数が298棟、内訳といたしまして、倒壊のおそれや景観上周囲に悪影響を及ぼすおそれのあるといわれております特定空き家と疑われものが60棟、それと空き店舗が12棟、空き家が226棟あります。プロジェクトチームでは、国のほうで制定をされました空家等対策の推進に関する特別措置法というのがありますけれども、これを念頭に倒壊のおそれがあるなどの特定空き家に係るもの、それと、今後利活用が見込まれる空き家対策についての検討を行いまして、先月の9日に町長のほうへ報告を受けたところであります。現在、プロジェクトチームからの報告をもとに事業構築に向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(緒方哲哉君) 5番。
- **〇5番(福田謙二君)** 今、プロジェクトチームということが挙がりました。そのプロジェクトチームというのは執行部が……、普通これは民間の方、商工会とか青年商工部とか、そういった方は入られてないんですかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** 今回のプロジェクトチームにつきましては、庁内の関係各課の職員でのプロジェクトチームでございます。商工会等の委員はということでございますが、この検討段階で現在、商工会青年部のほうでこういう空き家等についていろいろ話し合い活動をされているというような情報も受けましたので、その方々から意見聴取は行ったところでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** まあ、その青年商工部の方からですね。ということは、これはそういう、この会議は普通の青年商工とか何かのとは……、何回ぐらいそういういろんな情報をとりましたか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** 回数につきましては、実際会議の中に来ていただいたのが 1回程度、それとちょっと意見を聞くというなところで1回程度行ったところでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** そういう場というのが、青年商工部の方は1人か2人とか、何人か来られて、そのときにいろんな話を聞くというような感じですかね。はい、わかりました。

今、答弁があって、プロジェクトチームからの報告をもとに事業構築に向けた準備を進めているところであるということでございますが、今現在、検討している事業の方向性は

どういうものかというのをお聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** プロジェクトチームからの報告内容を若干触れたいと思います。

空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進して、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与するということを目的として、空き家等対策条例の制定ということと、空き家対策に関して地域住民、それとか、いろいろホームとか建築の関係部署がございますけれども、そういう方々からの意見を反映させるために空き家等の対策協議会の設置、それと空き家等の所有者などの調査を行ってデータベース化し、空き家バンクの創設、それと空き家の利活用の場合における助成制度の創設などの提案を受けております。

この報告を受けまして、まず空き家対策の根本となります条例の制定に向けまして、次の議会までに上程できればというふうに考えて、それを目指したところで現在、事務手続を進めております。

それと、空き家の利活用の場合の改修などに対します助成制度の創設につきましては、 町の人口増対策とか定住政策にかなうように、またそれと現在の地方創生の総合戦略を念 頭に置きまして、さらに他の自治体での取り組みを調査して、現在行っております、先ほ どありましたように、定住促進要綱などとの整合性なども勘案しながら事業構築に向けて 現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 5番。

○5番(福田謙二君) 是非、空き家バンク創設、それから空き家利活用の場合の改修などに助成制度の創設ですね、是非やっていただきたいと思います。そして今、現在甲佐町の年間の行事の中で初市、あゆまつり、特に蚤の市、スポーツフェスタですね、今回初めて行われました4月の29日だったですか。町外からの方が非常に多く来られます。そういう中で、また、かわまちづくりも今年からいろいろと進んでおりますけれども、安津橋上流にも今回、運動施設ができるように計画されておるわけでございますが、甲佐町のよさをしっかりとPRして、いろんな方に甲佐町を知っていただくというのが是非、必要ではなかろうかと思います。

是非、いろんな面で甲佐町のPRをして、甲佐町というところはいいところだなって、 住んでみようかとかいうような、少しでも声が出るようにしっかりと頑張っていただきた いと思います。よろしくお願いいたします。空き家バンクのほうはそれで終わらせていた だきます。

それから、最後になりましたけれども、上早川の城平山です。城平山の筆界未定の町有地について質問させていただきます。

この城平山というのは、私たち上早川の人たちからすれば、小さいころからの遊び場、 公園みたいなところでございました。その中で長い年月、もうすごい長い間ですね、周り を柵をしたままの状態であります。こういう状況である中で、これまでの経緯と今後の町 の方針はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- **〇総務課長(内山 洋君)** 城平山の件につきまして、これまでの経緯と今後の考え方ということでございますけれども、これまでの経緯につきましては、去る9月の議会のときにも若干経過については資料としてお知らせをしておったところでございますけれども、中身についてちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども。

まず、これまでの経緯についてでございますけれども、町は昭和59年3月3日に上早川字船野地区の所有地、通称先ほどおっしゃったとおり城平山につきまして7,459平米のうち、4,459平米につきまして当時の栄新建設有限会社と土地売買契約書を締結をして、売り渡しをしておりますけれども、この契約には条件がついておりまして、この売買条件といたしまして、昭和60年2月28日までに土石の採取跡地を整理して、残地3,000平方メートルを境界を確定した上で町に引き渡すということになっておりました。

その後、土石の採取が進まずに、6回にわたり契約を変更、延長しておるということでございまして、契約の履行を促してきたところでございますけれども、進展がないため平成16年9月24日付で契約条件不履行により契約の解除通知を行い、補証金も没収をしたというところでございます。また、地籍調査の際に土地の境界確認ができていない状況でしたので、筆界未定となっていたために早急に関係者と協議を行い、境界を確定させる必要がございました。そのため、平成17年8月26日に町から熊本簡易裁判所に対し、民事調停の申し立てを行っております。平成18年1月18日までに3回にわたり調停が行われましたけれども、双方の意見が折り合わずに不調に終わっておるところでございます。

その後も町から話し合いの申し出を行ってまいりましたけれども、大体、平成22年ぐらいまでかと思いますが、申し出を行ってまいりましたけれども、現在まで話し合いは行われておりません。その後は、町といたしましては静観している状況というところでございます。時間をおいて相手方の考え方が変わられるということを待っておったということかと思います。

今後につきましても、相手方が境界の確定につきまして話し合いをしたいという考えを 持っておられるのであれば、町としても協議を行うことについて何ら問題はないというふ うに考えております。そういうことであれば、協議を進めたいというふうに考えておると ころでございます。

以上でございます。

- 〇議長(緒方哲哉君) 5番。
- ○5番(福田謙二君) はい、ありがとうございます。

平成17年から3回の協議をされたということでございますが、折り合いがつかなかった ということですね。ということはこの間約10年ですかね、10年で3回ですかね。

向こうからの……、いいですか。

こっちから協議したいですよ、話し合いをしたいですよと言うても全然受け入れてくれないということですか。内容の折り合いがつかないわけですか。それ、どっちですかね。

- 〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) 平成17年の8月26日からの民事調停3回行っております。 先ほど申しましたとおり18年の1月18日まで3回にわたり調定が行われましたけれども、 そのときは双方の考え方の違いということで折り合いがつかなくて、調定が不調に終わっ ておるということでございます。その後も筆界を確定させるということで町のほうから相 手方のほうに申し出を行っておりますけれども、相手方のほうからはその申し出に対応し て、答えて協議に応じていただいていないという状況のまま現在に至っているという状況 でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** その相手の方は1件だけですかね。町有地を含めて4人の地権者でしょう。その中の1人と話の折り合いがつかないということですか。ということは、ほかの人はそれでいいですよと、話し合いの場を持つということですかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) 議員おっしゃいましたとおり、町を含めて4者所有者がございますけれども、あと、町以外の3者の方のうち2者につきましては、調停の段階で町の考え方に同意をしていただいておるというような状況でございまして、1名の方だけが考え方が違うということで調停が不調に終わっておるという状況でございました。
- 〇議長(緒方哲哉君) 5番。
- ○5番(福田謙二君) 正直言いまして、10年、それくらい経っております。できるならば、あそこは以前のようにはならないかもしれませんが、やはり地元の人たちは心配でございます。柵がしてあって、なかなかですね。この土地はどげんなるとって、いっちょん進展なかたいて。1年やら2年ぐらいだったらあれなんですけれども、ここ10年。その間……、そしてずっと前からですね、工事を行ったその長い年月が経っておりますので、是非この筆界未定をどうにかちゃんとできて、町有地がいろんなところに利用できるならと思っておりますので、是非この筆界未定をできるだけ早く進めていただきたいと思います。

以上でございます。

これで一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(緒方哲哉君) これで5番福田議員の質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。45分から始めたいと思います。

休憩 午前11時38分 再開 午前11時47分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、宮本議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

〇4番(宮本修治君) 4番、宮本です。

通告書に沿って順次質問していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1点目に龍野小学校増築工事についてということで、現在の進捗状況と管理体制 ということでお聞きしたいと思います。

現在の進捗状況はどういうふうになっておりますか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(古閑 敦君)** 現在の龍野小学校の進捗状況というところでお答えいたします。

龍野小学校の増築工事の進捗状況につきましては、6月にご説明しておりました基本計画をもとにいたしまして、増築部分に係る地質調査、それと実施設計について現在発注をしているところです。地質調査につきましては、10月5日の日に完了しているところです。現在におきましては、その基本計画、また地質調査の結果をもとに教育委員会、また学校と協議を重ねながら今、実施設計を行っている段階でございます。この実施設計につきましては、28年の2月末に成果品として提出が予定されているところです。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 4番、宮本議員。
- **〇4番(宮本修治君)** 増築工事の今後の工事についてお聞きしましたけれども、スケジュールについてということでお聞きしたいと思いますけれども。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(古閑 教君)** 今後の増築工事のスケジュール計画につきましてですけれども、今後の計画スケジュールにつきましては、実施設計の完了後に国庫補助の申請の準備、また建築確認等の申請を行いまして、平成28年度の事業実施に向けて準備を進めていきたいというふうに考えております。

増築工事に関しましては事業内定、国の補助の内定通知後の事業開始というふうになりますので、例年でありますと、この内定通知というのが5月の連休前後ぐらいに県のほうから内定通知がまいっております。その後の発注ということになりますので、契約等につきましては7月の初旬から中旬ぐらいになるのではないかというふうに見込んでいるところです。

増築の工事につきましては、2月の下旬から3月の上旬に竣工するようにというところで見込んでいるところでございます。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。
- **〇4番(宮本修治君)** そのスケジュールに伴い、今後、工事にかかられるわけですけれども、工事監理としてはどのように考えておられますか。監理のほうには。
- 〇議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(古閑 教君)** 工事監理につきましてですけれども、この工事監理につきましては、監理のほうを委託する業者はもちろん、また教育委員会、それと学校教育

課の担当職員、それと施工業者、それらの連絡を密にとりながら現場管理の徹底と、また 工程会議等も開催しながら、その中での工程管理、そういったものも随時行いながら徹底 した工程と品質管理、そちらのほうを行っていきたいというふうに思っております。

また、そういったところで不具合等が発生しないような体制をとって監理のほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 4番。
- ○4番(宮本修治君)
 龍野小の増築に関連して質問を行っているわけですけれども、 甲佐中学校の件からしてみますと体育館の雨漏り、今度龍野小学校は増築されるわけです けれども、梅雨どきの雨漏り、台風で吹っ飛ばないようなですね、ちゃんとした施設を町 でちゃんと監理して造っていただきたいと思いますけれども、それに伴い発注者側は甲佐 町となりますけれども、受注が業者となりますに当たっては、町には専門職のですね、以 前には学校教育課のほうにもそれなりのプロがおられたと思います。今、建設課のほうに 臨時で入っておられると思いますけれども、そういう方も、増築に当たってはプロ意識と して監理としての、受注側にアドバイスなり何なり指導していただいたほうがいいんじゃ ないかと思いますけれども、その点は人事の件になりますので、町長にお伺いします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **○町長(奥名克美君)** 監理の面については、ただいま学校教育課長のほうから説明があったとおりであります。日常的な工程管理、あるいは事務的な協議については担当課の職員が対応していると。それから、より専門的な技術的な協議になりますと、やはり専門的知識が必要になりますんで、現在までも設計事務所等に監理業務をお願いしていたという経緯があります。

これまでも職員の中にも1級建築士の資格を持っている者もおりましたので、大体そういう人材を担当課の中でそういう建設業務のほうに張りついていただいて、甲佐中学校の場合においても対応させていただいた経緯があります。

必要な場合には、そういう今の建設課に配属されております臨時職員がおられますんで、そういう方々にご協力をいただいたらどうかというようなお話もありますので、必要とあらばそういう点についても検討していきたいというふうに思います。ただ、基本的には先ほど申し上げたようなことでこれまでは進めさせていただいているということはご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君**) 4番。
- **○4番(宮本修治君)** 今後は検討するということでありますので。建ってからでは遅過ぎますので、工程の段階でいろんな面でチェックしていただいて、子供たちのですね、せっかくできる施設ですので、子供たちの学びやとしてはちゃんと最後までしっかりした工事をお願いしたいと思います。

次に入ります。2点目はですね、宮内地区の町水道整備についてということで、今後の

整備計画についてということでお聞きしたいと思いますけれども、宮内地区の町水道整備について整備計画等があれば、お聞きしたいと思います。担当課長にお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 宮内地区の水道整備計画についてお答えします。

まず、上水道の状況について説明させていただきますと、上水道は現在、宮内地区では上揚、安平区を給水区域としております。この2地区につきましては、平成20年度から21年度にかけて整備したものでございまして、平成22年4月から給水を行っております。

残った宮地区内の水道施設整備については、アンケート調査、人口推計、現地調査などを行いまして、お手元に配付させていただいております宮内地区水道施設整備基本計画という計画書を平成26年5月に策定しております。計画策定に当たっては、衛生的で安定した生活用水の確保、供給を前提条件といたしまして、経済性も十分に考慮いたしたところでございます。

計画ではまず、打出・川平水道組合様が使用しておられる湧き水の水源を活用いたしまして、入江、小鹿、打出・川平、広瀬、柳瀬、西原の6組合を統合しました施設を新たに町が料金収入をもとに管理運営する簡易水道として整備することとしております。ちなみに、簡易水道とは給水人口101人以上5,000人以下のものを申しまして、5,001人以上の上水道とは法律で区分されております。計画しております施設が整備されますと、町は上水道事業と簡易水道事業という二つの事業を経営していくこととなるかと存じます。

続いて、最初の施設が整備された後のことでございますが、その次には午王瀬、下谷、谷内、堂の原の4組合を谷内の破魔吞を水源とした新たな施設として整備しまして、先に整備しました簡易水道に経営統合していく計画としております。

ただ、水質に問題がございました午王瀬、下谷の2組合は、昨年谷内水道組合と統合したため、このエリアは4組合じゃなく実質2組合の統合となります。この谷内、堂の原地区の整備につきましては、緊急性の高かった午王瀬、下谷地区の水質の問題が解決しておりますので、今後組合の方々と相談しながら整備時期等について協議していきたいと考えております。

残る本坂谷と井戸江でございますが、本坂谷については平成18年度に全面整備した新しい施設であり、現在のところ大きな問題は生じておりませんので、しばらく様子を見させていただきたいと考えております。また、井戸江につきましては、町道改良工事による立ち退き等で戸数が減少しているため、給水人口等の動向を見ながらキャンプ場を管理する社会教育課、また発電所を有しています九州電力と協議しながら、今後、整備方法等について検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 4番。
- **○4番(宮本修治君)** いろいろ今、組合の方で事業を分けてされるということですけれども、この事業全体が終わる見込みとしては何年をめどに、何年ぐらいの規模で見ておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。 1、2、3で分けてありますね。大体何

年ぐらいの規模で。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 整備時期につきましてですけれども、最初にご説明させていただきました6組合を統合する件につきましては、県営の中山間総合整備事業を活用しまして、飲用農雑用水施設として整備できますよう、現在平成29年度の事業採択に向け計画書を作成しているところでございます。この……。
- **○4番(宮本修治君)** トータルでよかけん。もう何年でよかけん。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 県営事業につきましては担当が産業振興課になりますので、そちらから説明していただきますけれども、この最初の施設の次の施設については、谷内地区とか本坂谷地区につきましては、地元と協議しながら進めていきますので、現在のところ整備時期は未定ということで、最初の地区についてだけ産業振興課の方から説明させていただきたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 4番。
- **○4番(宮本修治君)** 基本計画のもと、まだ協議しないとわからんとおっしゃっとるけれども、もう基本計画のもと、大体めど的にここは何年、ここは何年、ここは何年ってわかるじゃなかですか。それば言うてもらえばよか話だけん、延々としゃべらんでよかつだけんですね。もう腹減っておりますけん、もうですね。

もう、一応次にいきます。

この町水道とですね、宮内全域に整備した場合と、簡易水道でした場合の差額ですね。 町水道でいった場合ですよ、全体を。と、あと小鹿まで行かれとっとですかね、小鹿まで 行かれたときの、そこから先の簡易の差額ってわかりますか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 少し古い資料になりますが、以前、町で宮内地区全体を上水道にした場合の費用が8億8,000万ということになっておりますが、上揚、安平分を含んでいますので、その分を2億と推定すると6億8,000万円になるかと存じます。今回の計画では3億7,000万となっていますので、3億1,000万円ほど簡易水道で整備したほうが安いということになります。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。
- **〇4番(宮本修治君)** 3億1,000万ほど安くなるということでありますけれども、計画は上揚まではできておるわけですね。

(「安平まで」と呼ぶ者あり)

あ、安平までは。安平まではできて、そこから先は簡易にするということですけど、その整備時期と財源についてお伺いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 先ほど環境衛生課長のほうから説明があったと思いますけど、財源等と今後の進捗ですけれども、現在、産業振興課のほうで県営事業で、平成

29年度の採択に向けて中山間総合整備事業の三期地区ということで計画を行っているところでございます。

この事業によりまして、早ければ平成29年度からの採択後、予算のつき具合でございますけれども、その中で実施していきたいということで思っているところでございます。 以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 4番。
- **○4番(宮本修治君)** 早ければ29年度からということでありますけれども、今の状況で濁り水が出たりとか何という状況もあるそうで、できる限り早くされたほうがいいのかなという頭がございますけれども、その事業に当たって、今後中山間あたり、過疎債あたり使ってされるかもしれませんけれども、もしもその採択ができなかった場合は、どうお考えですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) はい、今回の中山間の事業については採択に向け、町、県協力して努力しているところでございますが、万が一採択にならなかった場合には、補助率の高い国庫補助等を活用して整備していきたいと考えております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。
- **○4番(宮本修治君)** 今後とも大変だろうと思いますけれども、いろいろ宮内地区は今、町でも取り組んでおられます空き家対策ですね。空き家対策に伴い、いろんな空き家が増加していると思われますけれども、その中で仮に空き家があって、そこに1軒、もしくは2軒あった場合のそういうところも一緒にされるのか、または話し合いで今の現状のまましばらくは使っていただくのか、簡易で引き込み管というんですかね、配管をそこまで引かれるのか、いろいろ検討されておると思いますけれども、空き家対策が今後議論されると思いますけれども、言い方は悪いんですけれども、2軒とか3軒とかなってそこの空き家があるですね。今後、誰も入居者がおらんというところまで引かれるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) はい、町または県で整備させていただくのは配水管、いわゆる本管部分までとしまして、給水管、いわゆる本管から家までの引き込み管でございますが、これにつきましては上水道と同じように各戸に負担していただく予定としております。したがいまして、空き家につきましては所有者の方に判断していただくことになるかと存じます。

ちなみに、平成20年度から21年度にかけて整備しました上揚と安平については、引き込み管の工事費の総額を均等割で負担していただいておりまして、1戸当たり約14万円支払っていただいております。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 4番。

○4番(宮本修治君) その対策としてはその引き込み管でされるということで、1戸当たり個人負担となるということになっておりますけれども、何で自分ちょっとこれお聞きするかというと、いろんな町、行政側として、地元の方に今までは結構周知をされて、説明会なりされてきたと思いますけれども、年数がわたるにつれてだんだん忘れ気味と。聞いてもちょっとわからんという専門用語的なことを、いろんな文面とか何かで周知されると思いますけれども、わかりやすく、今後も何年にわたって整備されわけですから、地域の方にはですね、わかりやすく地元説明会なり何なりされると、大分誤解が生まないようにできるんじゃないかと思うんで質問いたしました。

次にいきます。次はですね、3番目の鮎緑の湯についてということで、鮎緑の湯廃止に 至った経緯について町民の意向についてということで質問したいと思います。

この鮎緑の湯に関しては、いろんな視点があると思います。行政側の視点と入浴者の側からの視点。それに伴い、いろんな不平不満、入浴者の方々がいろんな不平不満をよく耳に聞きます。しかしながら、9月に全員協議会の場で報告があって、10月にはお知らせをされたと。しかし、10月のお知らせに向けてはもう廃止しますということで、その中身に関しては何の記載もなかったということで、入浴者またはそこに勤めておる方々からの怒りが大分あるかと思います。

しかしながら、行政側としては言い分があろうと思いますけれども、鮎緑の湯の年間の管理費ですね、それと人件費。いろいろ年間に合うあれがあると思いますけれども、その点はさっきの2番の質問、福田議員と重なるわけですけれども、ちょっとお聞きできればと思いますけれども。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答え申し上げます。

鮎緑の湯の年間の赤字について人件費も含め幾らになっているかというご質問だと思います。まず、平成26年度でご説明申し上げます。収入は258日の営業で297万5,150円となり、1日平均1万1,531円となります。また、職員人件費を含めた支出、必要経費は1年間で2,344万6,705円となり、1日平均9万878円となります。この差額の7万9,347円が1日の赤字となり、1年間で2,047万1,526円となります。

24年度は、1年間の人件費を含めた赤字が2,064万1,834円、25年度は屋根の修繕等の工事もあり2,503万4,006円の赤字でございました。

以上でございます。

- O議長(緒方哲哉君) 4番。
- **○4番(宮本修治君)** あそこの鮎緑の湯をですね、1日当たりの換算した場合、年間でいくと2,000万弱と赤字がありますけれども、1日当たりに換算すると7万9,347円の赤字が出ていっとるという試算が出ておりますけれども、前からこの問題は行政側としては赤字経営ということでいろいろ問題が出ておりますけれども、今回のですね、急な廃止により、地元の区長さんあたりとか利用者の方々の住民に、事前に1年前か2年前ぐらいから説明はできなかったのかという質問になりますけれども。今をもってはもう入浴者の説

明会をすっとわあわあ言って怒られますね、これは。廃止というお知らせをもう掲げとる もんだけんですね。

以前から説明会あたりはされとらんとでしょう。ちょっとお聞きします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答え申し上げます。

これまで鮎緑の湯を含め、総合保健福祉センター施設全体の利活用について検討してきましたが、今まで廃止後の施設の利活用の方向性がまとまらず、今年度になって決まったところでございます。利用者の皆様には急なお知らせであり、大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 4番。
- **○4番(宮本修治君)** それでやっぱり周知ということは大事だろうと思いますけれども、我々一般であれば、お願いに上がるときは頭を下げてお願いしますという方向で足を運んでほとんどの方がされると思います。行政だから周知をせんで、はい、いかんけん廃止しますじゃあどうにもならないという方向に思いますけれども。

次に、入浴者の減少というとも25年からやったですかね。25年から……、24年か、22年。利用者のですね、急激に下がっておりますけれども、これはいろんな以前から問題がありまして、あそこで騒動したりですね、入れ墨入れてある方がお風呂に出入りして、入浴したり、あれをちょっと不愉快な思いさせたという話も聞いております。

しかしながら今回に当たって、もうちょっとお聞きするだけだけれども、あれを半分にしたり、男湯、女湯ありますけれども、半分に割って、半分を潰して半分で男湯、女湯ができなかったのか、規模縮小でですね。ただ、入浴料だけ上げても、多分運用は無理、あそこは。それだけ人間も望みはできないし、できなかったのかというともありますけれども、アンケート調査というとも聞きたいと思いましたけれども、先ほどもうアンケート調査のこともおっしゃったので、いろいろな検討も前にされておったということにさっき質問でお答えになっておりますので、省きたいと思いますけれども。

もともと利用者の方々から聞くと、皆さん憩いの場としてあそこに来てコミュニケーションをとったり、ああたどこから来たかいたという話をしたりですね、コミュニケーションの場とお聞きしたことが何回かございます。今後は、そういう改装というか、改修されるわけですけれども、そういう方々のコミュニケーションの場というとはできるわけですか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答えいたします。

今回改修いたします現在の浴室ホールにコミュニティーカフェを憩いの場として設置し、 住民の皆さんのコミュニケーションの場所を確保したいと考えております。隣の和室では 子育てサロンを設置する予定ですので、多世代で交流いただくこともできるかと思ってお ります。 以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君**) 4番。
- **〇4番(宮本修治君)** 大いにそういうご年配の方々のコミュニケーションの場をですね、家に引きこもりじゃなくてそういう場を是非設けていただきたいと思います。

それに今から町長にお尋ねしますけれども、あそこの鮎緑のお風呂が廃止になると、来年をもって、3月で。それに当たり、多機能型施設として行う事業でありますけれども、今、鮎緑でおられる2人ですかね、職員の方、職員ですね。職員の方は、人事の件になりますので、そのままそこの総合保健福祉センターでおられるのか、それともそのスポーツジムですか、ジム関連のその施設でまたおられるのか、町長にお伺いしたいと思います。継続なのか、もうそれで終わりなのかですね、その2人の方。職員でしょう。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 浴室の管理業務等に携わっていただいている職員がいらっしゃいます。職員の処遇については、仮にこういう機構改革の中で改善を図ったとしても、これまで同様職員の身分保障はこれは当然継続していくものというふうに考えておりますし、退職勧奨等は全く考えておりません。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。
- ○4番(宮本修治君) 今、町長から答弁がありましたように退職勧告は思ってないということでありますので、よろしくお願いしたいと思いますけれども、なかなか今回の件に関しては、なかなか周知ができてなかったということで、大変町民の方々にも誤解を生んでいることはもう確かです。それにより、今からでも遅くないので、地元の区長さんあたりを通じて、ちょっと今のような1日換算した、積算した数値とか、これだけ赤字になっておりますという話を持っていただいて、理解ができるような説明をしていただいて、ご協力してもらうしかないと思います。

これはもう、今、町長のあそこは廃止にはしないというさっきの答弁でありましたように、行かれたほうがいいと思う。ただ、入浴者の説明会をすれば、相当やられるか、わあわあ言われると思います。視点が違いますので。行政の視点と入浴者あたりの視点が違いますので。できれば常時、来年3月まで、理解していただくように説明をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、町長に浴室廃止後の鮎緑の湯の利活用をどう図っていくかが 今後の重要ポイントとなってくると思いますけれども、どういった施策を考えているのか、 現段階で具体的な取り組みがあればお答え願いたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 先ほどの福田議員の質問にもちょっと重なるところがあるかも しれませんけれども、今後の鮎緑の利活用を図る上で、どういう改善策を考えていくのか というような具体的内容については担当課長のほうから答弁させます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。

〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君) お答えいたします。

今後の総合保健福祉センター利活用に向けた件でございます。健康増進、疾病予防、保 健衛生の向上、福祉活動の推進に加え、新たに子育て支援、多世代交流、多機能型健康増 進施設としての充実を図ってまいりたいと思います。

まず、今後の地方創生を見据えた取り組みといたしまして、子育て支援機能といたしまして子育でサロンや一時預かりサービス、それから放課後の子ども健康クラブ、また、多世代交流機能といたしましては、多世代交流イベントの実施、健康マイレージ機能といたしまして甲佐町商工会様と連携した健康マイレージシステムの構築、それから、健康と人を育むまちづくりで予防医療、医療費削減に向けた取り組みを行っていきたいと思います。その健康増進機能といたしまして、特定健診、保健指導と連携した保健指導プログラムの実施。子育て支援機能といたしまして、子育で中の親が安心して自分の健康づくりに取り組める環境整備、高齢者健康づくり。介護予防機能といたしまして地域支援事業と連携した高齢者の健康づくり、介護予防の取り組みを行っていきたいと思います。住民の方が誰でも利用できる施設への充実を図りたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ちょっと私のほうからもつけ加えさせていただいて、お話しし とかにゃいかんと思いますんで、少しお時間いただきたいと思います。

今回の鮎緑の浴室の改修ということで、シャワー室については別途これは設置をしたいというふうに考えております。これまで利用されていた方の中で、例えば家にお風呂がないとかシャワーがないとか、そういう方々に対しましては、やはり町も救済措置を講じなくちゃならんというような思いは持っております。シャワー室をつくるにしても、恐らく改修工事かかっても半年ぐらいはかかるのかなという思いもありますので、それまでの期間については行政としても、そういった救済措置をどういう形一番いいのか、そして利用者の思いもありましょうけれども、何らかの措置を講じていきたいというようなことをあえて宮本議員にお答えしたいというふうに思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。
- **○4番(宮本修治君)** 今、最後に町長からありましたように救済措置をとるという方向で検討されるということですね。とにかく行政側としては、極力いろんなことに関しては周知をですね、区長さんあたりを通じて周知をされることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで4番、宮本議員の質問は終了いたしました。 しばらく休憩いたします。午後は1時10分から始めます。

休憩 午後 0 時22分 再開 午後 1 時10分 **〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、本田新議員の質問を許します。

11番、本田議員。

O11番(本田 新君) 11番、本田でございます。通告書に従って一般質問をさせていただきたいと思います。

私も的確に質問をいたしますので、簡潔なるご答弁をよろしくお願い申し上げたいと思います。

まず、県道の整備ということでありますけども、これは広域道の小川御船間期成会のことについて質問をさせていただきたいと思います。

これは県南と熊本市の、特に東区といいますか、東部を結ぶ線に小川御船期成会、また、小川嘉島期成会、そして、いうのがあるというふうに思っております。これはもともと、松橋町か、城南町ですか、そして、嘉島町に抜ける、あの大きな県道のですね、抜け道というわけじゃないんですけども、そういうな形で、非常に昨今、車の量が多い道路でありますので、この整備をすることが、我が町にとっても大変重要なことではないかなという思いがありますので、私はここで質問をいたしましたし、また、昨今というか、今年、本年度に、田口橋の設計が始まるというようなことも聞きましたので、今、このときにこの質問をしなくてはならないなという思いがありますので、質問させていただきたいと思います。

まず、小川御船間の期成会におかれまして、本町の要望事項にはどんな要望をされておるのか。そして、その進展状況はどうなのかについて質問をさせていただきたいたいと思います。では、担当課長のほうでも、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、お答えいたします。

小川御船間道路整備促進期成会は、甲佐町、宇城市、御船町の3市町で構成し、会長に は奥名町長がなられております。期成会での本町の要望内容といたしましては、3項目の 要望をしております。

まず一つ目が、県道御船甲佐線の緑川にかかる田口橋の架替え工事、二つ目が、熊本市 旧城南町から県道御船甲佐線に接続しております、農免農道で整備しました現在の町道南 三箇中山線の県道への昇格、三つ目が、県道御船甲佐線の古閑集落、山出集落の区間を通 ります県道と、現在、町で整備しております町道山出県道線とのつけかえの要望を行って おります。

今後の見通しということでは、田口橋の架替え工事につきましては、昨年度から本格的な調査に入られまして、今年度に詳細設計を実施されております。詳細設計の期間が本年度、28年3月いっぱいまでかかると聞いております。来年度、28年度には、工事に着手される計画となっております。

二つ目の町道南三箇中山線の県道昇格につきましては、甲佐町の区間だけではなく、熊

本市の区間がまだ農道として管理されているため、まずは、熊本市さんが市道への昇格をしなければ県道への昇格は無理ということですので、現在のところは県道昇格は難しい状況であります。今後は、熊本市さんと連携を図り、要望をしていく必要があると考えます。三つ目に、県道と町道のつけかえ要望につきましては、町で整備しおります町道山出県道線の改良工事、そしてまた、県道御船甲佐線の田口橋の架替え工事が完了しますと、交通量、交通の流れが変わることが予想されますので、状況を見て、今後、協議をしていきたいとの回答を県のほうから得ております。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 本田議員。

O11番 (本田 新君) わかりました。まず、田口橋のことは、この次に主にやるとして、是非ともこの小川御船、県道何号線というふうに、名前、線がつくように、この区間にわたって、是非とも熊本市と協議を進められていただきたいと思いますし、また、山出の町道、今やっております。大きな立派な道ができておりますので、そちらのほうの県道への昇格というんですか、それはうまくいっていただけるんじゃないかなというふうに思っております。是非とも、熊本市との協議のほうは本腰を入れて、この小川御船期成会、本町の町長が会長をしておられますので、是非とも今の要望に沿ってやっていただければと思っております。

田口橋のことなんですが、ちょっと聞きますと、下部のほうは補強をし、上部工の架替えでやっていかれるというような話もちょっと聞こえてまいっておりますけれども、その点について、どうなのかということと、この工期、何年ぐらいでやっていかれるだろうかというふうなこともちょっとお聞きしたいし、それに当たって問題点が幾つかあるんじゃないかなというのも、4年というか、その期間ですね。ちょっと工期が長くなるならば、通学、通勤を使っておられる人たちにとって、非常に迷惑がかるんじゃないかなというふうな思いもありますので、その点はどのように対処していかれようと思っておられるのかについて、まずはその点について、お答えを願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) それでは、お答えいたします。

田口橋の、まずは上部工についてのことですけれども、現在、昨年度からですね、十分、 現在の下部工でもつということは、調査をされた上で、現在、詳細設計が行われておりま すので、そこは十分に大丈夫だと思っております。

次に、工事にかかる期間につきましては、田口橋は全体で8スパンの区間に分かれております。県のほうの計画によりますと、1年間に2径間ずつを施工される計画でありまして、工事完成までは、現在のところ4年間を見込んでおられます。工事の期間については、以上でございます。

田口橋の工事について、いろんな問題点はないのかということですけども、現段階においては、計画どおり順調にですね、進められていると思います。現在、詳細設計を実施されている中で、橋に添架されております水道管ですとか、電気管などの仮設の工事の対策

や迂回路の対策ですね、通勤、通学に係る地域への影響の対策も十分検討されている段階でございます。

現段階で、具体的な事項についての町への説明はまだ行われておりませんが、先日の小川御船間道路整備促進期成会の要望活動での中と、単独での要望活動の中でですね、町のほうの意向といたしましても、地域住民への周知の方法、それと、広域的な範囲になりますので、宇城市からの通行も多いため、広域的な迂回路の周知、それと、仮設橋の設置の問題、迂回路の整備等についてもですね、要望を行っているところでございます。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 本田議員。

O11番(本田 新君) 工期はちょっと長期間にわたりますので、迂回路をどうするのか。仮設橋ができれば、何ら問題ないのかと思いますけども、なかなか仮設橋というと、なかなか難しい面もあるかもしれませんけども、一つ要望としてですね、やっていただきたいというふうに思います。

それと、車は迂回が何とかと思うけども、歩行者のことについてはどのように、私はね、長期間にわたりますので、その間ずっと……、普通に行けば、乙女橋が近く、あそこを行かなくちゃいけないのか。下に行けば、もう蓍町橋までですからですね。数キロにわたってありません。通行できんですね。歩行者に渡ってについてはですね、どのように考えておられるのか。その点については、お考えがあるならばお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) 歩行者の対応をどうするかということで、実は、先立っての小川御船間の道路整備の期成会の要望活動を県庁のほうで実施をしているところであります。 その中でも、歩道の件について、仮に仮設道となっても、県としての工程の進みぐあいによって、ちょっと考え方も変わるのかと思いますけれども、町としての要望は行っております。

ただ、ただいま建設課長が答弁申し上げましたとおり、まだ具体的な詳細設計が途中段階で、町との協議が必要かと思いますけれども、まだ具体的なそういうふうな協議は進められておりませんので、町としては、その辺の町としての考え方、要望等は協議の中で十分対応させていただきたいというふうに思います。具体的なことはもうしばらく、県の考え方等もまだ示されておりませんので、推移を見守っていただきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

〇11番(本田 新君) 是非ともですね、県との協議の中では、長期間にわたりますので、是非、要望、重要な協議事項の一つとして取り上げていただいたいというふうに願います。

それと、もう一つは、田口のほうから、乙女のほうから渡ってまいりますと、田口橋を 渡り切ったところから、左右に分かれております。この区間が非常に幅員が狭い。現況で も狭くて、途中で待っておられるというようなこともあります。これが、この工事の後はですね、やっぱり大型車両も通るような橋にされるだろうと思いますし、また、改良しますと交通量も段違いに増えるんじゃないかなと思います。

そういったことを考えますと、県道とのですね、嘉島甲佐線との据えつけというか、接続部分が現況のままでは非常に問題があるんじゃないかな、非常に危険ではないかなというふうに思います。その点につきましては、町はどのように認識しておられるのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 本田議員ご指摘のとおりですね、恐らく本橋の拡幅ができた場合には大型車の通行というものを当然考えてありますし、非常に通行上、危険がないように、これはやっぱり設計していただくのが筋じゃないかというふうに思っております。

ただ、それを縦断差のない平面交差による、何というかな、接点をですね、平面交差のような形でやる場合には、恐らく両サイドからの縦断、勾配を少し上げてこないと、恐らくタッチが難しいのかなという思いもありますので、その辺も念頭に入れながら、県との協議を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 本田議員。

O11番(本田 新君) 是非ともですね、この県道とのですね、接続部分は危険のないように、広いスペースをもってですね、安全に車がですね、できるような形に接続部分はしていただきたいというふうに願います。これも、県との今後の協議の中でだろうと思いますので、一つ、町のほうでもですね、十分認識された上で、協議に臨んでいただきたいというふうに願いたいと思います。

次の質問ですけれども、先ほどの質問の中で、町道、県道山出線の改良が行われております。かなり広く、大きないい道がつくられております。田口橋も改良されるとなると、ぐっとこう、交通量も増えるということも考えられます。大型車両も通ります。そうなってくると、今度はそこから先のですね、この先ほどの小川御船の期成会の最後の終点はメロディ橋と聞いております。山出から御船町に入った区間から、非常に狭くなっております。家々も今、かなり御船町のほうでは建てられております。その区間が非常に狭くて、離合がいっぱいの道であります。その先は、期成会の会長としてですね、町長のほうにですね、やっぱり最後まで道幅、幅員を持ったいい道路を持ってですね、この交通量を確保していただけるならばと思いますけども、そこから先の御船区間の地域については、どのように考えておられるのか。お聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 先ほど建設課長のほうから、田口橋の関係で要望したことについての今後の見通しということでお答えさせていただいておりますけれども、その中で、 県道嘉島甲佐線から、今度、今工事を進めております山出県道線のほうに曲がって、そして、そしてメロディ橋のほうにという考えがあるわけです。それで、県道と、それから町 道のつけかえというようなことでも要望しているところでありますけれども、仮に、今進めております山出県道線の整備が完成した場合には、恐らくこれまで以上の通行量が発生すると思いますし、交通形態も変わってくるような思いがしております。

問題は、それから先の県道御船甲佐線の、ちょうど御船町と、それから甲佐町との境のところの部分についてもですね、町としても改良の要望を行ってはいるところであります。 ただ、現地を見ていただくとわかりますけれども、非常に現在も事務所とかですね、住宅あたりが、なかなかその路線を改良しようとした場合に、非常に改良しづらいような状況にあるのは、議員も十分ご理解のとおりと思います。

そういう状況でありますけれども、町としては、引き続き要望活動をしながらですね、 田口橋の改修、あるいは、山出県道線の改良後の交通体系に支障がないような対応を是非、 県におかれてもやっていただきたい。恐らく田口橋の工事と並行したところでですね、や っていただければそれに越したことはないんですけれども、積極的に、この件についても 要望を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

○11番(本田 新君) 私も十分よくわかっとります。とにかく、御船地内に入ります。あそこからですね、御船地内でございますので、御船町がどう考えるかというのも重要なことだろうと思います。やはり、先ほど、最初に私が述べたとおり、これは県南からですね、熊本市の東区とか、東部方面に結ぶ一つの重要な路線だろうというふうに思っていますし、また、この路線をかなり広い道にすることがですね、広域道路としてすることがですね、下白旗を初めとする、甲佐町のですね、発展のほう、また、乙女台地のほうへとつながる道でございますので、是非とも熱を入れて、力を入れてですね、やっていただきたいと思いますし、一つ、町長、小川御船期成会のですね、会長でございますので、是非とも、早く完成するように、期成会ができますことをですね、お願いをしたいというふうに思っております。

つきましては、次の質問に行かせていただきたいと思います。

宮内地区の今後についてでございます。私も、宮内地区についてはですね、ときどき認識不足の点があるかもしれません。心情を害される方も多数おられるかもしれませんけれども、一つご質問をさせていただきたいというふうに思います。

この質問をですね、私が思ったのは、やっぱり選挙のときであります。選挙の2月のときにですね、宮内小学校のところに行っとってですね。あそこにおって、上流がありますと、西原橋がすぐ近くにあって、この橋も、私がたしか中学校のときにですね、改良したような、だったかなという思いがあります。もう四十数年たっております。下のほうを見れば、今、橋をかけているということで、ここに橋をかけることが宮内地区に、この人口減少のところにですね、つくることが、非常に財政的にも大きな負担がかかって、いろいろな金額、8億近くというような試算が出ております。かけることは、財政上に大変重いものになるのではないかなという思いが、まず浮かびました。

その次に思ったのは、橋をかけることは非常に高額なのだから、橋をかけること以外に、何とか、この宮内地区のあの道路、三本松甲佐線を通行する人にとって安全な道路、ほかに施策はないのか、ほかに手段はないのかというふうな思いが次に起こりました。

その次にもう一つ思ったのは、なるべくハード、いわゆる道路にですね、お金をかける ことも必要かもしれないけれども、その財源の中でですね、それを地域振興策というか、 地域おこし、その地域の活性化に回したらどうなのかなという思いが起こりました。

この三つをですね、起こりまして、この三つをですね、今回の質問のほうにまとめさせていただきたいというふうに思っております。

まずは、2本目の橋ですね、架橋すること以外にですね、ほかに手段はないのか。また、もう一つ前に、本来、この工事、公共事業そのものが必要なのかどうなのか。町の基本的な考え方を、まず、必要性というふうな感じでですね、どういうふうに考えておられるのか。その辺について、まず、質問をさせていただきたいというふうに思います。

〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) それでは、この道路整備計画を立てた経緯と、2本目以外でのほかのルートは検討したかということについて、お答えしたいと思います。

県道三本松甲佐線の井戸江峡付近から旧宮内小学校までの区間は、道路が狭小で、法面からの落石、安心安全で通行するためには法面工事や拡幅工事が必要となりますが、当該 区間は急峻な地形のため、県道拡幅は困難な状況であります。

また、大雨時の連続雨量が200ミリ以上になりますと、通行規制がかかることから、宮内地区の道路網の一つが絶たれますので、非常に地域住民の方にはご迷惑をかけております。

このようなことから、宮内地区の孤立を避けるためにも、県道の迂回路としての機能を 持つ道路が必要であると考え、安全で安心して通行できる道路として、仮称の町道上揚井 戸江線の道路整備計画を立てております。

次に、2橋目以外で他のルートは検討したかということですけれども、計画当初には、 幾つかのルート案を検討しておりますが、いずれも地図上で簡易的な検討ではございます。 安平集落のほうから上り、山頂部を通り、小鹿集落まで行く緑川を渡らないルート案と、 現在仮設しております、仮称井戸江峡橋を渡り、井戸江峡集落から柳瀬を通り、現在の西 原橋を通るルート案が考えましたが、いずれも急峻な地形が連続してあり、大規模な構造 物や法面工事が必要となります。

また、仮に新設した場合にも、急峻な地形のために、現在の三本松甲佐線と同様に、落石や法面崩壊等の心配が出てまいりますので、現段階でのですね、計画案の中では、現在の案が安全性から言えば、最良ではないかと考えております。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

〇11番(本田 新君) 私が一番最初に思ったのはですね、西原橋のほうもつくってから四十数年たっておるということで、何とか西原のですね、橋まで道を続けられないのか

なという思いがあったんですね。それはやっぱり難しいですか。もう一度、改めて聞くようですけれども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。難しいのか、本当に難しいのかどうか。私も土木専門家でありませんのでわかりませんけれども、難しいんでしょうかね。改めて、再度、確認をさせてください。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- ○建設課長(志戸岡 弘君) 両地形ともですね、地図上で等高線とか現地を見た限りで言いますと、傾斜角度が非常に立っておりますので、法面の工事をするにしてもですね、1割勾配とか何かで施工する必要性がございますので、ずっと山の頂上まで工事をしなくてはならないような工事、あるいは、路肩のほうにですね、大きな構造物が必要になったり、そういった大規模な構造物が出てきますので、正確な試算をしておりませけれども、橋と同等額ぐらいの事業費がかかるのではないかと考えております。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **○11番(本田 新君)** わかりました。

それでは、町長のほうにちょっと質問させていただきたいのもありますけれども、今回、この8億でございます。8億近いお金が予算計画上、立てられております。8億という数字を見ますと、昨今のを見ますと、道路新設の道路改良費の我が町の3億から4億でございますけど、2年分近い予算が計上されるだろうというふうな思いがありますけども。この建設、計画されることによって、ほかの改良工事ですね、ほかの町内の影響というか、ほかの道路ですね、ほかの道路の建設費予算とかかけられるということについて、影響はどのように考えておられるのか、町長のお考えを願いたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 今、町道の整備については、議員もご存じのとおり、町の従来といいますか、以前は過疎債のみの町単事業ということでの道路整備がなされていたようでありますけれども、近年については、補助事業をなるだけ活用した中で、補助事業と過疎債をうまく組み合わせて、なるべく町の過度な一般財源をですね、使わずに、整備が図れるような、そういう手法をとらせてこれまで整備をしてまいった経緯があります。

社会資本整備交付金を使った場合には、事業費の大体65%、甲佐町においては過疎地域でありますんで、ほかの地域よりも若干補助率の上乗せがあります。ですから、65%と考えて、残りの35%については過疎債を活用させていくということで、単純な計算ですけど、町の持ち出し分は10.5%でするという。計算上はそういうふうなことになります。

ただ、今、社会資本整備交付金が、配分率といいますか、補助率については65%のままなんですけれども、各市町村に配分される事業費全体の枠がですね、以前に比べますと、随分目減りをしてきている状況下にあります。今年度の状況を見ましても、50%ぐらいの状況でありますんで、今回の補正予算を見ていただきますとわかるとおり、多額の減額補正を今期の定例会の補正予算の中で提案をしている状況下にあります。したがいまして、我々が年間やりたいと思っている枠があっても、なかなかそのとおり行かないというのが

現実の問題としてございます。

したがいまして、整備をするときには、これは当然、年次計画を立てて、町の財政に極度の負担を、負担というかですね、その年度に極端に偏らないような、そういう事業予算を組んでいく必要があるかなと思っております。議員ご指摘、ご心配の点もあろうかもしれませんけれど、まずは今、上揚井戸江線については、現在整備計画の井戸江キャンプ場までですね、取りつけをまず整備して、整備をとにかく少しでも早くやっていくということが大事かと思います。

その後については、まだまだ基本構想の段階ではありますけれども、建設課長が述べましたとおり、非常に路線自体の、例えば県道三本松甲佐線の迂回的な意味合い、県道三本松甲佐線が何らかの理由で通行不能になったときには、地域の方々は生活に非常に支障を来す、取り残されてしまうような場面が考えられないこともありませんので、なるべくそういった不安材料を拭おうというような考えからですね、この路線の整備については計画していこうという、そういう発想がありました。

そういうような状況でですね、現在のところ、まずは、とにかく今進めている路線を早く整備するということが肝要かというふうに思います。 以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

〇11番(本田 新君) 町長の内容はわかりました。非常に危険だということがありますし、過去においてもですね、数回、落石だとか、災害が起こっております。これが、いつ何どきと言われるとですね、私も、今、ちょっとするなというようなニュアンスで質問しているわけじゃないんですよ。ないんだけれども、余りにも費用対効果の点で非常に悪いんじゃないかなというのがあります。

しかし、ただ一方、危険だと、安心安全が守れないということになると、それも大事というか、もっと大事。そちらのほうがもっと大事だというふうな思いもあります。そこら付近がうまくかみ合ったような形でですね、また、ほかの町内の道路計画、5カ年計画でですね、いろいろ計画されております。その中でも、全然、10年来、前から計画されているような道路もですね、そのまま手つかずのままのも路線的にありますよね。例えば、県道吉田線ですか、あれがたしか平成17年度に、たしか実施計画の中に載りましたけども、もう10年近く、そのままずっとやっているというようなことがあります。

そこら付近を僕も考えるとですね、非常にこう、あれですけども。しかし、この計画を 進められるんであるならば、ほかに影響がないような形でですね、進められたらというふ うな思いもあります。

そしてですね、また一方、そこまで道路計画にハードを重視させるというのであるならばですね、じゃあ、次の質問に入りますけども、じゃあ、もう一歩進んで、もうちょっと地域おこし、宮内地区のほうで将来像をもっとその方で力を入れたらどうなのかというふうな思いもあります。宮内小学校の7,000万だったかな。小学校の体育館中心に改装して、地域のNPOに移行されて、地域おこしをされるというようなこともありますし、また、

地域おこし隊とかいうのもされてですね、宮内地区については、力を入れておられるとい うことも重々承知しております。

その上でですね、これは宮内地区に限ったことではないと思います。甲佐町、各地区においてはですね、近い将来、10年後、いわゆる限界集落と言われるような、そういった非常に人口が減少し、高齢化が進み、その地域だけではコミュニティーが非常に保たれないようなところも出てくるのだというふうに思います。あえて宮内地区だけではないということを申してですね、この質問をさせていただきたいと思うんですけども。やっぱり、そういった非常に限界集落とかいうような、どういう定義で限界集落と言うのかわかりませんけれども、そういった非常に、先ほど申したように、コミュニティが形成していくのに非常に厳しい地域の支援策というかな、そういったことについてはですね、全国的にもいろいろあるのかと思いますけども、その点で、私は行政のほうにですね、大いに、これから先のことでございますんで、勉強してもらいたいなというふうに思ってこの質問をしておるんですけども。

そういった支援策というのは、幾つか全国的に行われていると思いますけども、どういったものがあるのか。簡単に教えていただいて、そして、そのうちですね、本町に取り入れられるようなものがあるならばと思いますけども、まずは、どういった支援策があるのかを、まずお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。

〇企画課長(西坂 直君) お答えいたします。

地域で人口等が少なくなってきて、地域のコミュニティーがとられなくなる可能性があるというようなことが問題となっておりますけれども、それに対応するためにということで、甲佐町のほうでは、協働のまちづくり事業というのも進めております。これをもとに、本年度からですね、町の単独事業といたしまして、こうさんもん元気活動推進事業というものを創設をしております。

この事業によりまして、各地域の中での子供たちから高齢者までの地域コミュニティーがますます発展するようにというようなことで、現在行っております。それと、そのほかに、県の事業の中で、くまもと里モンプロジェクト推進事業というような事業、これも、宮内地区のほうでは2集落、2地区対応をされておりますし、そのほかの地区においても、行政区のほうで2集落、そのほかに、任意の団体で取り組まれているところもございます。それと、同じく県の事業として、地域づくり夢チャレンジ推進事業というようなものもございます。そのほかに、国のほうの事業といたしましては、過疎地域自立活性化推進交付金事業ということで、こういう中で特産品開発でありますとか、地域のPR、交流イベント等の開催あたりを行うようなものに対する事業等もございます。大まかには、町、県、国のほうで、いろいろな事業が行われているということでございます。

〇議長(緒方哲哉君) 本田議員。

O11番(本田 新君) 国、県、いろいろな事業をやっておられると思います。もともと、今回の地方創生も、やはり人口減少をですね、何とかとめようというようなところか

ら始まっているんだろうと思うし、その地域の活力をですね、何とかして……だろうというふうに思います。

本町にそういった、今言われた事業の中でですね、もっとできそうなものというのは、 何かほかに、今やっておられる事業のほかに何かあるなら、教え願いたいと思いますけど。

〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。

○企画課長(西坂 直君) そのほかに取り組めるようなものということでございますが、県のほうで、これは行政でございませんけれども、行政のほうから出資をした団体と思いますけれども、くまもと21ファンドというようなところが、地域間交流に係るようなものに対して助成をしましょうとかいうような事業でありますとか、よく行われておりますコミュニティー助成事業、これはいろいろなハード事業をやっておられるところもございますけれども、地域資源を活用した有利な取り組みに対してのソフト事業に対する助成等もございます。

こういったいろいろな事業がございますので、町のほうで取り組みをされるということであれば、それはどの地域であってもですね、内容にもよりますけれども、対象にはなろうか思います。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

○11番(本田 新君) わかりました。

いつ何どきというのはおかしいけども、もう10年後って言ったらですね、我々の地域の 農業もそうだし、後継者はほとんど少なくなってくるだろうと思われるし、やはりどんど ん少なくなって、ちょっと先ほどの宮内地区の水道のほうの集落の人口もですね、私もち ょっと人口のことでですね、やっておりますと、小鹿から上流側、今、200人ぐらいです かね。大分少なくなってきておられるし、10年後だったら、もう6割か7割近くは60歳以 上というようなことで、非常にあっております。

そういうった中にあってですね、何とか地域コミュニティーを維持しつつ、何とかですね、その地域の振興を図らなくてはならないと、守らなければならないという、一つの行政の非常に大きな役目があろうかと思いますけども。集団移転、これを言うとね、私もまた大変あれですけれども、あえて質問させてもらいますけども、誰しも自分の住んでいる家を離れたくはないと思います。ただ、地域コミュニティーとか、そういったのが後退され、一人でおられる、非常にこの事を考えたときに、そういった話があった場合ですね、そういったとき、集団的にそういった事業もやっぱりあって、簡単でいいですけども、どういった助成というか、支援があるのか、教え願いたいと思いますし、また、勧めているわけでもありません。そういった事業があって、それに乗りたいという地域も出てくるのかもしれませんし、今後の後学のためにですね、ひとつ教え願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。

○企画課長(西坂 直君) 集団移転等についての事業ということでございますが、一応、総務省のほうで実施をされております、先ほども言いました過疎地域集落再編整備事業というものがございます。この中に、集落等移転事業というものがございます。この事

業内容といたしましては、二つのタイプに分かれておりまして、集落を丸ごと移転をするタイプ、それと僻地においての点在する住居の移転をするタイプ、二つのタイプがございます。

まず、集落移転の場合の要件といたしましては、一つ目に、交通条件が悪く、医療、教育と基礎的な公共サービスの確保が困難であるか。それと、交通条件が悪く、人口が著しく減少しているか。交通条件が悪く、高齢化が著しいところであるかの三つの場合のいずれかであること。二つ目に、全体として、移転戸数がおおむね5戸以上であること。それと三つ目に、各移転対象集落等にある相当の戸数が移転をすること。それと四つ目に、その移転戸数のうち、相当の戸数が移転先地において、団地を形成するというような四つの要件がございます。

それと、二つ目の僻地点在住居移転タイプというのがございますが、この場合におきましては、一つ目に、交通条件が悪く、医療、教育等、基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。それと二つ目に、移転戸数が3戸以上であること。それと、移転先において団地を形成することというような二つの要件がございます。

事業費といたしましては、一応、614万4,000円に移転戸数を乗じた額が、交付対象経費の限度額というふうになります。例えば、移転戸数が10戸の場合ですと、614万4,000円の10倍ですので、6,144万円が交付限度額となりまして、その2分の1が交付金として交付をされます。

それと、対象経費といたしましては、移転の円滑化に要する経費といたしまして、住居移転者の移転及び離農等への補償費、それと、住宅団地の造成に要する経費、住居移転者が移転先の団地において、住宅の建設、または購入するために要する経費を金融機関から借り入れた場合において発生いたします、借り入れに対する金利の全部、または一部を助成する利子補給金などが対象というふうになります。

概略、以上ででございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **〇11番(本田 新君)** わかりました。移転とかですね、1戸当たり300万ぐらいの保障があると、支援があるということであります。そういったことをですね、ひとつ常に念頭に私は置いておきておきたいというふうに思います。

それでですね、今、これまで宮内地区の今後ということで、大きな質問を出しておりますけれども、では、最後になりますけれども、この質問で、町長はですね、この宮内地区についてはどのように考えておられるのか。先ほどの橋の計画等も含めてですね、宮内地区の将来像については、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** やはり町民の人たちの均衡ある、そういう生活環境をつくっていくというのは、原則として、私は基本的な事柄としてですね、あるんだろうと思います。 その中の一つとして、やはり生活道路の整備であるとか、また、水道は命の水でありますんで、当然、上水道というか、今回は簡易水道での計画ではありますけれども、そういっ

た飲み水についての整備を図っていくということも、やっぱり大事なことであろうと思います。

いろいろ議員からのご指摘もありましたけれども、やはり基本的には、自分の先祖伝来の土地に長く住まれてきて、自分の住まいもあれば、また、先祖が眠っているお墓もある。あるいは、田畑もある。そういう状況の中で、いかにして行政と地域が相協力しながら地域の振興を図っていくのか、地域を守っていくのかということが、非常に大事なことであろうと思います。

具体的な例として、道路整備のことも上げられましたけれども、やはりこれはやっぱり 財政上の問題もこれは相考えながらですね、よその地域との、何といいますか、均衡性も 図りながら、これは整備していかなくちゃならん。

ただ、構想としてはちゃんとそういう構想を持っておかないと、地域の方々にも光が見 えないというような状況ではですね、これはやっぱりいかんことかなというふうに思いま すんで、私としてはそういう基本的な考え方にのっとって、今後も宮内地区のことについ ては考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 本田議員。

〇11番(本田 新君) わかりました。私も、この質問をするに当たってですね、2度 ほど三本松甲佐線をパチンコ屋のところからずっと上ってですね、この質問を考えたとき から、対策とかですね、2偏ほど、緑川に沿ってですね、非常に自然豊かなところであり ます。一つ、そういったことで、町長が今言われるような思いを行政と使命としてですね、推進されるのならというふうに思います。

ただ、私はテレビとか新聞等で、よく思う話とかですね、甲佐町のことはちょっと置いといてですね、日本国にはやっぱり1,000兆の借金があります。日本国土全ての人にとってですね、同じような社会資本整備ができるのではないというふうな思いもあります。ある意味では、地域によっては、見切りをつけるというようなことも考えることもあるんではないかなという思いもあります。負の遺産で選択をしなければならないなということも、考えられるようなこともあるのかなという思いもあります。それでも、その地域地域に住んでおられる人々の方々の思いも、それを十分満たしていかなくちゃならないというふうな思いもあります。その線引きが非常に難しいと思いますけども、我が甲佐町にあってはですね、何とか、それぞれの人たちがそれぞれの地域でしっかりとできるように、行政サービスを充実させていただきたい。何とか頑張って、行政の務めを果たしていかれたらなというふうに思います。

それでは、次の質問をさせていただきたいと思います。

農業の振興でございます。平坦地域はまだまだ土地も広いということがあって、土地利 用型の振興策が、今、考えられております。その中であって、大豆を主にですね、大豆の ことを、昨今ずっと私も言っております。

それで、担当課長に質問いたしますけれども、本年度の大豆の作付面積と、団地化率で

すか、を教え願いたいというふうに思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** それでは、お答えいたします。

平成27年度の甲佐町の全体における大豆の作付面積でございますけれども、83万2,461 平方メートル、ヘクタールにちょっと換算してみますと、83.2461ヘクタールという面積 でございます。

それと、もう一つ、団地化率ということでございますけれども、団地化率につきましては、面積的にいきますと47万8,970平方メートルで、47.897へクタールということになりまして、率的に行きますと、57.536%ということになります。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 11番。
- **〇11番(本田 新君)** 団地化数が57%であります。ちょっと試算をいたしますと、800万強、団地化補助金が反当り1万7,000円かな。大体、団地化するということで、800万ちょっとの金額があっておると。60%ぐらいですね。あと40%を何とかやったら、もったいないなという思いがありますので、この団地化をですね、推進したいというような話をずっと、だろうと思います。

そこで、一つ質問したいと思いますのは、団地化の基準ですね。おおむね1町歩ぐらいがというふうに聞いております。そこの何というかな、団地化の要件はあるんだけど、その緩和策というかな。緩和あたりをですね、例えばハウスだとか、企業の立地しておるとかあるじゃないですか。そういったところを含めてですね、おおむね1町歩をですね、何とかクリアできないようなところがあるかと思うんですけど、そこら付近の緩和というかな。そういったのは、何かないんですかね、その緩和は。ハウスがあるから団地化できませんじゃあちょっとね、だろうと思うし、もともと田と大豆のほうだから、うまく作物がよくできないからということで、団地化というのが始まっていると思うんですけども、その点については、緩和策とか、緩和基準というのは何かないんでしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** まずそれでは、前段のですね、団地化の基準ということで、まずご説明をさせていただきます。

大豆の団地化につきましては、先ほど言われましたとおり、面積要件としては1~クタール以上の連担性が要件となります。ただ、このほかにもですね、2筆以上の農地が畦畔で接続しておるということ。また、2筆以上の農地が農道、または水路等を挟んで接続しているもの。あるいは、2筆以上の農地がそれぞれ一つの隅で接続して、農作業の継続に大きな支障がないものというような団地化の基本的な要件がございます。

ただ、後段で質問をいただきました緩和策ということでございますけれども、緩和策につきましても、国のほうから示された要件がございます。申してみますと、一つは同じ進入路に面した2筆の農地の間に1筆の農地が存在しているものや、2筆の農地の進入口の間の距離が、どちらかの農地の一辺の長さのおおむね100メーター以下と、もう一つだけ

あります。農道及び用排水路により囲まれた区域内に存在する2筆以上の農地という、その他の緩和要件ということがございます。

先ほど言われましたとおり、ハウスとか企業の立地へんについて、やっぱり連担性を損なうんじゃないのかというようなことでございますけど、今回の先ほど申しました数字の団地化の中にも、やっぱりそういったハウスとか、特に白旗辺では企業が誘致で来ておりますけれども、その周りを大豆の団地化をされた地区もございます。そういったのについても、団地化の要件を、この緩和要件の中で満たすような場所もございました。

ということでありますので、ただ、なかなか緩和要件というのは町だけではですね、非常に判断がしにくい場合もあります。基本的な要件については一目でわかるんですけれども、緩和要件については、非常にその捉え方が難しい点がございますので、県とか国、特に農政局ですけれども、協議をしてから、団地化については進めていっているというような状況でございます。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

〇11番(本田 新君) これは多分、私が言うのもなんだけど、町の基本的な考え方と してはですね、農業を振興させたい。また、企業誘致だとか、そういった宅地開発工事も 進めたい。企業も誘致してほしい。両方を追い求めていると思うんですよ。だからこそで すね、企業が来るとなったら団地化が崩れるというとか、そういったときなんかは、やっ ぱり地元の中でですね、賛成だ、反対だというようなことも出てくるんじゃないかなと思 います。両方、農業振興もせにゃん、企業も進めにゃん、企業立地も進めにゃんというよ うなことになったときなんかのことを考えるとですね、ありますので、一つ、国や県との 協議はですね、この団地化とかね、一つの要件としてでありますけども、小さな要件かも しれませんけども、国、県と協議して、少しでも団地化になってですね、少しでも多くの 補助金が甲佐町の農家に流れるように、ひとつ町として頑張っていただければなというふ うに思いますので、どうぞ協議をよろしく、頑張っていただきたいというふうに思います。 それと、今のは平たん地域のところを言いますけれども、町の方では中山間のほうでは どうなのかというふうな思いもあります。中山間のほうではですね、先ほど質問の中にあ ったように、中間地域の総合整備事業なんかを利用して、農業振興も図っていかれるだと うと思いますし、また、中山間地域等の直接支払交付金とか、そういった事業なんかも通 してですね、大いに今やっておられるというふうに思います。

それでは、一つ、また思いますのはですね、特に中山間地というのは狭い面積でありますので、狭い面積の中から高収入の農産物を生産しなくちゃいけないというふうなことで、どうしても、何というかな、戦略的な作物というかな、大いに差がある作物をどんどんつくっていくということも必要だろうというふうに思います。町長のマニフェストの中にも、ちょっとそういったのがあったというふうに思っておりますけれども、そういった中山間地のですね、そういった農産物の戦略的作物については、どのように考えておられるんでしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 中山間地域の戦略的な作物ということで、ご質問でございます。

皆様ご存じのとおり、甲佐町には、ニラとかスイートコーンはこれまでも説明をいたしましたけれども、中山間地域についての戦略的な作物についてになりますと、今回ですね、3期目の町長のマニフェストの中にも謳い込んではありますけれども、農業の推進の中で産地化を目指した適地適作の調査、それによって、地域の特色ある農業の推進を図っていきながら、地域の農家の方たちからの意見も聞いて、作物の調査、または、既存作物の技術の向上に図っていくということで思っておるところでございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **〇11番(本田 新君)** はい、わかりました。

すみません、ちょっと時間がなかもんだから、課長の答弁で、途中だったのかもしれんけども、ちょっとすみませんけども。一つの実例として上げさせてもらえれば、美里町のほうでは、ここ数年前からカボチャを、ニラの次はカボチャと言われると、私も非常にあれかもしれんけども、このカボチャを力を入れられて、非常にこうやっています。課長にこの質問をするときに、調べてもらいました。26年度では、三十何戸の農家の方が二千数百万円のカボチャを生産されておるというようなことで、それに対して、町も支援をされて、力を入れて、作物をつくっておられるということを聞きました。ああ、そうだなと私は思います。是非ともですね、町長、支援はどういった支援をされておるのかわかりませんけども、町も支援して、つくられたということで、今あったように、特色を出していって、その地域の適地適作をですね、一つ考えられて、力を入れてですね、町として支援をして、そういった作物ができるんであればですね、大いにやっていただきたいというふうに思います。

我が町で、機械にもう少し支援して、ほかの町にない支援をしておられますけれども、 そういったソフト面でもですね、地域を上げて、作物をつくるようなことも一つ研究して いただきたいというふうに思いますので。最後になりますけども、町長のマニフェストに 上がっておりますので、最後に戦略作物という観点についてですね、町長の考えをお聞か せ願いて、私の質問を終わりたいと思います。では、お願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 3期目のマニフェストの中で、農業振興策として、ハード事業としてはですね、これまでお話が出ておりますとおり、中山間地整備事業の3期地区の事業採択に向けて努力するということでありますし、それから、農業の後継者対策、それから、組合法人の経営安定化に向けた各種支援ということに関しては、せんだって、そういった農事組合法人に対する支援も既に決定して、そういう配分もなされているところであります。

それと、適地適作の調査検討を進めていくということで、そういった項目についても上 げさせていただいております。この件についてはですね、町長マニフェストが今回40項目、 それを小さく分けますと、たしか55ぐらいに分かれるかと思います。何度も申し上げておりますとおり、現在、各課のほうに振りまして、検証作業と方針決定についての準備作業を今行っていただいております。その辺の検証作業が上がった後に、じゃあ具体的にどういうふうなことで、どういう年次計画を立てて、進めていくのかということについて自分なりに判断をしたいと思っておりますんで、いましばらく推移を見守っていただきたく、よろしくお願いします。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 11番、本田議員。
- **O11番(本田 新君)** はい、わかりました。

早いほうがいいのでですね、本当に力を入れていかないと、どんどん集落が力がなくなってきております。農業の振興についてもですね、また、地域の振興についても、やって行かれればと思いますということを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〇議長(緒方哲哉君) これで、11番、本田議員の質問は終わりました。 しばらく休憩いたします。 2 時20分から再開したいと思います。

> 休憩 午後2時12分 再開 午後2時20分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、中村幸男議員の質問を許します。

12番、中村議員。

〇12番(中村幸男君) 昼食後でですね、食事で眠気もあるかと思いますけど、一般質問をさせていただきます。12番、中村幸男です。よろしくお願いいたします。

この通告書、3項目上げておりますけど、まずは、自主財源確保についてでございます。この自主財源については、本年12月議会において、61億ちょっとというような一般会計予算の中でですね、奥名町長を初め、執行部の皆さん、また、職員の皆さん、町民の安心安全のまちづくりという考えのもと、精いっぱい努力されておることは認めるところでございます。

ただ、61億の中でですね、やはり本町の自主財源、9億ぐらいかと私は思っております。 あとの52億ぐらいですかね、それにつきましては地方交付税初め、国、県の補助事業、い ろいろ町長自ら、東京、また、熊本県あたりに出向いて行ってですね、それぞれのいろい ろな事業を探して、やっておられるのが実情ではないかと思います。

そういうことで、それと、起債、また、財源の取り崩しあたりもやりながら、町政運営、努力されていることにつきましては、私も認めるところでございます。その中においてですね、私がふるさと納税につきましては、3月議会でお尋ねをしておりますので、3月議会からもう半年以上たつのでですね、これについてどのような取り組みをされたかについ

て、まず、お尋ねしたいと思います。

- 〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。
- **〇総務課長(内山 洋君)** それでは、ふるさと納税の現在までの取り組みについてご 説明申し上げます。

ふるさと納税につきましては、今年度、町の重点戦略事業に位置づけておりまして、現在、プロジェクト会議を立ち上げて、検討を行っておるところでございます。今年度中には、ふるさと納税について、来年度以降の取り組み方針の決定を行いたいというふうに考えておるところでございます。

内容といたしましては、お礼の品の充実、寄附額に応じたお礼の品の設定、こうさんもん認定商品も含めた特産品などのPRも兼ねて、取り組みの方針、方法、インターネットを利用した寄附の申し込み、お礼の品の選択、クレジット決済などの手続方法などについて、いろいろ検討、協議を行っているところでございます。また、お礼の品の中には、町の観光資源などですね、やな場とか、あゆまつり、いろんな文化財等がございますけれども、そんな観光資源などを活用することも考えられますので、いろんなアイデアを出し合いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 中村議員。
- **〇12番(中村幸男君)** 検討はされとるわけですよね。まだ結論には至っていないというような状況の中、4、5、6、7、8、9、10、もう12月なんですよね。やはり早急に、自主財源確保ということでですね、私、取り組んでいただいておるものというような思いでおりましたけど、恐らく町長にもまだ上がっていってない状況ではないかと思います。

そういうことでですね、先ほどの一般質問の中でも、鮎緑の風呂の問題が出ましたけど、 町はその利益を追求するものではない。これは十分理解して、逆に自主財源確保について はですね、努力をするのは当然というような思いを持っております。

私がですね、27年度の上半期のふるさと納税についてのですね、インターネットを通じてちょっと調べてみたところですね、山形県の天童市、上半期でですよ、11億6,700万。納税者数が6万8,368名、特産品の数が145品目。第2位がですね、長崎県の平戸市なんですよね。ここは7億4,970万、納税者数が1万9,682名、特産品の数が110品。3位がですね、甲佐と地形的には似ているんじゃないかという思いも持っておりますけど、宮崎県の綾町、7億2,460万、納税者が4万8,006名、特産品の数が65項目となっておるわけですね。悲しいことに、熊本県はどこも十傑に入っていないのが現状です。

ただ、私がですね、監査委員研修で行った玄海町、これについてはですね、全国で8位に行っているというようなことでございます。玄海町はですね、以前は平戸市よりもふるさと納税、かなり多かったらしいです。ところが、逆に平戸市が玄海町に研修に行かれてですね、その研修結果の成果が出て、今では、全国でも2位というような状況でございます。総務課長を初めですね、プロジェクトかなんかつくって検討されておるけど、研修あたりは考えてみられましたかね。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- **〇総務課長(内山 洋君)** 現在のところ、研修というところは考えておりません。インターネット等で、各地域の状況あたりを情報収集するなり、また、郡内の状況あたりですね、山都町が新たにインターネットによる決済を始められたというところで、寄附額が大分上がってきているというようなところもございましたので、その辺のほうの、山都町のお話はお伺いをしておるというような状況でございます。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 中村議員。
- **〇12番(中村幸男君)** そういうことでですね、これは玄海町のパンフレットなんですよ。こういうすばらしいやつをつくって、玄海町から出られた方にですね、ふるさと納税をお願いされておるわけでございます。

我が町もですね、総務課長がおっしゃった特産品、こうさんもんですかね。それだけを考えとってもですね、私はどうにもならんと思うんですよ。農林業、一つ例を上げれば、一昨日かな、昨日か、上早川地区でですね、ソバ祭りがあってますもんね、ソバ。だから、ソバも生産されているんですよ。それとですね、生シイタケあたりもかなりあるんじゃないかと思います。

そういうことで、特産品、こうさんもんが認定されただけをですね、考えとったらです ね、このふるさと納税というのは、私は伸ばないというような思いがあります。

だから、産業振興課あたりが調査していただいて、甲佐にはどんな品物があるかとか、 そういう調査をされたことは、産業課長、ありますか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** その調査をやったことはありません。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 中村議員。
- **〇12番(中村幸男君)** そういうことで、ニラ、スイートコーンを原点にですね、やっぱり特産品開発あたりも行われとると私は思っております。ただ、ここに議員としてもおられますけど、赤牛、甲佐町は2件あるわけですよね。やはり特産品、ふるさと納税に魅力をつけるためにはですね、農産品、また、こうさんもんだけでは通用しない。やはり納税する方が魅力のあるやつをお返しせんことには、やっぱり、ふるさと納税をする人もですね、協力してもらえんとではないだろうかと思いを持っております。

宮川議員がここにおられるから、ちょっと失礼ですけど、赤牛をですね、100頭ぐらい恐らく飼うとられると思うんですよね。だから、年に1回ぐらいですたい。1万円とか、3万円とか、ふるさと納税をしていただいた方にですね、協力して、1頭だけどうか。ルートを通さんといかんけど、協力してもらえんか。これは本当、極端な例ですよ。そういうことも皆さんがですね、企画課長初め、発想をですね、広げてもらいたいというような思いを持っておりますけど、その点いかがでしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) 議員おっしゃるとおりですね、特産品だけに限らず、甲佐

町でいろんな農産品、いろいろ生産されておりますので、それらで対応できるものにつきましては、できるだけ多くの品ぞろえをして、そして、多くの方に寄附をいただくという魅力ある商品、品ぞろえということを考えていきたいというふうに思っております。

〇議長(緒方哲哉君) 12番。

O12番(中村幸男君) そういうことで、国はやはり福祉予算あたりがどんどん毎年増えていく中でですね、いずれは地方交付税、また、いろいろなもろもろの補助事業あたりもですね、いつかは絞ってくるというような想定もやっとかなければならないと私は思います。

そういうことで、また極端な例と総務課長は思われるかもしれんけどですね……。その前にですね、3月議会で私がお願いしました、金額の大小にかかわらず、ふるさと納税をやっていただいた方につきましては、年賀状、暑中見舞い、今どのようなお暮しですかと、町はこういうことで、いろいろ頑張っておりますというようなね、はがき1本でも出したがいいというようなことも、たしか言ったつもりでございます。その点は、まだ実施されておりませんか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- **〇総務課長(内山 洋君)** 年賀状については、寄附をいただいた方には送付をしたい というふうに考えております。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 12番。
- **〇12番(中村幸男君)** そういうことでですね、何も総務課長を責めるとじゃなかですよ。やっぱりふるさと納税をした人はですよ、甲佐のやっぱり実情あたりを年2回でも便りをやったらですね、「ああ、またしよう」というような気持ちも出てくるんじゃないかと私は思っておりますのでですね。その点も含めてよろしくお願いしたいと思います。

その中で、甲佐のイベント、総務課長もおっしゃいましたけど、あゆまつりあたりもですね、毎年第4日曜ですか、あゆまつりの件については、後でまたお尋ねしますけどですね、第4日曜日に今やっておる中でですたい、そのあゆまつりに、ふるさと納税された方をご案内するとか。また、極端ですけど、奥名町長と面談して、町政についてとか、そういう話をするとか、そういうこともですね、一つの話題性になっていくんではないかと思いますけど。そういう点もですね、総務課長、十分、今後検討してください。あんまり、こうさんもんという、それだけで縛ってしもうたらですね、逆に特産品もでけんと思うとですよ。そういうことで幅広く、山の品物、川の品物、いろいろあると思うとですよね。そういうとを含めて、工業製品とかいろいろですね、そういうとを含めて取り組んでいただきたいと思いますけどですね。

町長には、このふるさと納税については、まだ皆さんのプロジェクトがですね、行っていないというようなことだから聞きたくはないんですけど、町長、ちょっと今後ですたい、口を出してですたい、もうちょっと気合を入れてというとちょっと失礼ですけど、今後ですね、今、私がいろいろお尋ねしたことについて、町長、どのように思われるか。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) このふるさと納税の件については、中村議員が3月に質問をされて、その後、私が3期の選挙に臨むに当たっての町長マニフェスト、政策目標の一つとして、このふるさ納税をですね、拡充することによって、自主財源の確保に少しでも役立てさせていただくならという思いで目標に掲げさせていただいたところであります。

当初はですね、ふるさと納税のお返しの答礼品を余り過度なことにならないようにというような、そういう国からのご指導もあってたもんですから、その辺に余り着目せずにおったわけなんですけれども。そうは申し上げましても、先進事例を見ますとですね、いろんな工夫をされて、自主財源確保に向けての努力をされている。先ほどご紹介がありました玄海町もそうでしょうし、先進事例のところはそういう状況下にあろうかと思います。

この前ちょうど、何ですかね、テレビ見とったら、年越し商品をふるさと納税の答礼の お返しの商品で考えてみたらどうですかというのが、何かちょっとテレビでちらっと見た ような気もしております。インターネットの受付とかですね、あとは、カタログ等もその 中でちゃんとお示しをされて、こういう商品がありますんで、この中から選択してくださ いというような丁寧な対応もされているところもあります。

本町においても、そういった先進事例を参考にさせていただきながら、本町にとって、 ちゃんと供給ができるお返しの品ぞろえも必要でしょうから、その辺の整理をしながら、 少しでも財源確保に向けた取り組みになるよう、努力していきたいというふうに思います。 以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 12番。

〇12番(中村幸男君) そういうことで、町長の考えを聞きましたので、これ以上は言いませんけど、熊本県あたりもですね、こういう封書、ふるさと納税は熊本へというようなPRもやっております。

そういうことで、どこの市町村に遠慮するでなくしてですね、ほかにも酪農家もおられますよ。だから、年に2回ぐらい、酪農家の牛乳を送ってやるとか。いろいろ方法はあるかと思いますので、知恵は出されているけどですね、もうちょっと幅広く知恵を出していただくよう、この点についてはお願いを申し上げときます。

続きまして、協働のまちづくりと各種イベントということでですね、6項目上げております。この協働のまちづくりについては、もう、この一般質問の中でもいろいろ出ておりますけど、町長のマニフェストの大事なところでございます。

そこでですね、副町長以下、執行部の皆さん方は、協働のまちづくりについては十分認識をされておられます。そういう中において、教育長はですよ、4月に赤星教育長の後を受けて、教育長になっておられます。協働のまちづくりについてですね、どのように理解されておるかお尋ねいたします。

〇議長(緒方哲哉君) 教育長。

〇教育長(蔵田勇治君) お答えいたします。

町長のマニフェストの大きな四つの柱のうちの一つに、協働で支えるまちづくりいうことで、協働のまちづくりと、非常に重要な柱として掲げられています。また、本町におき

ましては、平成19年に甲佐町協働のまちづくり推進計画というのが策定され、そして26年 には一部を改正されて、協働の基本的な考え方が示されているということ承知をいたして おります。

そういう中で、協働という言葉、捉え方ですけども、行政とか、地域住民だけではなくて、法人ですとか、企業、あと、地域を構成するさまざまな世帯が、ともに知恵と汗を出し合い、協力、連携して、まちづくりに取り組んでいくということで示されております。

私は教育長ですので、私の立場からこのことを考えますと、学校教育におきましても、教育委員会ですとか、学校だけではなくて、家庭の教育力、それから、地域社会の教育力、さらには地域の企業ですとか、組織、いろんな組織がございますが、そのような方々にもお互いに連携をしていただいて、それぞれ一定の役割を果たしていただくことが、子供たちの育ちの大きな力になっていくのではないかなというふうに考えております。

また、社会教育ですとか、生涯スポーツの分野におきましても、それぞれの立場で、それぞれの一定の役割を果たしていく協働の実践、これが地域社会の社会教育、社会体育スポーツの充実ですとか、振興に、大きな力になり、ひいては、本町住民の明るくて健やかで、活力のある生活づくりにつながっていくのではないかなというふうに考えております。以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

〇12番(中村幸男君) 自主財源、ここのところでですね、町有財産売却について、また、その他の財源対策については、私が時間がないというような思いがございますので、協働のまちづくりのところで時間がかかるのでですね、ちょっと抜けましたけど、時間があるときはですね、後で質問させていただきたいと思います。

そういうことでですね、まず第1点目が、緑川スポーツフェスタ第1回が、本年の4月29日に実施されましたね。かなりの盛況の中で、緑川を清掃した後、にぎわいがあったんではないかと思っております。

ただ、これについてはですね、国の景気対策一貫で、予算的にも、町の一般財源だけでなくして、かなり国の予算あたりを投じていただいたおかげででけたと私は見ております。ただ、平成28年度、第2回のスポーツフェスタについては、実施をされるのか。実施されるんだったら、予算編成あたりはどのような形でなるか。その点、お尋ねしたいんですけど。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 緑川スポーツフェスタについては、今年が第1回目の開催ということで、非常に盛況で、町外からもたくさんの方々にこの甲佐町に来ていただきました。 当初の目的であります交流人口の増を図るといった意味でも、また、甲佐町を知っていた だくという考え方からしましても、非常に有意義な大会だったというふうに考えております。

来年度の開催については、かわまちづくりの事業も今後考えておりますんで、かわまちづくりの事業の中で整備をする。それに向けても、当然、これは2回目もやっていくべき

だろうという判断をしております。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 12番。
- **〇12番(中村幸男君)** そういうことで、スポーツフェスタについてはですよ、産業振興課初め、各課が関係しとると思うわけですよね。そういうことで、第2回に向けて、町長の答弁にありましたとおり、いろいろ各課でですよ、連携しながら、会議をやっておられますかね。その点、総務課長、いかがですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) 先日、27年度に実施いたしました、このスポーツフェスタ につきまして、町長初め、関係課が集まりまして、反省点等を協議いたしまして、また次 年度について、どういうふうに行うかということについて協議を行いました。そして、新たに実行委員会を設置いたしまして、その中で、28年度につきまして実施していく、協議を進めるならということで決定をしておるところでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 12番。
- **〇12番(中村幸男君)** そういうことで、第1回目についてはですよ、3月まではこの 事業については、企画のほうでたしか持っておられたと思います。ということで、4月か らかな、産業振興課に移行して。急々に実施したけど、にぎわったというようなことでご ざいます。

ということで、今回は実行委員会あたりが、もう立ち上げられてされたということで、一応、安心はしますけどですね。本年のような急々な形でやっても、やはり町民全体の集まりがどのくらいあったかちゅうと、それは少ない。町外が私は多かったと見ておりますのでですね。やはり町民総参加というような目的を持ってですね、実施していただくよう、お願いをしておきます。

続きまして、あゆまつりでございますけど、あゆまつりについては毎年7月第4日曜日 にですね、実施されております。

特に花火についてはですね、毎年3,000発。どうしてにぎわうかといろいろ考えてみますと、県内で一番花火の打ち上げが早いんですよね。本年から、熊本市が8月の末にやりましたけど、甲佐の花火は、本当にあゆまつりも含めて、にぎわいはあります。そういう中において、花火がですよ、担当課はですね、毎年3,000発というような思いを持っておられます。じゃあ、28年度はですね、3,500にするとか、4,000発上げるぞと。それについては、やっぱり予算も伴いますけど、そのような課内でですね、思いは検討されたことはございますかね。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 今の花火の件についてでございますけれども、この 3,000発というのは、甲佐町のメインの一つということで、花火を3,000発上げておりますけども、やっぱり町の予算、それと寄附金によるものが非常に多ございます。ただ、監査の中でも、やっぱり毎年3,000発だけにやっぱりとどまることなく、3,500、先々には

5,000発というような目標を持って、やっぱりやっていったがいいんじゃないですかとい うようなご指摘もいただいております。

産業課の中におきましても、やっぱり非常に部落寄附とか、企業参加の寄附とかをいただいて実施しておりますので、特に28年度以降については、私たち担当課としても、もっと足を運んで、やっぱり協力をいただきたいということで思っておるところでございます。以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

〇12番(中村幸男君) そういうことで、頑張っていただきたいと思います。ただ、一番気になりますのがですね、第4日曜日にあゆまつりが実施されております。このあゆまつりについては、もっと来場者が増える方法がですね、やっぱり土曜日。土曜日にやってくれというような声がかなりあるわけですよね。

そういうことで、いろいろ聞いてみますとですね、やはり町外の方、近郊では熊本市とか福岡、県外に出ておる方がですね、我がふるさと、また、実家あたりに、土曜日にやっていただいたらですね、来れるというような声を多く聞くわけでございます。

そういうことで、私は土曜日に実施できるかということでですね、上益城消防署のほうに尋ねてみたところ、上益城消防署は一切そういう日程的なことは言っておりませんと。 これについては、上益城振興局でいろいろな行事についてはですね、各町の総務課長、消防団長会議あたりの中で日程を決めているとような状況とお聞きしましたのでですね、総務課長、その点の件は間違いありませんかね。

〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。

〇総務課長(内山 洋君) 郡の消防大会につきましては、消防協会のほうで実施をされるということでございますので、毎年、振興局のほうで各町の団長等が集まられて、その中で決定をされるという状況でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

〇12番(中村幸男君) そういうことでですね、消防団長、今、松尾団長ですけど、松尾団長とはお話をしてみました。そういうことで、是非、土曜日にやるように努力しますというようなお返事をいただいておるわけでございます。ただ、やはり町として土曜日にやるんだという方向性を示してですね、やっぱり、総務課長、消防団長あたりが望まんことには……。だから、消防点検をですよ、郡のですね、消防大会、その点検を逆に日曜日にやってもらうとか。甲佐のあゆまつりを1週間ずらして、土曜日にするとか、いろいろ方法はあると思うんですよ。

だから、我が町もですよ、ただ土曜日、土曜日、第4土曜日にやってくれということでは通用せんと思いますからですね。その点も幾つか案を考えて、あくまで土曜日にやるんだというような思いで、28年度からですね、是非実施していただきたいと思います。

私が先ほども触れましたけどですね、ふるさとに帰って、あゆまつりを楽しみたい。それもありますけど、やはり日曜日にやったらですね、ほとんどの方がサラリーマンということで、花火の途中でも帰って、明日の仕事のために早く帰らなきゃならないというよう

な状況ではないかと思いますよ。

そういうことでですね、本当に、うちの商工会初めですね、いろいろ売り上げあたりも、また伸びてくるんじゃないかというような思いもございますのでですね。是非その点、総務課長、消防団長あたりと煮詰めてですね、やっていただきたいと思いますけど、決意のほどを。

- 〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) あゆまつりの主催が観光協会ということでございますので、観光協会としての方針というか、考え方、要望等が出まして、それをもとに会議に臨むということが必要かというふうに思っております。会議の中で、口頭で私たちの意見を述べることができるかもしれませけれども、あくまでも甲佐町の観光協会としての方針、要望あたりが、その辺が正式に示されて、それをもとに会議に臨むということが必要ではないかと思っております。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 12番。
- **〇12番(中村幸男君)** 観光協会の会長は、目の前、町長がやっていただいてですね、私たちの観光業の発展に努力されております。町長、観光協会の会長として、是非、土曜日、第4とかもこだわらずに土曜日にやるという方向で、総務課長を初め、消防団長あたりにですね、檄を飛ばしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君**) 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** あゆまつりの開催時期については、これまでも随分ですね、い ろんな変遷をたどって、現在のような開催時期にたどり着いたものと思っております。

一つ考えなくちゃいかんのは、やはり梅雨時期、梅雨明けにやっぱり開催をしたいということが一つはあります。それで、一番ネックになっとったのが、土曜日に開催したくても、おっしゃるとおり消防のですね、郡の消防大会が開催を毎年土曜日にされているわけであります。そこにあゆまつりということの関係で、今来ておりますけれども、観光協会としては、土曜日にすれば、当然、にぎわいは今以上に、多くの方々に来ていただくことには、当然結びついていくというふうに思っておりますので。要は、やっぱり関係機関とのですね、連絡調整が一番必要かなと思います。それに携わる郡内の町長会議もありますし、あと、消防組合やら、いろいろ関係機関がありますんで、町の思いは町の思い、観光協会の思いは思いとして届けながら、よりよき方向にたどり着くように努力したいと思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 中村議員。
- **〇12番(中村幸男君)** 続きまして、産業文化祭についてですけど、本年も産業文化祭 を実施されました。これについてはですね、町はもちろん、JAさん、また、文化協会、 商工会、4者でですね、産業文化祭、甲佐の農林業及び商工業、教育あたりを町民の皆さんはもちろん、町外の皆さんに理解していただくために実施をされとるわけでございます。 私はこの協働のまちづくりで、最後にこれは触れたいんですけどですね。町長以下、こ

こにおられる執行部の皆さん方はですね、この産業文化祭、ほとんど出席されております。ただ、私がこんなことは言いたくないんですけど、せっかくの土曜とか日曜日、役場の方もですね、休息、また、家のこともあるし、無理を言うんではありません。また、理解していただければ、参加していただきたい。職員の皆さん方、特に町外の職員の皆さん方あたりがですね、やはり距離的な問題もあって、産業文化祭あたりに、参加がかなり顔ぶれを見ますと、見らないというような状況でございます。せっかく町上げて、産業文化祭をやる中でですね、この日だけは是非、職員の皆さんが来てですよ、甲佐町の産業、また、文化、いろいろな面で、逆に今後の町政運営についてもですね、勉強になるし、また参考にもなるんじゃないかと思いますが、その点はですね、町長、いかがでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) 本町にもいろんなイベントがあります。今年からは四季を通じたイベントということで、年4回の大きなイベントを開催しております。

そういった中にありまして、役場職員の参加、各種事業への参加といったことにつきましては、担当課が主体となって取り組んでいるところでもありますけれども、イベントによっては、やはり多くの人材を要するものもあります。そういったことに関しては、全庁を上げて取り組むことといたしておりますけれども、事業によっては、ご指摘のとおり担当課以外の職員の参加が少ない場面もあろうかと思います。

ただ、今年からですね、開催をいたしました緑川スポーツフェスタにつきましては、これは全庁上げて取り組んだ結果、多くの職員が協力してくれました。ですから、要は職員の一人一人が、イベント、あるいは各種事業への参加を通じまして、そのことの意義を深く理解して、役場の職員としてどうあるべきかというようなことだろうと思います。あらゆる機会を通じて、職員に対しては参加を促していきたいというふうに考えます。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

以上です。

〇12番(中村幸男君) そういうことでですね、確かに私も理解します。土曜、日曜、祭日は休み。理解する中で、是非、やはりそういう甲佐町の一大イベント中の産業文化祭あたりはですね、やっぱり特に新しく入った職員さんあたりは、来て、見ていただいてですね、勉強になるんじゃないかという思いで、これについてはお尋ねしたわけでございますので。職員に、町長も出れとかはなかなか言えないと思いますけどですね、みんなで理解してもらうように、よろしくお願い申し上げときます。

続きまして、10マイルロードレース、先日ですね、11月29日だったですかね。第40回大会、本当に成功に終わって、盛大に終わったんではないかと思います。大会会長が町長で、そういう中で、本当に実業団の有名な選手がですね、参加してくれました。

ただ、この熊本コースは10マイルの原点と申しますかね、これについてはですよ、教育 長はまだ教育長になられたばかりですので、この第40回になるまでの原点と申しますかね、 どういう当初の思いで10マイルを実施されたか。その点、社会教育課長。

〇議長(緒方哲哉君) 社会教育課長。

〇社会教育課長(上田 悟君) それでは、甲佐10マイルになった経緯といいますか、 歴史のほうについて、ちょっと述べさせてもらいたいと思います。

甲佐10マイル公認ロードレース大会の前身ということで、まず、第1回熊本甲佐マラソン大会ということで、昭和27年に熊本日日新聞社主催で行われております。これにつきましては、コースが熊日前から甲佐小学校までということで、25キロのコースに、体力面、それと精神面の強化ということで実施されておりました。その後、交通事情等の影響によりまして、昭和51年から、従来の甲佐マラソン大会を第1回の甲佐10マイルマラソン大会というようなことで名称を変えて、以前ありました甲佐の中央公民館から白旗を折り返すコースということで、実施されるようになっております。その間、1回から7回まで未公認ということで、第8回大会から現在の公認ロードレース大会ということで、熊本陸上競技協会、熊本日日新聞社、それから熊本バス、甲佐町の4者の主催によりまして、現在の10マイルロードレース大会というようなことで実施されるようになっております。

そのロードレース大会におきましても、先ほどちょっと町長が述べられましたけれども、本町の一大スポーツイベントということで、先ほど言われました今年の、今年度から11月の最終日曜日ということで開催しております。この大会には、全国の実業団の選手、それから、箱根を走ります選手あたりも多く参加いただいておるところでございます。

今後とも、このロードレース大会を通して、甲佐町というのをですね、全国につなげていける、発信していけるならというふうに思っているところでございます。

〇議長(緒方哲哉君) 12番。

O12番 (中村幸男君) 社会教育課長が今、答弁されたとおりだと思います。ただですね、私は40回大会、いい節目の年だと思います。なぜかと申しますと、競技者、朝8時半から9時ぐらいに来てですよ、大会、最後は10マイルが終わって、閉会式が2時過ぎに終わったわけでございますけどですね、閉会式のときは余りほとんどおらない。もう、走った人は、その都度帰ってしまうというようなことでですね。自主財源を含めて、経済効果ばっかりを考えてはいけないとは思いますけど、やはりこの10マイルに対してですよ、熊本城マラソンは条件は違いますけど、経済効果が24億とか何か載っとったような、新聞に載っとったような捉え方を私はしております。

そういうことで、じゃあ甲佐町に、この10マイル、現在のやり方で経済効果はあるかというと、経済効果は少しはあってもですね、ほとんどないというのが現状でございます。これだけ有名になった大会は、どうせい、こうせいと言うのもちょっとやぼかとは思いますけどですね、やはり40回の節目ということで、何かもうちょっと、競技者あたりがですね、2,000名来るとか、3,000名来るとかというような考え方のやり方。または、開会式を前日の夜やるとか、いろいろ考え方はあると思いますけどですね。教育長、この点についてはですよ、なられたばかりだけんですね、ようやく10マイルについても理解されたと思いますけどですね。経済効果、私は立場上、言わせていただきますとですね、0とは言いませんけど、大会の商品については、地元の産品をかなり今使っていただいておるというようなことでですね、それについては十分理解しますけどですよ。この40回を節目にです

よ、何か違うアイデア等を今後考えられる気持ちはありますかね。

- 〇議長(緒方哲哉君) 蔵田教育長。
- **○教育長(蔵田勇治君)** 甲佐10マイル、今年度は本当に、議員おっしゃっていただきましたように、充実した大会になって、この大会の模様が全国にニュースで流れることで、甲佐町の風景ですとか、甲佐町という名前がですね、全国に知名度が高まって、年々いっているんじゃないかなと、そういう役割は果たしていっているのではないかなと思っております。

ただ、議員がおっしゃるような経済効果ということについて、教育をつかさどる私の立場からなかなかお答えづらいところがあるんですが、個人的には、この大会が本町の観光ですとか、産業振興につながっていく大会になってくれればなと期待はしているところです。

今後、そのような視点からも、関係する部局とも知恵を出し合っていきたいというふう に思っております。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

〇12番(中村幸男君) そういうことでですね、まず、教育長部局、特に社会教育課含めて、いろいろ知恵を出していただいてですね、やはり40回の節目が終わった後、来年からどうのこうのというのはできないと思いますけどですね、いろいろ知恵を出していただくよう、お願いを申し上げときます。

続きましてですね、蚤の市。蚤の市はですね、これにつきましては、今年は10月だったかな。甲佐の商工会の青年部にですね、担当していただいて実施いたしました。3カ所でですね、おいでいただいた方を業者に頼んで算定していただいてわけでございますが、その算定する場所がちょっと場所的に悪くてですね、裏町あたりから来られる方は全く数に入れていないというようなことで、実質1万2,000名ぐらいの来場者があったと捉えております。売り上げの金額については、今、商工会の青年部のほうでまとめておりますけどですね、かなりの売り上げもあったと聞いております。

そういうことでですね、この蚤の市、本年はですね、地方連携だったかな。国の連携展示販売会かな。これによって、かなりテレビ宣伝あたりもやっていただいたおかげが、そういう1万2,000名あたりの来場者につながったというようなことでございます。ただ、80代あたりの方が言われるのはですね、昔の初市のごたるというようなことをお聞きします。昔の初市はですね、その旧甲佐駅の前には、サーカスあたりも来てですね、本当に肩をすれ合わせるような状況だったと、私たちが子供のころを覚えておりますけど。そのような状況に近かったと考えております。もちろん、町長もですね、奥さんと一緒においでいただきましたけど。来年、また第3回、第4回をやっていく上において、今後やはり町の協力をいただけないとですね、本年のような事業はできないんじゃないかというような思いがあってですね、尋ねしておるわけでございますけど。この点は、町長のいろいろ財政事情がある中でですね、この蚤の市、宮内地区でも実施されております。

そういうことで、やはり町外の方に来てもらうのにはですね、あゆまつりを含めて、こ

の蚤の市、これが一番効果があるんじゃないかというように私は捉えておりますので、その点、町長、厳しい財政状況の中ではございますが、この蚤の市について、予算をくださいとか、そういうことでなくしてですね、町と一緒に実施をしたいという思いがございますけど、その点いかがでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 蚤の市については、私、第1回目、それから第2回目も見させていただきました。確かにおっしゃるとおり、非常に多くの方々でにぎわいを見せております。特に、若い世代の方が非常に多いなという思いは強く持ちました。町とどういうタイアップができるかということにつきましては、今後、担当課のほうとも聞いてみなくちゃわかりませんし、どういう内容で、どういう……、何というか、財源的なこともありましょうし、精算報告もまだ何も、その辺は把握しておりませんので、また担当課から、あるいは商工会さんのほうともお話をしながら、今後のやり方については、研究していったらいいのかなという思いを持ったところでございます。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 12番。

〇12番(中村幸男君) そういうことでですね、町長が答弁されたとおりだと思います。 第1回、第2回あたりが、2回目が最終的に出たらですね、人員、また、数字あたりを出 して、また、いろいろご相談を申し上げたいと思いますので、その点はよろしくお願い申 し上げます。

次のですね、初市、観光物産展については、もう飛びます。時間があと11分しかないとようなことで。3点目の本町のキャッチフレーズとキャラクターについてというようなタイトルでございますけど、私、花と緑と鮎の町、これについてはですね、キャッチフレーズ、いつごろできたかは記憶は余りありません。ただ、基本的な考えがですね、この「花と」いうのは、当時、電照菊、かなり甲佐町は有名でですね、盛んだったと。これは覚えております。それと「緑」、自然豊かな緑ですよね。そして「鮎の町」とあります。だから、今の状況でですよ、電照菊はですね、たしか糸田かなんかに、1軒やっておられるというような状況でございます。

そういう中で、「花と」というキャッチフレーズ。今までは電照菊というようなことで 出しておったけど、これが合うかですよね。それと、「緑」はですね、たしかに本町は緑 豊かでございます。この「鮎」。鮎もですね、漁協を中心に、かなり放流にも努力をされ ております。その中においてですね、鵜。糸田堰の上とか、中甲橋の上、本当に鵜の群れ がひどいわけですよね。鵜という鳥はですね、自分の体のしこぐらい魚を食べるというよ うなことも聞いております。

そういう中において、先日、緑川漁協の役員会があったと荒田議員から聞いておりますけどですね。今までは、鵜を猟友会の方が撃って、3,000円。1羽に3,000円出しておられたと。先日の会議でですね、1羽に対して6,000円出してですね、猟友会の方に頑張っていただくと。そういうことをしなくては、せっかく鮎釣りを楽しまれる方、ハエ、いろい

ろ漁をされる方おられると思いますけどですね、緑川自体が、せっかく甲佐町も、やはり漁協に対して、放流のため補助金を出しておられる中で、本当に鵜のために緑川に鮎を放流したりとか、そういう状況ではないかと思いますと、この点についてはいかが考えておられるかですね。この際、甲佐は特産品が二ラだから、極端な話ですよ、二ラと自然豊かな鮎の町とかですね。それにしても、やはり鮎がですよ、ほとんどやっぱり太公望の方が釣れんというような声もかなり聞くわけですよ。だから、この点について、どのようにお考えになるかですね。町長。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 現在の花と緑と鮎の町、そういったキャッチフレーズについては、昭和60年にですね、町民憲章と、それから、町花、町木の制定がなされて、それにあわせて制定されたものかなというふうな認識を持っているところであります。

これまでも、そういったキャッチフレーズにのっとった、さまざまな事業展開してまいっております。例えばですね、大井手川の周囲にフラワーポットを設置したり、あと、観光協会を通じまして、各集落へ花苗の配布であったり、それからグリーンセンターへの補助金とかですね、そういった事業展開を行ってまいっております。それから、基幹産業である農業での総生産については、今でも、花卉、花木については上位の位置にございます。そういうことで、なかなかこのキャッチフレーズを今の時点で変えたがいいのかどうなのかということは、非常にいろいろ頭を悩ますところでありますけれども、現在までのところ、それをちょっと変えてという気持ちは持ち合わせておりません。もうしばらく、今のキャッチフレーズをですね、もっともっと充実させるように、キャッチフレーズに合うような手だてが必要かなというふうに思います。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

以上です。

〇12番(中村幸男君) はい、わかります。先日、町長、見せたですよね。島根県の海 士町、「ないものはない」というキャッチフレーズですよね。そういう変わったキャッチ フレーズですよね、甲佐に住めば大丈夫とか。先ほど申し上げた、ニラと自然豊かな鮎の 町とかですね。

そういうことでですよ、花、鮎、だから、花は菊が1軒しかない。鮎は鵜が食べてしまうというような状況で、やはり鮎だけでもですよ、町としてですたい、この鵜の駆除に漁協あたりと便乗して、猟友会あたりにですよ、協力してもらうためには、鵜というのは集団で、猟友会の方が撃ってもですね、1羽か2羽しか当たらんらしいですよね。

そういうことで、川の中の鵜がおっても、船でとりに行かなくてはならないというような状況で、なかなか猟友会の方も立ち上がっていただけないのが現状で、今回6,000円に上がって、どれだけ結果が出るかはわかりませんけどですね。その点、花、そのキャッチフレーズを変えてというのは大変な勇気の要ることでもあるし、じゃあ、花をですよ、カスミソウに、今はカスミソウですよと言ったりですよ。鮎については、じゃあ鵜をどうにかして駆除するというようなことで、是非、この鮎についてですね、鵜ですよね。鵜につ

いて、どうにかやはり検討していただきたいと思うんですけど、町長、いかがですかね。確か、漁協、6,000円出すんでしょう。そう聞いておりますのでですね、漁協もそれだけはまったけん、じゃあ町もちっとは応援ばしてやろうかというようなことでですね、鮎の町をなくさんためにも、是非、町長、その点は、町長もマニフェストに基づいた町政運営をされる中、意思は固いと思いますけどですね。そこんとこをやわらかく考えて、検討をお願いしたいと思いますけど。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) 今、鮎といった点ではですね、放流事業に町のほうも町単事業で160万円のそういった事業に予算投下をしているような状況であります。川鵜の問題は非常に重要な問題で、大きな問題と思いますけれども、ちょっと今この場でですね、じゃあ町としてどうするんだというのは、なかなか決定を見るにはちょっと厳しいかと思いますんで、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

〇議長(緒方哲哉君) 中村議員。

〇12番(中村幸男君) そういうことでですね、漁協あたりから、またご相談があると思います。だから、町長、聞いてやってください。それから、皆さんと知恵を出して、頑張ればいいと思います。

最後にですね、キャラクターについて、お尋ねしております。時間が余りありませんけど、商工会、甲佐小学校、今、中学1年ですけど、6年生のときですね、あゆまつりに出されたニラ侍、これがですね、かなりPRが効いて、こうさんもんあたりにはそれを張って、今、PRしておるところでございます。

ただ、このニラ侍もですね、このキャラクターあたりをつくる時期ではないかと思いますけど、このニラ侍をですね、甲佐町のキャラクターになしてもらいたいという思いがございますけど、その点、いかがでしょうか。これも町長、検討されなくてはいけないと思いますけど、是非、お隣の御船町もですね、キャラクターができております。

そういうことで、熊本はくまもん、ふなっしーとか、いろいろよその県もありますけど、 それに負けんようなですね、ニラ侍はキャラクターで通用するんじゃないかと思っており ますので、その点も十分な検討をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) ニラ侍のキャラクターについては、ただいまのお話がありましたとおり、あゆまつりの子供みこしか何かでですね、子供さんが独自に考えられて、つくられたキャラクターというふうに受けとめております。非常に、これができばえがよくて、我々が見ても、非常にすばらしいキャラだなというふうに、そういうふうに思っております。

早速、特産品の開発事業で、ニラ侍についてはキャラクターとして使っていいよというようなことになっておろうかと思いますんで、これをさらに発展する形での取り組みとして、ただいまおっしゃっておられるようなことは十分考えられるのかなという考えを今、持ったところであります。

たしか全国展開でやったのか、今年の春やった、あの事業を使ってかどうかはちょっと 私も記憶にありませけれども、そういったマスコットキャラをつくるのもですね、そういった事業を活用できるというような話も聞いたことがあるように思っておりますんで、それは商工会、今日、事務局さんも来られていますけれども、事務局のほうともですね、いろいろ工夫、研究しながら行けば、たどり着ける問題かなというふうにも感じたところです。今後、いろいろ研究、検討を重ねていきたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 12番。

〇12番(中村幸男君) 時間が来ましたので終わりますけど、いろいろ自主財源からですね、キャラクターまで、いろいろ質問させていただいた中で、やはりまち・ひと・しごと総合戦略とか、熊本連携とか、いろいろ、せんだって説明も受けております。

そういう事業も絡めて、今後、自主財源含めてですね、最後の本町のキャッチフレーズ、 キャラクターあたりも絡めて事業をやっていただくようお願いいたしまして、一般質問を 終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(緒方哲哉君) これで、12番、中村議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。3時半から始めたいと思います。

休憩 午後3時22分 再開 午後3時30分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

〇2番(佐野安春君) それでは、一般質問通告書に従って質問を行いたいというふう に思いますので、よろしくお願いします。

まず初めに、鮎緑の湯について。このことについてはですね、午前中、お2人の方が質問をされておりますので、重複する部分も出てくるかと思いますが、ご了解をいただきたいというふうに思います。

では早速、鮎緑の湯について、質問の要旨としましては、鮎緑の湯の廃止計画の撤回をということで掲げております。じゃあ、質問をいたします。

鮎緑施設利用活用については、去る9月全員協議会の中で、健康福祉センター所長より説明がありました。今後の総合健康福祉センター利活用に向けた解決策として、一つは子育て支援機能、二つは多世代交流機能、三つは健康マイレージ機能として改修することとあります。その中で一番大きな改修となるのが、浴室、鮎緑の湯を取り壊し、その場に、トレーニングジム、シャワ一室、更衣室、コミュニティーカフェをつくることです。子育て支援や健康増進のための施設建設については反対するものではありませんが、浴室をなくしてからということについては、賛成できないものです。例えば、今のままの規模ではなく、浴室を小さくするとか、また、健康福祉センターには大きなスペースがあるかとい

うふうに考えます。例えば、ギャラリー部分だとか、広い廊下とかですね。そういったものについても、使えるところがあるのではないかというふうに思います。

また、今の場所が難しいならば、例えばですが、かつて浴室があったいこいの家に復活するとか、近隣の場所に移して、浴室を残して、新たな事業を展開するとかの修正はできないものでしょうか。この点についての答弁をお願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 佐野議員のほうから、規模縮小等についてでは対応はできやしないかというような趣旨でのご質問であろうかというふうに思います。

ちょっと先ほど答弁したこととも重なるかもしれませけども、ご了承いただきたいと思います。平成25年度に、浴場利用者へのアンケート調査を実施しております。その調査結果を見ますと、利用者のほとんどが高齢者、あるいは固定の利用者という結果があらわれております。その中で、利用できるお風呂がないと言われる方が、当時9名いらっしゃったというふうに思っておりますけれども、現在は施設に入所をされたり、あるいは家を新築されることによって、お風呂がないという方は、数としてはですね、減少している状況下にあろうと思います。

利用者保護の観点から、あるいは規模を縮小してでもというようなお話でありますけれども、シャワー室については、今回、別途整備する考えを持っているわけであります。それとですね、恐らく運動機能を備えたところでのスペースということになりますと、現在の浴室を、やっぱり全面的にスペースとして必要だというような思いがあります。それと、ギャラリーというようなお話もありましたけれども、やはり健康器具を使いますんで、ギャラリーに置いとることによって、例えば、けがとかですね、不必要にそういう器具を管理する上でもですね、非常にちょっとその辺は厳しいかなというような思いを持っているところでもあります。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 次の質問に移らせていただきます。

施設の設置目的とか、これまでの廃止周知についての経過だとか、そういった関連で質問を行います。

総合福祉センターの設置については、先ほど町長も触れられたところがありますが、条例で、甲佐町民の健康増進、疾病予防、健康衛生の向上及び福祉活動を推進し、並びに、高齢者のやすらぎの場を提供するための拠点として健康保健福祉センターを設置するとうたっております。鮎緑の湯は、甲佐町民の健康増進の福祉活動の推進に、高齢者のやすらぎの場として提供されてきたものです。町ホームページの鮎緑の湯を紹介したページにおいても、施設の役割として、住民の触れ合いの場としての鮎緑の湯としてあります。温かいお風呂で一休みとして、入浴施設の案内もあります。

廃止、中止についての経過でありますが、鮎緑の湯の廃止について町民の中に知らせられる中で、廃止が突然ということもあり、利用者はもちろんのこと、多くの町民の皆さん

が鮎緑の湯の存続をという声を上げています。ひとり暮らしの方は、我が家に風呂があっても風呂場で倒れたり、万が一死んでしまったりすることが怖い。ここに来れば、誰かがいるし、安心して入浴できると。鮎緑の湯はよりどころ、ふれあいの場で、絶対になくさないでほしいと言っておられます。

そのほかにも、多くの町民の声がありますので、幾つか紹介させていただきます。鮎緑の湯に来て、みんなと話すのが楽しみ。200円で心身ともに健康になれる。病院に行く回数が減った。年金暮らしとしては、唯一の楽しみです。弱者は切り捨てですか。甲佐町は何もない。お風呂は残してください。町に入浴施設が1軒もないなんて、寂れるだけだ。突然紙切れ1枚で廃止ですじゃあ、利用者をばかにしているのでは。鮎緑の湯は、町民のささやかなオアシス。鮎緑の湯にいられたことはありますが、とてもいい湯です。何の努力もなしに、いきなり終了はないでしょう。ほかにも、町民の方々のたくさんの声があります。また、今、町長も触れられましたが、アンケートには、風呂のない方が81名中7名、休館日の入浴は利用できるお風呂がないという方が、82名中9名あっています。

こういった町民の皆さんのなくさないでほしいという声に対して、町長はどういうふう に思われますか。ご答弁をお願いいたします。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

○町長(奥名克美君) 今、利用者の方々の声を代弁していただきましたけれども、利用される方、いろんな考え方があろうかと思います。今回、廃止という結論を出したところでありますけれども、それも新たな視点で、今度は健康増進につなげていくんだと。ただ廃止して、それで終わりじゃないんです。それを、また違った視点で、町民の健康づくりにつなげていきたい。そういう思いからの今回の提案、提案といいますか、考え方をまとめさせていただいたということであります。

それから、宮本議員のときにちょっとお答えしましたけれども、お風呂が全くなくて、 年金暮らしされている方もおられます。そういった実態について私も把握しておりますん で、そういった方々に対しては、激変緩和措置として、救済措置としてですね、浴室がな くて、これまで恒常的に利用された方に対しては、やはり何らかの対応が必要だというこ とは十分感じているところであります。

それから、経緯としては、財政的なことも当然ありました。プロジェクトの中で、じゃあ、どういったふうなことで考えていくのか。年間、これは人件費を含めますと、先ほどから申し上げておりますとおり、2,000万近い金額が毎年赤字としてなっていきます。これを一般財源というふうに考えますと、仮に2,000万円としたら、5年間で1億円になりますよね。だから、その1億円をもうちょっと違ったほうに活用していくことも大事な考え方であろうと思います。

収支の均衡を図ろうとした場合には、先ほどお話を申し上げましたとおり、現在の年間利用者数の総数が年間1万4,973人です。ですから、収支の均衡を図ろうとすれば、さらに利用者を4万451人増やさないと、この収支の均衡は図れないということも、是非ご理解いただきたいと思います。

行政は、おっしゃるとおり利益団体ではございません。ただ、町全体のですね、公共の福祉ということを考えますと、年間発生します、そういったマイナスの収支是正を図らざるを得ない、そういう段階まで現在来ていると、私はそういう認識を持っております。

また、これを逆に放っておいて、行革の対象ともしないで、このままの状況で放っておいた場合に、逆の意見も出てくることも考えられます。行政として怠慢じゃないかと。これだけの赤字が続いているのに、何らかの手だても打たなかったというふうな側面もあろうかと思います。

そういうことを我々は総合的に判断をいたしまして、今回のプロジェクトを通じて、結論を出させていただいたと。そのプロジェクトの方向に、報告に基づいて、今後は町民の健康増進を図っていくということだと思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **〇2番(佐野安春君)** 質問を続けさせていただきます。

鮎緑の湯設置からの経過と、収支改善のですね、町の努力について質問いたします。町 長も触れられましたが。

これまでの鮎緑の湯の経過について見ていくと、健康福祉センター建設、設計の段階の平成11年1月発行の町議会だよりの中で、論点で、採算面も考えなければならない。その点どう考えているのかという質問に対して、指摘された採算面についても、十分合うような計画で考えていると答えています。18年12月議会においては、本田新議員から、浴室の収支がよくない。どう改善するのか。町民の健康と福祉を促進するため、利活用をさらに進める必要があるとの質問に対して、利用時間の見直しを検討し、経費の節減を考えていると答弁し、当時の町長は、町民にもっと浴室を利用いただくよう、PRをすると答弁をされております。21年9月定例会のQ&Aにおいては、質問、鮎緑の湯は余り知られていないと思う。もっとPRして、利用増を図るべきと思うがに対して、利用時間帯ををもう少し検討して利用増を図る。また、もっとPRに努め、町民の皆さんに多く利用される施設となるよう、努力したいと答えています。平成12年に健康福祉センターが改修し、同時に鮎緑の湯が始まっていますが、期間としては15年間です。この間、採算的には、開所前の採算に合うとの見通しどおりにはなっていないため、何度か町議会において議論されているところです。この点、収支改善などのために、町としてどのような努力をされたのか、まず、お尋ねをしたいと思います。

また、収支改善のために節約する部分というのが、健康福祉センター内にはですね、あると思います。例えば、鮎緑の湯の電気スイッチは、私が調べたところ、昼用と夜用の二つのスイッチしかなく、スイッチ入力で全ての明かりが点灯する仕組みです。ホール、受付、洗い場、脱衣所男女別など、部屋別に細かく分けて点灯すれば、節約できる点はあります。福祉センターの高い天井も、間切りをすれば、暖房冷房費の節約になります。

そういったところで、どれだけ収支改善の努力がされたのかというのが、なかなか私を 含めて、町民には見えないところがあります。例えば、私は昨日、鮎緑の湯、また、福祉 センターを見に行きました。そして、この鮎緑の湯を紹介するものがないんですね。看板がない。目印がない。ようやく見つけたのは、福祉センターの入り口横のドアに、張り紙が 1 枚あります。

そういった状況で、やはり私は今述べた経過の中で、PRをする、努力をするというのが、もっと具体的にあらわれていれば、町民は「そうね、頑張ったね」というようなことになるかと思うんですが、そこが見えないところに、やはりこの廃止についての町民の不満がですね、大きいものがあるのではないかというふうに思います。

そして、9月議会で、資料として鮎緑の湯収支決算の変化がありますが、備考欄の決算額からの換算率は何を意味しているのか、お答えいただきたいと思います。収支改善のための町の努力とあわせて、お答えいただきたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 奥名町長。

○町長(奥名克美君) 浴室の利用度アップについての町としての努力というようなご質問でありますけれども、これも先ほどから何度も申し上げておりますけれども、利用度アップを図るために、広報紙の活用とかですね、PRとか、健康受診者に対する紹介、それから、他の担当課のイベント参加者への紹介、さらには、チラシや通知用の封筒への浴室の記載などのPR活動も行ってはまいりました。

ただ、結果的には、利用者増には結びついていない状況もありますけれども、議員がおっしゃるとおり、電気の節約とか、そういったことでも図れるんじゃないかというようなお話ですけれども、もう、そういう節約の段階で対応ができるということに関しては、もう限界に来ているなというのが、現実的なお話と私は考えております。

それと、やはり事業というものは、時代の推移とともに、これは変化はあってしかるべきと私は考えます。それが違った角度での健康増進に結びつけていくのであれば、私はそれはそれでいいのじゃないかなという思いを持っています。言葉に、スクラップアンドビルドという言葉もありますけれども、やはり鮎緑の湯に限らずですね、やはり事業というものは、見直しというものが入ってくるということは、これは往々にしてあることだというふうに私は認識しております。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **〇2番(佐野安春君)** もう一つの問題ですね。所長からよろしゅうございますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答えいたします。

実際、鮎緑の湯で使われております経費の部分についてご説明を申し上げます。

まず、電気、ガス代として、60%換算率として計上いたしております。こちらは、これまで事務室以外の利用については、保健事業以外の利用がほとんどありませんでした。そのため、事務室で職員が勤務して電気を使用する時間、それと、鮎緑の湯で電気を使用する時間を案分して、60%としております。また、水道料につきましては、浴槽の体積で計算をしております。それと、浄化槽につきましては、こちらは利用者数の平均で計上いた

しているところでございます。それから、自家用電気保安は2カ所ありますので、これが50%となっております。それから、自動ドアも2カ所ございます。それと、消防設備といたしましては、火が発生する箇所の案分でございます。それと、警備機器につきましても、こちらも2カ所設置をいたしております。それと、空調機器につきましても、こちらが50%、半分ということで出しております。それと、屋内清掃ですけども、こちらも面積的に20%ということで計上いたしております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** 今、所長のほうから、状況については説明を受けましたが、お尋ねしますが、健康福祉センターの電気のメーターというのは、健康福祉センター鮎緑の湯を除く部分、鮎緑の湯、それと、いこいの家とも連携していると、一体というふうにお聞きをしましたが、それは間違いございませんか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答え申し上げます。そのとおりでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 電気メーターとしては一体で、それを分ける割合というのは、考えればですよ、この換算率の根拠とかですね、よくわからない、今の説明では。何なのかと。やはりこの部分を使っている、60%使っています、鮎緑の湯が。健康福祉センターといこいの家で、それ以外で使っていますというのがやはりわからなければ、この計算はですよ、だろう計算ということになって、正確じゃないと思うんですよ。これで一つ大きな赤字の根拠とされるということはですね、やっぱり納得がいかない点が私としてはあります。

そして、やはり何といいますか、ここの換算率というのが、どうなっていますよというのが、例えばですね、ここにダスキンマットがありますが、25%とあります。だから、4分の1、ここで鮎緑の湯で一つ、それ以外で三つとかはっきりわかれば、「ああ、そうだな」ということがわかりますが、電気料というのはどうやって図るんでしょうか。

それと、もう一つ。26年の4月から、1日営業日数を減らしていますよね、鮎緑の湯は。 それなのに同じ換算率だったら、なおさら、またおかしい。その点についての説明をお願 いいたします。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

○町長(奥名克美君) 町の施設も、単独だけで考えられる場合と、共有施設の中でどういうふうに配分をするのかということは、そういうことは、私もあることだと思います。 ただ、今ちょっと、なかなか課長も、その辺が答弁できないかもしれませけれども、これは建設当時のころから、恐らくそういう配分でずっとこれまでも来ていたんじゃないかというふうな思いを持ちます。

それと、電気代が何百万か、その辺に経費かかっていますけれども、それを換算しても、

最終的にはこれを存続するという結論には私は至らんと。計算の根拠からしてですね。

したがって、おっしゃるようなことで、100%これを廃止しなくちゃならないということの理由にはならないと私は思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 収支の改善のことで言えばですね、200円の料金、町外の方は300円の料金ということで、ずっと来られています。今利用されている方も、幾らかですね、値上げしてもできないか。例えば300円とか、350円とかですね。そういった面でも収支の改善は図れるというふうに思います。

やはり細かいところでも、やっぱりそういった改善を図っていく必要が私はあるし、そういったところでですね、例えば、町長のほうから、スクラップアンドビルドいうようなお話がありましたが、やはり近隣でいけばですよ、民間の経営ではありますが、嘉島町の水春は、2階部分がたしか運動施設、下のほうがお風呂というような形でですね、やっぱりお風呂とそういう運動施設の併設というのはあってるわけですので、そういった意味では、やはり新しい運動施設の設置とお風呂の併設というのは、私としては、可能ではないかというふうに考えるわけですけども、そういった点ではいかがですかね。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 私も以前、水春を使ったことが結構あります。運動器具も使わせていただいたことがありますけれども、根本的に違うのは、水春さんの場合は、温泉施設ですよね。ほかの施設についても、ただの入浴、浴室場じゃなくって、温泉という、もともとそういうふうな湯質というかな、そういうのも違うんじゃないかというふうには思います。ちょっと答えになったかわかりません。そういう面もあるかと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **○2番(佐野安春君)** 先ほどのですね、やはり換算率ということはですね、やっぱり皆さんに納得いただけるようなものを示さないと、どこでも公共的な施設でそういうのがありますよということではですね、厳しいところがあるんじゃないかというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。やはり鮎緑の湯はですね、設置当初よりも少なくなったとはいえ、また、利用日を1週間に1日減らした26年度においてもですね、年間約1万5,000人の方々が利用されています。先ほども言いましたが、看板もない、目印もない、鮎緑の湯の入り口には、ここが鮎緑の湯との表示もありません。宣伝も余りしっかりされていない。さらにですね、夜間は鮎緑の湯入り口付近は照明が暗くてですね、事故の可能性もあります。

そういう状態ですけど、利用者、町民には魅力があるというふうに思います。利用者のアンケートには、心身のリラックスや癒し効果のため、健康増進のため、手足を伸ばして、入浴できるため、孫と入浴、リハビリを兼ねてなどの意見があっています。多くの町民の健康増進の役割を立派に果たしている入浴施設を、是非とも継続されるようにお願いをし

まして、この件に関する質問を終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

小中学校の司書について、全ての学校に学校司書の配置をということで質問をさせてい ただきます。

参考までにですが、資料として、学校教育課のほうから小中学校の学校図書の蔵書数について調べていただきました。小学校が4校、中学校が1校です。この中で充足されているのは白旗小学校のみです。90%以上あるとはいえ、100%以上にはなっておりません。中学については学校改修がありましたけども、その際、処分をされたということですが、今の段階で50%。こういったところもですね、図書についての今の甲佐町における状況の反映の一つであるかというふうに思います。

質問の趣旨として、子供たちの学びを支える専任・正規の学校図書司書をですね、小中学校全校に配置していただきたいというふうに思います。理由として、少し長くなりますが、甲佐町教育委員会が本年6月に作成された甲佐町子ども読書活動推進計画には、子供にとって、読書は言葉を学び、感性や想像力、表現力を豊かにするために必要不可欠なもの。本を読むことで、人の痛みや気持ちを理解する心を育むことができ、そこで得た知識は、子供たちが長い人生を生きていく上で大きな財産となります。大人は、子供が自ら進んで本を読みたくなる環境を家庭、学校、地域など、社会全体で整える必要があります。と、子供たちにとっての読書の必要性と、大人としての読書環境をつくる必要をうたっております。また、12月1日の全員協議会で発表された甲佐町教育大綱においても、読書活動の推進と図書館司書の専門職員の充実をうたわれています。国の方針、法律においても、2014年6月改正の学校図書館法は、学校に図書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員、学校司書を置くように努めなければならないとし、改正付帯決議、学習指導要綱などにおいても、学校図書の充実と学校司書の配置を薦めることをうたっております。

財政措置は平成24年度から、1週間当たり30時間勤務する職員をおおむね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置とあります。文科省が発表した平成24年度の学校図書館の現状に関する調査では、全国小中学校の図書司書配置状況は、小学校が47.8%、中学校は67.7%となっております。県教育委員会が、平成26年2月作成の県子どもの読書活動推進計画第3次には、子供の読書活動推進のための具体的方策の中で、市町村に対して、学校司書は、学校図書館における子供の読書活動の推進に欠かせないことから、学校間の格差を生まないために、全ての学校に専門的な知識を持った学校司書の配置が進むよう促しますとうたっております。

以上のような方針や法律や状況を総合的に見て、学校図書司書は全校に配置される必要があると考えますが、答弁をお願いいたします。

〇議長(緒方哲哉君) 蔵田教育長。

〇教育長(蔵田勇治君) 今、佐野議員がおっしゃっていただきましたように、読書活動の重要性というものが教育の上で極めて重要でございます。国語力を高めるというだけではなくて、読書習慣というのは一生の宝になるものでもあります。また、ものを調べた

りというような情報の収集、そういうことにもつながっていくわけでございまして、読書 指導の重要性というものは極めて重要であると。本町におきましても、重点的に推進し、 高めていきたい、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、最近は、昨今、子供たちの読書離れということも言われております。甲佐の子供たちは、自ら本に手を伸ばす、そのような子供たちになってほしいというふうに思っているところです。

学校における図書館運営につきましては、学校の先生、教諭の中で、司書教諭の免許を持った職員と、これは図書館にいるわけではございません。それと、今ご紹介がありました図書館に常勤をする図書館専属の学校司書が、協同して行うという形が考えられておりますけども。まず、教諭のうち司書教諭につきましては、12学級以上の学校には置かねばならないとなっております。本町の場合は、小中学校あわせてですね、学校の司書教諭免許保有者は8名現在おります。また、学校司書につきましては、設置義務と努力義務というふうになっておりまして、本町におきましては、以前は中学校に配置されておりましたけども、現在は配置していないということになってございます。

したがって、各学校では、司書教諭の先生方、それから、図書部の職員を中心に、読書 指導、または図書館運営あたりが企画されたり、指導を行ったりということで、されてい るというふうに思っております。

学校司書の配置につきましては、配置が望ましいわけではございますが、町全体の予算に関係することでもございますので、各学校の読書指導の実態等も踏まえながら、慎重に協議していく必要があると思いますけれども、そうとはいえですね、各学校の読書指導が充実していくことが必要ですので、読書指導の重要性に鑑みまして、各学校の読書指導の充実については強く指導してまいりたいと思います。

また、学校の蔵書の充実につきましては、全力を挙げてですね、充実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 2番。

○2番(佐野安春君) 読書活動推進計画とか、町の教育大綱とかいうことではですね、今、教育長がお話をされたように、重要性を述べられているわけですけど、実際、やはりそれを推進していくためには、私が今言いましたように、そこに人材があると、それと誰もいないということではですね、環境的に全然違うと。そのことがやはり、今、教育長もおっしゃったように、子供たちの成長にとってですね、大きな役割を果たすというふうな認識をお持ちであると思いますので、やはり、先ほど私も言いましたが、国としても、財政措置をとっていると、24年度からですね。そういう中で、司書の配置を0のままで推移していくということはですね、やはり甲佐町の教育、子供たちの教育にとってはですね、プラスにはならないと思います。

私も全て調べたわけではございませんが、熊本市は全校配置というふうに聞きました。 宇土市においても全校配置というふうに聞きました。そういうふうにですね、やはり自治

体独自で配置をすることは可能であると思います。学校司書の配置をして、財政の問題で とんでもないことをしたというふうに思う町民は、私はそういらっしゃらないんじゃない かと思います。やはり子供の教育のため、学校司書も配置したよというふうに、前向きに ですね、ご答弁いただければ、私はありがたいんですが、どうでしょか、教育長。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 教育長。
- **〇教育長(蔵田勇治君)** 先ほども申し上げましたけども、この場でですね、配置しますというようなことは、なかなか申し上げられる事項ではございませんが、配置が望ましいということは認識をしておりますので、予算等のときにですね、教育委員会としては申し上げていきたいというふうに思っております。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** 町長にお尋ねします。この問題について、どういうふうにお考えでいらっしゃるか、ひとつ答弁をお願いします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **○町長(奥名克美君)** 先ほどから、教育長のほうからもお話があっておりますけれど も、新しい教育大綱の中で、この学校司書の配置については重要性は十分考えた、そうい う記載はしてあるかというふうに思います。現在までのところ、巡回するようなことで考 えているということでありますけれども、今後、総合教育会議等もございますんで、その 中でこの問題については十分検討していきたいと考えます。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **○2番(佐野安春君)** 28年度からですね、実行される際は、私としてはまだ間に合うというふうに考えております。そういった意味から、国からの財政措置もあっておりますので、国、県、町全てがですね、学校司書の必要性と全ての学校にですね、専門的知識を持った司書の必要性をうたっております。やはり1校1名配置という方向でですね、努力をいただきたいというふうに思います。

また、12月1日の全員協議会の中でも明らかにされました地方創生総合戦略の中でもですね、教育環境の充実という項目を設けて、義務教育課程の充実強化ということをうたっています。そういった意味でもですね、次年度実施されるようお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。小中学校における部活動についてということで、部活動のあり方の見直しは進んでいるのかということで、質問をさせていただきます。

小学校の運動部活動を社会体育へ移行する方向にあると聞きますが、状況についてはど うなっていますか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(古閑 教君)** 小学校の部活動の状況ということですけれども、小学校の部活動のあり方に関しましては、平成27年、今年の3月ですけれども、県教委のほうから、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針というのが策定されてお

ります。

この基本方針によりまして、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために、小学校の運動部活動を平成30年度の末までに、社会体育のほうへ移行するということになっております。本町におきましても、この県の基本方針によりまして、社会教育への移行を検討するということになりますけれども、本町におきましては、町の総合型地域スポーツクラブ、それらとの連携を図りながら、社会体育への移行を行うというところで、まず、今年度に、社会体育への移行に関する準備といたしまして、まず、準備委員会を立ち上げまして、その中で現在の部活動の問題点、また社会体育へ移行する場合の問題点、そういったところの洗い出しを行いながら、平成28年度から本格的に社会体育移行に向けた検討委員会というものを立ち上げて、検討していきたいというふうに考えております。

検討委員会の委員につきましては、学校、それと保護者、それと体育協会、また、スポーツ推進委員さん、先ほどの総合型地域スポーツクラブ、そういった方々で構成をするというふうに考えているところです。

それぞれの部活動の移行につきましては、全部の部活動を平成30年度の末に一斉に移行するのではなく、移行の準備が整ったところの学校部活のほうから、順次移行の準備ができましたら移行するというところで、今考えているところです。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- O2番(佐野安春君) はい、わかりました。

あと質問項目が2項ありますので、続けて質問に移らせていただきます。介護保険制度 改正に伴う方向性はということで、質問を行います。

まず、要支援者サービスの見直しの具体策はということで質問を行います。2014年介護保険制度改正により、要支援者サービスの見直しとして、要支援1と2認定者は、訪問介護と通所介護予防給付から外され、市町村が実施する地域支援事業、総合事業へ移行することになっています。専門的サービスから、一部の介護サービスをボランティアの方々によるサービスとなることによって、今までのようなサービスを維持、継続することができるのでしょうか。このことが1点目の質問です。

続いて、介護保険事業におけるサービスはさまざまなパターンがありますが、総合事業へのスケジュールで、新しい地域支援事業の実施に向けたスケジュールの中で、ボランティア、介護予防サポーターの方々が携わるものは、地域介護予防活動支援事業と考えていいのでしょうか。これが2点目です。

3点目の質問です。ボランティア介護予防サポーターの育成方法と、年齢などの構成は どうなっていますでしょうか。あわせて答弁をお願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** はい、お答え申し上げます。

まず、1点目でございます。平成29年4月から、要支援1、要支援2の方のサービスの介護予防、訪問介護、ホームヘルプサービスといいます、と介護予防、通所介護、デイサ

ービスと言いますが、これが終了し、介護予防日常生活支援総合事業へ移行します。しかし、今後も既存のサービス事業者による今までのホームヘルプサービスに相当するサービスとして、また、デイサービスに相当するサービスとして、それぞれ継続することとなります。さらに、掃除や洗濯、ごみ出し、またはミニデイサービス、ひとり暮らしの高齢者への定期的な見守りや安否確認などの多様なサービスを検討し、これをサービス事業者以外のシルバー人材センターや民間企業等にお願いできればと考えております。

2点目でございます。議員おっしゃるとおり、新しい総合事業の中の一般介護予防事業に当たるものです。地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行うもので、対象者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、参加者同士の交流を図るなど、地域づくりに資する視点を持った事業でございます。対象者には、要介護者、要 支援者、要介護、生活支援サービス事業対象者となります。

それから、3点目の介護予防サポーターの構成ですけれども、性別は男性22名、女性77名、年齢は30歳が3名、40歳代2名、50歳代11名、60歳代54名、70歳代29名、合計99名でございます。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** 全ての行政区で、地域介護予防支援事業、介護予防教室が開催される予定だというふうに聞いておりますが、この事業というのが一時期のことではなくてですね、これからずっと継続される事業になると思いますので、毎年、次々とサポーターを募集し、養成し、介護事業、支援事業に携わっていただくことになるわけですが、大変大きな事業であると考えます。それを維持するスタッフ、人員とか体制は十分でしょうか。

また、新しい地域支援事業は、介護予防教室を28年4月から28行政区で実施予定とあります。そのほかの訪問型サービスや通所型サービスなど、29年4月から本格的実施とありますが、行政区については、28が全てではないと思います。そういった意味で、28以外の行政区とか、29年4月から実施されようとする全ての新しい支援事業のスタートというのは大丈夫でしょうか。答弁お願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** まず、この人員体制についてということですけども、まず、介護予防サポーターの育成方法を説明申し上げます。

介護予防に関するボランティアの人材を育成するために、専門業者に委託し、介護予防サポーター養成講座を開催しております。具体的に申しますと、今年4月から6月にかけて50行政区で座談会を開催したところ、702名の出席をいただき、その中で、介護予防の必要性を説明し、介護予防サポーターの選出をお願いいたしました。結果、28行政区から94名の候補者を推薦いただき、今年8月5日から来年1月25日にかけまして、介護予防サポーター養成講座を10回開催することとしております。また、この間にも5人のサポーターの追加参加申し込みがあっております。

選出されましたサポーターの候補者は、熱心に講義や実技指導を受けておられ、介護予防の必要性及びボランティアの重要性を十分認識していただいていると思っております。この講座は、地域における住民主体の介護予防活動の介護する側としての役割を担っていただきたいと思っておりますが、今後、介護する側が介護される側にまわられることもあると考えられますので、毎年、この介護予防サポーター養成講座を開催したいと思っております。

また、今後この事業を進めるためには周知が必要です。介護予防サポーター養成講座と時期を同じくして、熊本県の地域づくりによる介護予防推進支援事業のモデル町として本町が指定されましたので、田原区をモデル地区として、11月17日を現地指導、支援ということで、いきいき百歳体操を取り入れた介護予防教室を開催し、さらに、効果測定をするために、11月26日に介護予防をする前の状態を測定したところでございます。将来的には、50部落で、何らかの形で、介護予防教室が開催できるよう、この田原地区での介護予防教室での効果測定を広報等で紹介しながら、サポーターが選出しておられない地区に対しても、さらに住民主体の介護予防の重要性を周知していきたいと考えております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **〇2番(佐野安春君)** 介護予防教室のですね、介護予防サポーターの養成というのが、まずまずのスタートだということですけども、50行政区のうち22行政区は、ボランティアの希望される方がいらっしゃらなかったということで、こちらのほうの手だてもこれからですね、やっぱりしっかりされていくようにお願いしたいというふうに思います。

次にですね、介護保険料未納の状況はどうなっていますでしょうか。

- 〇議長(緒方哲哉君) 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、介護保険料の未納の状況はということで、お答え申し上げます。

資料のほうをご覧になられてください。過年度分の滞納状況につきましては、繰越調定額が476万60円に対しまして、収入済額が33万6,920円で、10月末現在の未納額が442万3,140円となっておりまして、滞納者数は実人数で62名となっております。

過年度分の滞納分に対しましては、年に2回催告書を送付し、年金支払い月に電話や戸 別訪問による徴収を行うこととしております。現年度の滞納につきましては、督促状を毎 月、納付期限後20日以内に発送しております。

以上でございます。

- 〇議長(緒方哲哉君) 2番。
- **〇2番(佐野安春君)** はい、2番です。滞納するとですね、滞納処分とか、給付制限措置というのが決められているというふうに思います。また、救済措置としてですね、減免制度もあるというふうになっておりますが、町においてはどうなっておりますでしょうか。
- 〇議長(緒方哲哉君) 福祉課長。

○福祉課長(北野 太君) それでは、減免制度はどうなっているかというご質問でございますけども、お答え申し上げます。

減免制度につきましては、甲佐町介護保険条例第9条に規定しておりまして、第1号被保険者及びその属する世帯の生計中心者が、災害等にですね、被災された場合、また、世帯の生計中心者が死亡されたり、入院、また事業の休廃止、損失、失業等により著しい損失を受けた場合において、必要と認められる場合に、保険料を減免すると規定しております。

しかしながら、これまで規定に基づき減免を行った実績はございません。理由としましてはですね、状況として考えられるのは、通常的なケースでは、著しい損失等により生活費に困った状況になられた場合においてですね、適用の可否を判断するということになってきますけども、現状としましては、生活困窮等の相談については介護保険料だけではなく、ほかの税金とかですね、公共料金、そういったところにもかかわってきますので、生活保護の適用も含めて相談に応ずる形が多くございまして、結果的に生活保護の適用となった場合には、介護保険料も生活扶助費の加算という形で、全額保護費の中から支給されるということになっております。

今のところ制度適用はしておりませけども、適用が全くできないということではございませんで、想定としましては、多くは大規模災害に見舞われた場合等において、適用が発生してくるのではなかろうかと想定しております。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 佐野議員。

○2番(佐野安春君) 実人数でですね、62名の方が未納状態でいらっしゃるということで、万が一、介護状態になられたときに支払っていないということもありますが、本人様がサービスを受けられなくなってしまうということがありますので、そういったところはですね、督促状も必要かと思いますが、やはり直接会って、そういうふうなお話をされるとかですね。そういったことも必要になるかとはいうふうに思いますので、そういった点で力を入れていただきたいというふうに思います。

時間も残り少なくなりましたので、次の質問に移らせていただきます。

5番目、最後の質問です。子ども医療費の支払い方法についてということで、町外医療機関における医療費支払いを現物給付にできないかという質問です。町内のですね、中学生を持つ保護者の方から、医療費の支払いで、町内では、医療機関窓口での支払いが不要な現物給付方式になっているので大変助かっている。しかし、町外が償還払い方式で、後からの手続に時間がかかったりするので、町内でできとるように、町外においても同じような方法にならないかという声がございました。

町外医療機関における医療費支払いについて、町内と同じような現物給付方式にできないのか、お尋ねをいたします。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) ただいまの件については、私のほうで概略を説明させていただ

いて、あと詳細的な数字等については、担当課長のほうからご答弁申し上げます。

この子ども医療費の助成事業につきましては、ご承知のとおり、子育て支援、あるいは 定住促進対策の一環といたしまして、他の市町村に先駆けて、本町におきましては、平成 21年度に対象を中学3年生まで引き上げたところであります。また、平成25年10月からは、 町内の医療機関に限定した現物給付化、要するに窓口無料化をですね、実施をしておりま す。

さらにこの制度を充実する意味で、今回マニフェストの中にも掲げさせていただいておりますけれども、町外についての現物給付といった点については、子育て世帯への負担をさらに軽減を図るというような考え方から、一応、実は質問をいただく前から、この件については来年度実施したいなというような思いを持っておりました。今、担当のほうでですね、準備を行ってもらっているところでありますんで、先ほど申し上げましたとおり、詳しくは担当課長から説明させます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 福祉課長。
- **○福祉課長(北野 太君)** それでは、子ども医療費に係る取り組みについて、ご説明申し上げます。

医療費助成の現物給付化に係る具体的な取り組みについてご説明いたします。まず、現状としましては、資料によりますとおり平成26年度は支給件数が2万65件で、うち町内の現物給付が約33%の6,626件、町外等の償還払いが計67%の1万3,439件となっております。

現物給付化した場合、熊本県内の医療機関や薬局等の窓口にて受給者証を提示していただくと、支払いが不要ということになります。なお、現物給付できないのは県外の受診や入院などで、この場合、福祉課窓口への償還払いの申請を行っていただくということになります。現物給付化を行った場合、平成26年度の実績ベースで推計しますと、約99%の方が現物給付となると見込まれます。現物給付化の方法につきましては、町が国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に委託を行いまして、実施をするということになります。

今後のスケジュールにつきましては、予算化した後、28年度において委託契約から受給者の方々への周知や新しい受給者証の交付などの準備を行いまして、年度中には実施ができればというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 町長のほうからですね、私が質問する以前から、このことについては考えていたということで、そういったふうにですね、やっぱり子育て支援についての具体的な施策をですね、やはりこう、次々と打ち出していただいて、やっぱり若い世代にとって子育てに甲佐町はすぐれているというふうなところをですね、どんどん出していく必要があるかというふうに思います。

これにて、質問を終わらせていただきます。

〇議長(緒方哲哉君) これで、2番、佐野議員の質問は終わりました。 しばらく休憩いたします。4時40分から始めたいと思います。 休憩 午後 4 時 28分 再開 午後 4 時 38分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則第8条により、時間を延長いたします。

最後に、3番、荒田博議員の質問を許します。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 3番、荒田博でございます。時間も7人目ということでですね、 ラストバッターということで、簡単、簡潔に質問をしながら、早目に終わりたいと思いま すので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問の通告書に基づきまして、質問させてまいります。

まず初めに、道路問題についてでございますけれども、町道下鶴塔ノ木線の改良についてですね、区から要望書が出ております。その中でですね、幅員等が狭く、離合もできないと。また、夜間、斎場がございまして、朝行く方々はですね、歩いて行かれる方も多数、多くおりまして、その帰りに用水路に足を踏み外したという方が数名おられます。軽トラックもはまったというようなこともお聞きしております。

その中でですね、要望書は出ておりますけれども、今年の10月ぐらいですかね、町のほうからはですね、道路5カ年整備計画のほうには登載できないというような通告を受けている状況ではございます。

そういった経緯から、どうしてできなかったのかを再度ではございますけれども、理由 をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。
- **〇企画課長(西坂 直君)** 私のほうで道路整備計画策定委員会の事務局をしておりますので、答弁させていただきたいと思います。

町道下鶴塔ノ木線におきましては、平成27年の5月に、浅井区のほうから、道路幅員が 狭小であるということで生活道路整備要望書が提出されております。この路線につきましては、道路整備計画の目的であります透明性の高い道路整備事業の推進を図るためという ことで、客観的、定量的な基準を設けて、策定委員会の中で審議を行っております。

評価項目といたしましては、道路の機能、現状の課題、費用対効果、整備効果、地元の協力体制、財源などの総合的な評価によりまして、評価をしたところでございます。その結果、今回はこの道路整備5カ年計画には登載するまでには至らなかったということになります。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** そういうことでですね、総合的に評価がいかなかったということでございますけれども、そのあたり特段いかなかった理由があると思います。地元地権

者としてはですね、同意して、早急にしてもらいたいというような地元関係の評価として はいっていると思います。そういう部分で、費用対効果、そのあたりの周りの状況、そう いった部分で、特段ですね、その点数にいかなかった理由というのはあるかと思いますけ ども、その点をお聞きしてよろしいですか。

〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。

○建設課長(志戸岡 弘君) その評価に対する具体的な理由ということですけれども、まずはですね、並行する道路に、町道作替内田線という300メートル程度しか離れていない道路を通学路として整備したことが大きな要因でもございます。また、当該路線につきましては、現在、通学路の指定をされていないということで、歩道の設置は必要ないであろうということと、それとですね、以前にも転落等の事故があったということでしたが、転落するような危険な箇所については、別途、維持工事等でですね、対応できるであろうというような観点が、大きな理由の、具体的な点数評価が低かったという点になります。以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 3番。

○3番(荒田 博君) そういうことでですね、危険箇所については、別の方法があるのではないかということで、その点に関しては、この道路問題の最後に、下の項目もありますので、あわせてそれを町長にお聞きしたいと思います。

そういうことで、300メートル付近に作替内田線が当然ございまして、平成二十五、六年に完成して、緑川団地の生徒が安心して通学しているような状況でございます。そういう状況ではございますけれども、下鶴塔ノ木線、国道のほうを出まして、真っすぐといいますか、右斜めに突き当たると、今度は工業誘致が来たり、これから団地が開発されたりと、そういった部分で、さまざまな開発が予定されている今後の計画がございます。その点でですね、まだ町のほうには具体的にどういうふうになっていくというような計画書等が出ていない状況から、そのあたりも今後の開発等の進みぐあい、そういった部分で評価等は変わってくるのではないかと思っておりますので、そのあたりの評価が変わればですね、また、そういう改良の見通しというのが出てくるのではないかと思います。

続きまして、船津地区の里道についてでございますけれども、これは谷のほうのですね、 集落のほうを通って、迫の集落に上がる坂でございますが、これは平成24年とお聞きして いますけれども、これは23年か、ちょっと違ったら申しわけないんですけれども、平成24 年に部落要望でですね、町のほうから材料支給で、生コン敷をいただいて、区役で、坂道 を整備されている状況になっておりますが、如何せん急な坂道でもありまして、現状です ね、でこぼこ表面はしておりまして、なかなか整備された道路という部分では、なかなか 言いづらい部分ではないのかなと。特に利用者もですね、地域住民の方々はかなり多く使 われている部分で、自家用車等、また農業トラック等を利用されている状況でございます けれども、でこぼこした道、かなり危険ではないかと思います。ただ、部落としては自分 たちで作業された道路でございますので、なかなか、また整備してほしいというような要 望が言いづらい部分ではないかなと思います。 ただ、地域の方々、また、区長さんにお話をしてみますと、是非とも整備していただき たいというようなお話も受けているところでございます。そのあたりを踏まえましてです ね、担当課長、答弁をよろしくお願い申し上げます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 議員がおっしゃられますように、当該箇所の里道の整備については、平成24年度に、地元にて、生コン舗装が施工されております。施工箇所はですね、急勾配ということで、技術的にも施工が難しく、仕上がりにはちょっと影響があったのかなと思われます。

現在の里道の整備のあり方といたしましては、原材料支給等、重機借り上げ等を利用されて、区で対応をしていただいております。区によっては、重機借り上げについてオペレーター等がおられない場合には、一部、町内の建設会社に依頼をされているところもありますけれども、全般的には、工事の施工管理については、行政区にお願いをしているところです。現在のやり方としましては。

今後、整備の内容、現場での条件によっては、専門の技術者やオペレーターを必要とする施工箇所がありますので、こういった場合にはですね、地元の区と十分に事前に協議を行いまして、何らかの対応をしたいと考えております。

また、集落内の里道については、不特定の多くの方々が生活道路として利用されておりますので、町道と同じような機能を持つ里道もあります。なかなか区で整備が困難な工事については、今後、町としても何らかの対策を協議、検討をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 3番、荒田議員。
- ○3番(荒田 博君) 3番。前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。 そういうことでですね、この2点について、町道と里道ではございますけれども、町と してですね、安心安全な町とうたっておりますので、そういった道路等をまた整備してい くという部分で、町長のお考えをお聞きしたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** ただいま、荒田議員のほうから二つの路線について質問がございました。

まず、町道下鶴塔ノ木線の件でありますけれども、これまで、転落事故とか、歩行者の 転落事故等、それから、車両の離合の際の転落事故等が発生しているというような状況に ついては、ただいまお伺いをしました。

今回は、先ほど課長のほうから答弁しましたとおり、そのような理由からですね、道路整備計画のほうには登載はなされなかったわけでありますけれども、維持的なことについては、危険箇所であれば対応も考えられますんで、経過観察をしながら、必要な時期に維持工事、あるいは舗装補修等については考えていきたいなというふうに思っております。

それから、大井手川を挟んで斎場のところの周囲が、例えばですね、区画整理をすると

か、企業誘致が図られるとか、そういう場面において、本路線の改修の必要が生じてくる ような場合においてはですね、当然、これは整備計画の中でも、路線の重要度、評価点と いうものは上がってきますんで、考えられんこともないだろうというふうに思っておりま す。

ただ、現状ではですね、どうしても、先ほど企画課長が申し上げたようなことで、点数を積み上げていくと、それだけしか点数が上がらないということで、それぞれの行政区からやっぱり多くの要望が参っておりますんで、それを整理する必要もございます。その点はご理解をいただきたいと思います。

里道の件については、ただいま課長が答弁したとおりであります。 以上です。

- 〇議長(緒方哲哉君) 3番。
- **○3番(荒田 博君)** そういうことでですね、この件に関しては、再度検討していただいて、また、今後ともよろしくお願い申し上げ、この質問に関しては終わりたいと思います。

続きまして、中山間整備事業についてですけれども、これはもう、私も今日7番目でございまして、いろいろなことが出ておりますので、若干省略しながらいきたいと思いますが。当初はですね、平成28年の採択で進みながら、平成29年度の採択要件として、今、準備を進められているということでお聞きしております。そういうことで、当初、そのときも何回もこの件に関してはお聞きしておりますけれども、概算で見積もりをしていると、大体、総事業が10億ということを事前には聞いておりましたが、この打ち合わせをしておりますと、15億になっているというような状況でございます。

そういうことでですね、15億といったら、非常に大きな予算になります。そういうことでですね、くれぐれもできなかったということがないように、また準備を進めていただければと思います。一言、よろしくお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 今、荒田議員がおっしゃったとおり、2期地区についてが27年で完了いたします。本来なら、28年に実施できればなということで思っておりましたけれども、広域連携型ということで、3期目に目指すということで、27年1月の町長の行政報告の中でも、29年から3町の連携でいきますということで、10億ということで、ご提案を申し上げておりました。

ただ、実施設計等を今、実際組んでおりますけれども、そういった中で、積み上げとして15億6,100万ということで、当初は県のほうも、1町村10億程度ですよと言われておりましたけど、事業費の上限はありませんということも県のほうから伺いましたんで、全ての工種について精査を行って、積み上げた金額が15億6,100万ということで、29年度採択に向けて、今、着々と準備を進めておるところでございます。

先ほどの議員からの応援というような形で、頑張ってくれというようなところでとらせていただきます。精いっぱい頑張ります。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 3番。
- **○3番(荒田 博君)** そういうことでですね、是非ともよろしくお願いします。あと 来年ぐらいですかね。もう一度、準備のほうはどうなのかという部分で聞きたいと思って おります。

続きまして、町長マニフェストに移りたいと思います。

まず、若手起業家・若者のまちづくり支援とはということで、この3期目のマニフェストの項目として入っておりましたもので、どういったことをされるのか。そういった部分をお聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 3期目のマニフェストの、活力にあふれるまちづくりといった 項目の中で、ご指摘のとおり、若手起業家や若者のまちづくり活動への支援を検討するん だというような政策を今回掲げさせていただいております。

まず、若手起業家の支援についてでありますけれども、これは町内での創業者が、平成26年度の実績を見ますと5件、それから、本年度におきましても3件の実績があります。 それと、2件が予定があるというふうに聞いております。また、起業者の年齢につきましても、20代から40歳代まで、非常に若い世代の起業があっているという状況にあります。

さらに、本町の産業の担い手となります後継者の確保及び新たな雇用創出として、言うならば、ちょっと背中を押すといいますかね、そういうお手伝いになればという思いから、新たに起業される方に対して、例えば、農業への新規就農助成金のような支援ができないかと。そういう趣旨で政策目標には掲げさせていただきました。イメージといたしましては、今日、地方創生の仕事づくりの一環として金融機関との連携がうたわれているところでありますので、そういった方法論からのアプローチができないか、考えてみたいと思います。

次に、若者のまちづくり支援ということでありますけれども、町内においては、若者同士が町の活性化に向けたアイデアを出し合って、新たな活動を行っていきたいと、そういう動きがあるというふうに聞いております。若者独自で企画、立案をされたり、自由かつ積極的に活動ができるよう、町の総合戦略に即した取り組みに町からの支援を行うことで、若者ならではの独自性のあるまちづくりが期待できると考えたところであります。

具体的なこの件の取り組みについては、もう先ほどから何回も申し上げておりますけれども、今、政策目標の全てを担当課に振り分けて、まずは町長の意向から始まって、続いて、各課において検証作業と、それと今後の取り組み方針についての取りまとめを行うことといたしております。来年度の予算編成等にもかかわる部分もあろうかと思いますんで、なるべく早い時期に、今年中にできれば方針を検討したいなという思いではいるところではあります。具体的なことについては、これからということです。よろしくお願いします。

〇議長(緒方哲哉君) 荒田議員。

○3番(荒田 博君) そういうことでですね、町長のほうから、若手起業家、また、 若者のまちづくりの支援についての思い。政策については、今後、十分検討しながらやっ ていくということで、是非ともお願いしたいと思っております。いろいろな議員の方々から、本日、質問された中にも出てきておりましたけども、蚤の市やグラウンドバザール等で、今、多くの町外の方が、甲佐町に関心を持たれ、また、そういったところに出店された人が甲佐で商売をしたいというような状況も今、出てきているような状況でございますので、そういう部分で、前も出ました空き家制度に対しての支援とか、そういった部分をですね、十分考慮しながら進めていっていただきたいと思います。

買い物難民対策についてはですね、これも今後のことかと思いますので、大体、対象の地域をですね、どのあたりに考えられているのか。もしわかれば、そのあたりもまた今後ということであれば、もうそれはそれで結構でございますけども、そのあたりどうでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

○町長(奥名克美君) この買い物難民対策というのは、例えば、ひとり暮らしの高齢者の方とか、なかなか車両を使って、車を使って買い物できないような、そういう場面も想定されるわけでありますんで、これは、町全体の共通の問題として考えていくべき問題かなと思います。ただ、特に中山間地域においてはですね、こういった状況は顕著にあらわれているかと思いますんで、今後は、関係各課、あるいは、当然、これは商工会さん、あるいは福祉関係の団体の方とかですね、そういう関係される方々と話し合いを持ちながら、今後の甲佐町としての買い物難民対策の方向性について、検証していきたいというふうに考えております。

〇議長(緒方哲哉君) 3番。

○3番(荒田 博君) そういうことでですね、基本的には町内全体というようなことで考えているという。その部分でも、特に中山間に関しては、また別の方向で考えていきたいということで、それもですね、また教えていただいて、ゆっくり議論していきたいなと思っております。

続きまして、やなば通年営業について、町長のマニフェスト、2期目だったですかね、の中からも、通年営業にしていきたいというような部分でお話を聞いておりますけれども、本年はですね、経営者も変わられまして、近年の利用状況、また、売り上げ等の金額、また評判等はどうなのか。そのあたりも教えていただければと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鳴瀬美善君) それでは、お答えいたします。

それでは、過去3年について、入り客数、年間売り上げ、それと、今年度の評価という ことで、ご説明申し上げます。

まず、平成25年度の入り客数でございますけれども、1 万3,563人、年間売上金額が4,455万8,804円。平成26年度、入り客数1 万2,332人、年間売上額4,338万7,421円。今年度でございますけれども、平成27年度、入り客数1 万3,836人、前年度26年に比べて、1,504人の増です。売上額については、今、決算中でございますので、まだ手元に数字は出ておりません。

それと、もう一つのご意見とか、評価についてでございますけど、町のほうに上がってきているご意見について、ちょっとご説明申し上げます。

まず、時間に関する意見として7件、料理の内容について3件、接待に関する意見が2件、金額に関する意見が3件。それと、その他ということで、これには景観的な要素も入っておりますけども、これが3件で、含めて18件というご意見をいただいたところでございます。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 荒田議員。
- ○3番(荒田 博君) 3番。そういうことでですね、近年の利用者状況をお聞きしましたけれども、横ばいから、昨年は1,500名程度減っておりますけども、平成27年度は25年度と変わらないような形で、本年はですね、かなりテレビ、いろいろ取材、雑誌等、フェイスブック等もですね、PRされておりまして、集客に関してはすごくよかったのかなと思っております。特に、このいろいろご意見をいただいている、これはよかった話なんですか。それとも、指摘を受けた。どちらでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 改善点のほうのご意見ということで、ご理解ください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 3番。
- ○3番(荒田 博君) そういうことでですね、本年、される方も変わられて、また新たな経営の仕方が変わってくるかと、それは当然思います。その中でですね、今までされてた方の実績と、そういうのを踏まえて、本年というのはそういうのを基準にされて来られます。本年はですね、そういうことで来られた方は、またそれを基準にして、来年考えられると思われます。当然、そういう部分で改善することがですね、何件か、そこの1万3,836人という部分からの18件とすれば、少ないのかもしれませんけれども、私のほうは、町内の方から、いろいろそういった部分で、料理のこととか、出てくるのが遅いとか、金額とか、そういう部分の指摘をされるようなお話を聞いた部分もございます。

そういうことでですね、通年営業の前に、まず、やな場は甲佐町のですね、観光の名所 でございますので、そういった部分も行政のほうからですね、指摘された部分に関しては、 改善する指導等をするのも、当然義務かと思いますので、そのあたりはよろしくお願いし ます。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 幾つかのご指摘を今いただきました。

まず、通年営業の件について申し上げますと、やはり、これはお店のメニュー、それと、 鮎の解禁時期の問題もありますし、そういった相関関係がありますんで、通年営業を図っ ていくためには、夏場のメニューではちょっと無理かなというような思いがあります。今 回は、今年から経営者の方が変わられたということで、まだまだ抜本的な、そういう通年 営業に向けての取り組みまでは、まだ至っておりません。今後、検討が必要だと思ってお ります。 それから、やな場を利用していただく方の中で、wi-fiの整備についての通信環境を整備するというようなことも考えておりますんで、その辺は順次整備をしていきたいなというふうにも思っております。

それから、幾つかご意見等もいただいているようでありますんで、その辺は、毎年、委託業者と、それから町の担当課と協議会のほうを毎年行っておりますんで、その協議の中で、よりよい利用に向けて、利活用をしていただくようなことと、それから、集客力の強化に向けて、改善すべきは改善したいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 荒田議員。

○3番(荒田 博君) そういうことでですね、本町における観光名所で、観光の場所でございます。そういうことで、経営者も変わられまして、新たなメニューに取り組むとか、よりリーズナブルなものを用意するとか、昼の定食とかですね。夜は夜で別にするというような新たなことも考えられて結構かと思いますので、ただ、当然、今、町長がおっしゃられましたように集客力、これが甲佐町をPRする一つの材料でございますので、そういった部分が来年ですね、この1 π 3,800からまた増えるように、努力していただくことを要望しまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、学校教育についてでございます。

甲佐高校の支援についてでございますけれども、教育長は、3月まで甲佐高校の校長ということで、4月から教育長として赴任されておりますけれども、町長の思いとしては、この甲佐高校をどうにかしたいという思いが強かったというふうに我々議員もお聞きしております。

そういった部分でですね、資料をいただいておりますけれども、平成17年の入学者数は129人、これは10年前ですね。全校生徒数342名いらっしゃいます。本年はといいますと、入学者数が44名、全校生徒数は136名。約半分ではないですけども、200人以上減っているというような状況でございます。

そういうことでですね、生徒数もかなり減ってきておって、存続が本当に厳しい状況にあるというのは明白かと思います。その中でもですね、まず、卒業者の内訳としては、去年ですと、41名中18名が進学と、就職が21名というふうに資料をいただいております。ただ、私は以前からお聞きしておりますと、甲佐高にはですね、指定校推薦の大学とか、そういった部分も数多くあるんですよね。そういった部分が、今まだPR不足じゃないのかと。当時の私、中学のころにはですね、そういった部分も全然知らなかったものですから、当時は、我々のころは校区外と言って、市内のほうに行くのは3%台とか、そういった部分の数字とかありましたけれども、それが今なくなってですね、甲佐も市内の子と一緒の校区というふうに、今はなっており、高校無料化に伴っての今の減少があるのではないかと思いますけれども。そういうのを踏まえてですね、教育長として、今、約8カ月ですかね、来られまして、まず、どういったことをしていきたいのか。そういう部分を、今までの数字と、また、そういった部分を教えていただければと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 蔵田教育長。

○教育長(蔵田勇治君) 甲佐高校の支援についてのお尋ねと、私のこれまでの取り組み等に対するお尋ねだと思いますけども、今、ご質問にありましたように、ちょうど高等学校の再編整備計画が県教育委員会から出されまして、学区改編がなされました。甲佐高校は中央学区ということで、熊本市内と同じ学区になりました。ちょうどそのころを境に、入学者数が減少を早めてきております。また、近隣の町村、隣の美里町、山都町等の生徒さんも熊本市のほうに流れるという傾向がありまして、このままの状況が続きますと、非常に存続が危ぶまれる、危惧されるところでございます。

県教委の高等学校再編整備計画によりますと、県立高校の適正規模の下限を1学年4学級程度というふうにしております。そういうことを踏まえますと、このままの状況が続きますと、再編整備計画後期計画は終了をもうすぐ迎えるとはいえ、非常に今後が危惧されるという状況にあるというふうに認識をして、支援に取り組んでいるところでございます。まず、甲佐高校への入学者数を増やしていくために、どういうことが、どういう町の支援が必要かということでございますけども、県内を見てみますと、もう既にですね、11校の県立学校が、名前がなくなっております。また、球磨、人吉地域でも、3校が2校にということが決定されているところでございます。この各地域におきましても、入学者への入学準備金の支給ですとか、いろんな形の財政的支援は行われてきております。にもかかわらず、入学者数の持続的な増加にはつながっていないというようなことを踏まえますと、本当に持続的で効果的な支援というものについては、甲佐高校の魅力は、中学生が行きたい学校になってもらう、保護者がやりたい学校に甲佐高校がなると、甲佐高校の教育内容の魅力化、これをつくってことが必要であろうというふうに考えております。

そのことを踏まえてですね、今年度から、甲佐高校の特色ある学校づくり支援検討委員会というものを立ち上げまして、これは構成員としては、甲佐高校の校長先生、教頭先生、事務長先生に加えて、町内の小中学校の校長、それから小中高のPTA、また、高校の同窓会等に入っていただいて組織をいたしまして、その中で支援策を具体的に、研究等を今、進めているところでございます。

しかしながら、なかなか支援策が固まって来ないというところがございます。アンケート等もとりましたが、そういうことから、実は全国で似たような状況にある地域、そして、地域にある学校を立て直し、魅力化をしてですね、入学者増につなげたというふうな事例の中に、いつもアドバイスをしてこられた専門的な方がおられますので、その方を12月の会議にお呼びをいたしまして、アドバイスをいただきながら、実効性のある支援策をつくり上げていきたいというふうに思っております。

また、指定校推薦等についてはですね、その存在について、本当にもう少しPRといいますか、中学生に知ってもらう必要はあろうかと思いますが、なかなかどこの大学のがありますよというのは、大学との信頼関係上、言えないところがございますので、あるんですよということはですね、今の現任の校長も言って回っておられるというふうに思いますが、もう少しですね、その辺のことについてもPRはしていいんじゃないかなと。ただ、

推薦を当てにしてですね、勉強しない生徒が入ってきても困りますので、私が校長時代は、 しっかり勉強して、進学を希望する人は推薦をするというようなことで言ってまいってお りました。

今後もそのようなことをしていきますが、何かやはり取り組みの実績を残さなければなりませんので、県教育委員会にも、今これをやっていますということをつくるためにも、この前の全員協議会でもご報告いたしましたが、甲佐町英会話塾というのを甲佐高校内で現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 3番。

○3番(荒田 博君) そういうことでですね、今、もうチャイムが鳴って、私の持ち時間がなくなった部分でございますので、答弁はちょっと短めにお願いしたいんですが、普通科生徒の入学者数が減っております。本年は1桁ですよね、9名でございます。特に、本当であれば、力を入れるのがちょっと遅過ぎたという部分が現実ではないかと思いますけども、それは言っておられませんので、早急な対応をですね、していただかないと、本当にこれが0になる可能性はなきにしもあらずなのではないかなと思います。

そういうことでですね、生徒に、どうしたら、まず、甲佐高校が盛り上がっていくのか。 そういうのを生徒にアイデアを出していただいて、そういった優秀なアイデアを出してい ただいた方には、図書券とか、そういった部分で、もうちょっと生徒にもそういった考え を持っていただいて、自分たちがこの甲佐高校を盛り上げるんだという思いを持っていた だきたいなと私は思っております。

そういう部分で、今、生徒数も少ないですので、そういった進学される場合には、入学金を町のほうで補助しますよとか。そういう、お金じゃないですけれども、そういう、いろんなことを検討していただいて、是非とも、この甲佐高校がですね、存続できるようにお願いいたしまして、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長(緒方哲哉君) これで、3番、荒田議員の質問は終わりました。

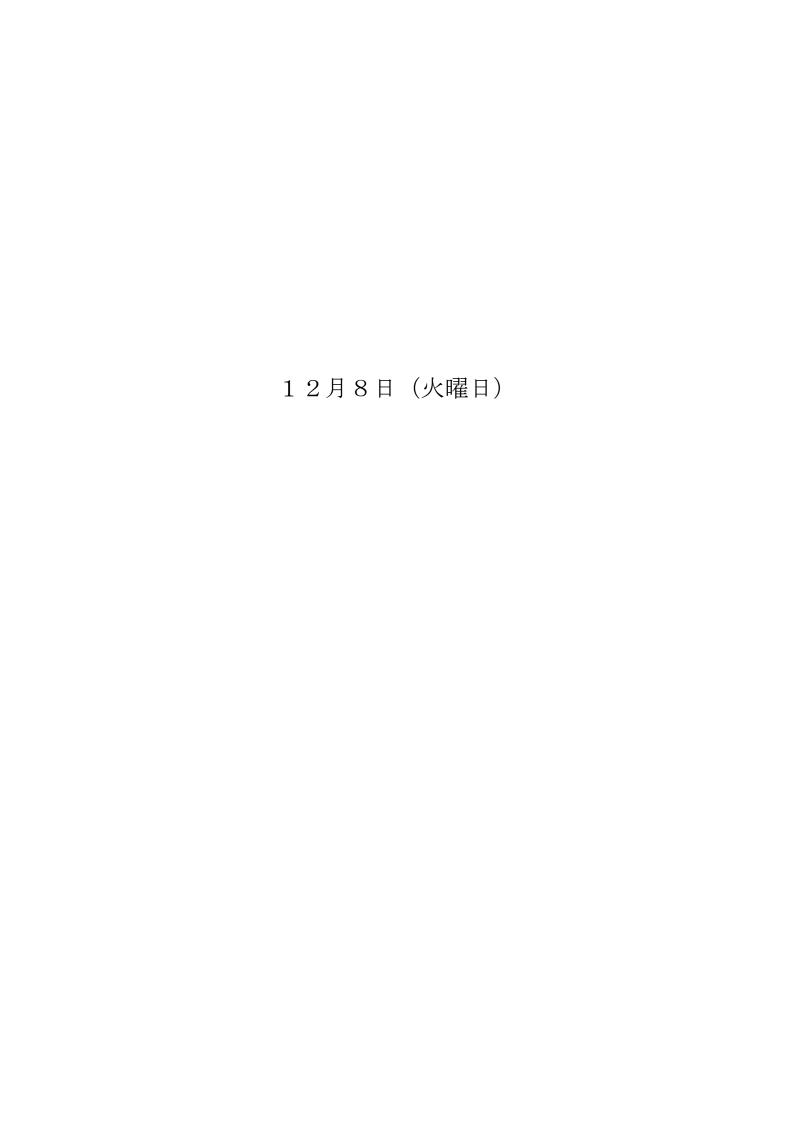
以上をもって、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日8日は、午前10時から本会議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後5時17分



平成27年第4回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成27年12月4日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 12月8日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 12月8日 午後2時46分 議長宣告

1. 応招議員

野 1番 山 内 亮 一 2番 佐 安春 3番 荒 田 博 4番 宮 洋 本 修治 5番 福 田 謙 6番 西 坂 和 7番 宮 川 安 明 8番 緒 方 哲 哉 本 郷 宣 9番 昭 10番 渡邊 俊 11番 本 新 12番 中村 幸 男 田

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

博 1番 山 内 亮 一 2番 佐 野 安春 3番 荒 田 本 修 治 西 洋 4番 宮 5番 福 謙 6番 坂 和 田 7番 宮 川 安 明 8番 緒 方 哲 哉 9番 本 郷 昭 宣 10番 渡邊俊 11番 本 新 村 幸 男 田 12番 中

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

 \equiv 町 奥 名 克 美 副 町 長 師 富 省 長 会計管理者 上 洋 子 務 課 長 内 山 洋 田 総 くらし安全推進室長 企 画 課 長 西坂 直 清 水 明 北 畑 公 孝 住民生活課長 福 明広 税 務 課 長 島 総合保健福祉センター所長 井 上 美 穂 太 福 祉 課長 北野 産業振興課長 弘 鳴瀬美 善 建 設 課 長 志戸岡 環境衛生課長 本 良 会 計 課 長 田上洋子 橋

吉岡英二 教 育 町民センター所長 長 蔵 田 勇 治 学校教育課長 敦 社会教育課長 悟 古関 上 田 農業委員会事務局長 鳴瀬美善 選挙管理委員会書記長 内山 洋 代表監查委員 進 本 田

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 同意第6号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め ることについて

日程第2 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

日程第3 議案第35号 甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について

日程第4 議案第36号 甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

日程第5 議案第37号 甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に

ついて

日程第6 議案第38号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の

制定について

日程第7 議案第39号 甲佐町手数料条例の一部改正について

日程第8 議案第40号 甲佐町税条例等の一部改正について

日程第9 議案第41号 甲佐町個人情報保護条例の一部改正について

日程第10 議案第42号 甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について

日程第11 議案第43号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第44号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第14 議員行政視察研修の報告について

日程第15 議員派遣について

日程第16 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第17 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第18 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

〇議長(緒方哲哉君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第 1 同意第 6 号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(緒方哲哉君) 日程第1、同意第6号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の 選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

〇税務課長(北畑公孝君) それでは、人事案件についてご説明を申し上げます。

同意第6号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第 3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、甲佐町大字■■■■■。上村敦之氏。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(緒方哲哉君) 町長の選任理由を求めます。 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** それでは、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任について ご説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任のご提案をいたしております上村 敦之氏は、平成5年から6年にかけて甲佐町消防団第6分団の分団長を務められ、現在に おきましても山出区の副区長並びに農事組合法人山出の代表を務められるなど、白旗地区 では中心的な立場として活躍をされており、町行政等の円滑な運営のためご尽力をいただ いているところであります。

このように氏は地域からの信頼も厚く、地域行政に対する豊富な経験と卓越した識見を お持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、議会の同意 を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いします。 ○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

〇11番(本田 新君) 今回、固定資産評価委員に山出部落の上村氏を推薦されております。今、町長のほうからも説明がありましたとおり、上村氏は人物並びに見識とも申し分なく、固定資産評価委員としての職責を十分に全うできる御仁だと私も信頼しております。よって、同氏の固定資産評価委員につきまして、もろ手を挙げて同意をしたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから同意第6号「甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 しばらく休憩します。

> 休憩 午前10時05分 再開 午前10時07分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第2、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を 議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(内山 洋君) それでは、承認第5号についてご説明申し上げます。

専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の

規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成27年10月5日。町長名でございます。

記。

1、平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第4号)。

次のページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ663万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,150万7,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成27年10月5日。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款18、繰入金に663万1,000円を追加し、2億8,727万7,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計。補正前の額62億4,487万6,000円に663万1,000円を追加し、62億5,150万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 5、農林水産業費に45万9,000円を追加し、3億3,731万8,000円としております。2 の林業費です。

款 7、土木費に341万2,000円を追加し、8億9,548万1,000円としております。2の道路橋りょう費、4の住宅費です。

款8、消防費に89万6,000円を追加し、2億4,320万5,000円としております。1の消防費です。

款 9、教育費に186万4,000円を追加し、4億4,400万6,000円としております。2の小学校費です。

歳出合計。補正前の額62億4,487万6,000円に663万1,000円を追加し、62億5,150万7,000円としております。

今回の専決による補正につきましては、8月の台風15号の被害による復旧費でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

質疑につきましては本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ございませんか。

福田議員。

〇5番(福田謙二君) 5番。7ページです。

重機借り上げ料ですかね。これは台風被害の倒木等とは思われますけれども、今現在その要望があった時点でどれぐらい進んどるわけですかね。倒木等などの直したのですね。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 建設課のほうからは主に町道のですね、風倒木関係の処理の要望はほとんど終了しております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 福田議員。
- **〇5番(福田謙二君)** 林道とかなんかも大体進んでおるわけですかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 林道についてでございますけれども、今回の台風被害によりまして、7路線の風倒木の除去を行ったところでございます。

今、福田議員おっしゃるとおり、林道等につきましては、やはり起点のほうからずっと 進めて開放していっておりますけれども、終点に向かってどうしてもまだ到達できないと いうようなところも途中ではございましたけれども、現在のところは地元からのそういっ た要望も上がってきておりませんので、要望がまた上がってきたときについては随時対応 したいと思っております。ほとんどが開放されておるということでご理解いただきたいと 思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** 林道関係はですね、夏場というのは山の仕事というのはなかなか作業はされないかと。今のシーズン、10月からですね、入られて、いろんな山の仕事があるかと思いますけども、今回要望も多分だんだん出てくるかと思いますので、そのところもよろしくお願いしておきます。

それからですね、台風の県道稲尾野甲佐線ですね。山口から六谷まで行くその途中ですけども、1カ所まだちょっと崩れてるところがあるんですけども、その中の路線で、カーブミラーがですね何箇所か倒れているわけですね。そこのところは多分要望があっとると思うんですけども、この前行ったときもまだそのままだったので、その後どうなったのかちょっとお聞きしたいと思いますけども。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 福田議員がおっしゃられますとおりにですね、県道稲尾野甲佐線でまだミラーの復旧あたりが進んでおりませんけども、これはもう県に随時要望してですね、早急な対応をお願いしているところでございます。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** すいません、何回も。それはいつ頃になるとかはまだはっきり わからんわけでしょう。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 県のほうにもですね、大体の期日を聞いておりますけれども、なかなかいつという回答は得ておりませんので、ここで具体的にいつまでということはお答えすることはできないような状況でございます。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君**) 5番。
- **○5番(福田謙二君)** すいませんけども、なるべく早くですね、早急に。地元の人たちが通られる中で、今までミラーがあったのがなくなったということは非常にですね、運転もしにくいかと思いますので、早急にできるならばですね、県のほうにしっかりと要望していただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

終わります。

- O議長(緒方哲哉君) どうぞ、5番。
- **○5番(福田謙二君)** すいません。台風被害ということで、この専決処分においてですね、これは関係ないかと思いますけども、台風とかなんかの場合ですね、天気予報では予測ができます。大雨とかですね。だけん、職員の方も待機とかなんかされとるかと思いますけども、これが地震というのはなかなか予測ができませんので、そういう場合は、どういうような職員の対応とかされとるわけですかね。実際言うならば、地震があったというときに、ぱっと庁舎のほうに来るというのが、そういう体制がとれとっとですかね、地震の場合は。
- **〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午前10時18分 再開 午前10時18分

- **〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 くらし安全室長。
- **Oくらし安全推進室長(清水 明君)** 地震時の対応でございますけども、震度4を観測した場合には注意態勢、震度5弱で警戒態勢ということになります。

これまで熊本県では震度5強が最強でございまして、先ほど言いましたように震度4で注意態勢、震度5弱で警戒態勢という体制でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **〇5番(福田謙二君)** はい。私がちょっと聞きたいことがあんまりはっきりあれだったんですけども、そういうときに職員の方々がすぐぱっと役場のほうに来られるかという

ことをば今お聞きしたんですけども、私の聞き方が悪かったかと思いますけど、どういうふうになってるんですかね、そのところ。

〇議長(緒方哲哉君) しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分 再開 午前10時22分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

〇11番(本田 新君) 承認第5号でございます。

専決処分の報告及び承認でございますが、これはただいま総務課長から説明がありましたとおり、台風による復旧費ということでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結いたします。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第35号 甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について

日程第4 議案第36号 甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

日程第5 議案第37号 甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定に

ついて

〇議長(緒方哲哉君) 日程第3、議案第35号「甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について」、日程第4、議案第36号「甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」、日程第5、議案第37号「甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(鳴瀬美善君) 今議長のほうから、35から37号への一括の審議のお願いを私のほうからいたしたところでございますけれども、議案の説明につきましては、この改正の要旨ということで資料をつくってきておりますので、資料を配付させていただいてご審議いただきたいということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(鳴瀬美善君) それでは、議案第35号からご説明を申し上げたいと思います。その後、先ほどお配りいたしました要旨の内容についてご説明をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案第35号についてご説明申し上げます。

甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について。

甲佐町農業委員会に関する条例を次のとおり廃止することとする。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページを説明いたします。

甲佐町農業委員会に関する条例を廃止する条例。

甲佐町農業委員会に関する条例は廃止する。

附則。この条例は平成28年4月1日から施行するということです。

続きまして、議案第36号についてご説明申し上げます。

甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について。

甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例を次のとおり制定することとする。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

同じく、提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例。

目的。第1条、この条例は農業委員会等に関する法律に基づき、甲佐町農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする。

定数。第2条、甲佐町農業委員会の委員の定数は14人とする。

附則。この条例は平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第37号についてご説明申し上げます。

甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について。

甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のとおり制定することとする。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、同じく省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例。

目的。第1条、この条例は農業委員会等に関する法律に基づき、甲佐町農地利用最適化 推進委員の定数を定めることを目的とする。

定数。第2条、農地利用最適化推進委員の定数は11人とする。

附則。この条例は平成28年4月1日から施行する。

続きまして、先ほどお配りいたしました「農業委員会に関する法律の一部改正の要旨」 ということで、資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。議員各位におかれ ましては、事前に説明資料ということでお配りした資料がございます。その資料をまず見 ていただいてよろしいですかね。

その資料のまず資料1ということで、廃止する条例をまず添付しておるところでございます。

それと、資料2についてですけれども、これについては、熊本県農業会議のほうで作成されました農地法の変わることによりますパンフレットということで、11月2日の部落配達で全戸配付により、農地法が変わりますよという周知を行ったものでございます。

それと、資料3につきましては、農業委員会に関する法律の条文を皆様方に配付しておるところでございますけれども、この条文についての中身についてが、先ほどお配りいたしました別紙ということで、要点だけを説明をということで作成いたしましたので、少し時間をいただきますけれども、この一部改正の要旨で説明をしていきたいということで思っております。

それでは、説明をしていきますのでよろしくお願いいたします。

まず、この農業委員会に関する法律の一部改正でございますけれども、本改正につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の中で、この農業協同組合法の改正の主旨ですけれども、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革、6次産業化による高付加価値化、海外マーケットも視野に入れた需要の開拓、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・農地利用の最適化等が成果を上げるためには、政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備していくことが必要不可欠であると。このため、農業協同組合、農業委員会、農業生産法人について見直しを行うということとして、平成27年8月28日改正法が成立し、平成27年9月4日公布、平成28年4月1日より施行されることとなったものでございます。

これを受けまして、これまでの農業委員の公選制は廃止となり、市町村長が市町村議会の同意を得て、農業委員を任命することとなったものでございます。

それでは、中身について少し説明してまいります。

委員の任命ということで、農業委員会に関する法律第8条によりまして、農業委員は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するということになっております。

また2項のほうでは、委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、そ

の他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めるということになっておりますので、下の農業委員会の委員の定数の基準ということで、法の施行令でございますけれども、少しアンダーラインをしているところをちょっと読んでいきますけども、第1項第1号で、10アール以上の農地をその耕作の事業に供している個人、または下のほうで、その区域内に住所を有する法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会、または第1項第2号で、その区域内の農地面積が1,300~クタール以下の農業委員会で、推進委員を委嘱する農業委員会の委員の定数の上限は14人ということで、法でうたってあるところでございます。ただ、推進委員を委嘱しない農業委員会の委員の定数の上限は27人ということにもなっておるところであります。

次のページの2ページをお願いしたいと思います。

今の要件を受けまして、甲佐町の区分第1項第1号に該当する人数、農家戸数でございますけれども、農家数は1,098人で1,100人以下、また、第1項第2号に該当する区域内の農地面積、甲佐町におきましては1,035.61へクタールで、1,300へクタール以下で、いずれかに該当した場合の農業委員の定数の上限が14名ということでございますので、甲佐町についてはこの両方に該当しておるということでございます。

次の委員の任命でございます。同じく、農業委員会等に関する法律第8条第5項、市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならないとうたってあります。

各号で、第1号は認定農業者である個人、2号は認定農業者である法人の業務を執行する役員または農林水産省令で定める使用人ということで、過半数をこの1号または2号の方が必要ですよということになります。

ただし、そのただし書きの中で、認定農業者数が委員の過半数を占めることが難しいよ うな場合には特例措置もございますけれども、この下の段で、例えば当該区域内における 認定農業者の数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合においては、次の掲げる者 を入れてもいいですよということでございますけども、まず甲佐町の認定農業者数でござ いますけど、27年11月1日現在98人、内訳としましては個人が86人、法人が12人というこ とで、推進委員を委嘱する農業委員会の委員の定数としましては、農業委員の定数は14人 でございますので、14人掛ける8倍ということでいきますと、112人となりますけど、甲 佐町は98人ということで14人少ない数となりますが、今度の農業委員の定数14人に対して の過半数といいますと8人ということでございますので、法の第8条第5項第1号による 認定農業者である個人の数は86人でございますけれども、第8条第5項第2号の認定農業 者である法人の業務を執行する役員、または農林水産省令で定める使用人ということで、 執行する役員としましては58人の方が今度六つの農事組合法人が設立されて、その中で理 事さん等がおられますので、その方たちもカウントすることができるということで、合計 しますと144名の認定農業者の方がおられるということでございますので、この中で8人 以上の方を農業委員会に選任できるようなこととなりますので、甲佐町としては原則論で ある半数以上は認定農業者ということで進めてまいりたいということで思っているところ でございます。

次の3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、農地利用最適化推進委員の委嘱でございます。同じく農業委員会等に関する法律第17条第1項で、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないということでうたってあります。その下のただし書きで、ただし次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができるということで、17条の1項第1号で、第3条第5項の政令で定める市町村、または第1項第2号で、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることということでうたわれておりますので、これについて熊本県で該当する町村としましては、集積率が70%以上とか、遊休農地率が1%以下という市町村につきましては、熊本県では嘉島町のみということでございますので、甲佐町は最適化推進委員を置かなければならないという原則論のほうに該当いたします。

それをもちまして、次の18条第2項で、推進委員の定数ということでうたってあります。 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めるということでございますので、農業委員会等に関する法律の施行令第8条第1項により、法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数、1未満の端数を生じるときは1に切り上げるとありますので、甲佐町の農地面積は1,035.61ヘクタールでございますので、これを100で割りますと10.3561人となりますので、切り上げるということでありますので11人ということで、定数が決まってくるというものでございます。

あと、4ページと5ページがありますけど、4ページについては農地利用最適化推進委員を新設する理由ということでなっております。4ページにつきましては、現在農業委員さんたちの業務として、委員会としての決定行為とか各委員さんの地域での活動の二つの業務がありますけど、特に現場での活動、農地の利用集積とか集約化が円滑になかなかうまく進まないというようなことから、法改正後は現場活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員会とは別に、原則として農地利用最適化推進委員を設置することとなったものでございます。具体的な内容については下のほうで明記してあるとおりでございます。

それと、5ページ目につきましては、これまでの旧農業委員会に関する法律について、 抜粋して説明するものでございます。これまでの甲佐町の農業委員会の定数は20名という ことでございました。その中には、旧法の第12条第1項第1号で、農林水産省で定める農 業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事さんが1名ずつ、また 当該市町村の議会が推薦した農業委員さんが4名以内ということで、委員の数の上限が20 名、そのうちに推薦とか選任された委員さんが7名おられましたので、選挙による委員の 数は13名でしたということで、この選挙による委員が廃止になったということで、冒頭で 説明したとおりでございます。

以上、非常に説明が長くて申しわけなかったんですけれども、以上で説明は終わらせていただきます。どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

- 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** この農地利用最適化推進委員はどういうことをされるんですかね。多分任命に当たっては、農業委員会が委嘱されるということなので、農業委員さん以外がなられるという、兼職もされるんでしょうか。そのあたりもお願いします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** その点がちょっと少し説明が不足したかと思いますけど、今議員がおっしゃるとおり、農地利用の最適化推進委員さんは、新しく選ばれた農業委員さんが任命するというような形になります。

その新しい最適化推進委員さんたちは何をされるのかということでございますけど、先ほど4ページのほうでかいつまんでちょっと説明してしまいましたので、その下のほうでですね、具体的な業務の内容ということでお示ししております。これをちょっと読ませていただきます。

最適化推進委員さんは、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合い、活動の推進を行うと。また、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進する。耕作放棄地の発生防止と解消を推進する。このため、農地中間管理機構と密接に連携することとなりますということで、これまでの農業委員さんたちは、こういった現場活動とか、法的な許認可についてを業務としてされておりましたけど、今回は法的な事務を携われる農業委員さん、それと現地を特化したような形で、こういった人・農地プランとか、現地の活動の話し合いの場とか、農地集積に向けて活動される推進委員さん、その二つが一緒になって農業委員会という組織を構成するということになります。以上です。

- ○議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ございませんか。
 - 6番、西坂議員。
- **○6番(西坂和洋君)** これは産業振興課で、人・農地プランということでいろいろ説明も2回ぐらいあったかと思いますが、それと関連してこの条例改正ということになるのですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 今、西坂議員がおっしゃられる内容ですけれども、 人・農地プランはこれまで平成24年から地域でのいろいろな問題点について話し合い、活動をやってきた活動が人・農地プランということでございます。

この法改正については、今回27年度に農業協同組合の法律の改正に伴って、新しく法改 正されるものでありますので、全然関係がないということではないんですけれども、そこ は制度的には切り離したところで考えていただければいいんじゃないかと思います。ただ、 仕事の業務の内容で、今申しましたとおり、地域でのその話し合い活動、特に人・農地プランは、農地の集積とかいろんな耕作放棄地とか、そういった問題を話し合われる場でございますので、そういった会議の中に最適化推進委員さんも参加していただいて、農地の保全とか有効利用を推進していってくださいというような活動を行います。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかに。

3番、荒田議員。

〇3番(荒田 博君) 3番。

今回の農業委員会と、そういった新たに選出方法だったりとかですね、いろいろ変わるかと思いますけれども、根本的な目的としては新規農業者の参入を促すとか、新たに農業を従事していくことがメインであると思っております。

そんな中でですね、いま現状、本町においてはですね、農業取得をする際に個人であれば農地面積を5反以上つくっていないといけないとか、農業従事する日数が何日とか決まっておりますけれども、そういうあたりの条件の改正、そのあたりもこれを今後3反以上にするとかですね、そういう部分で変更していかないと、今の現状のままでは新たな制度をつくってもですね、なかなか新規参入というのは厳しいのではないかというふうに思われますので、そのあたりもこれから多分議論されることだと思いますので、そのあたりの意見として申し上げておきますけれども、そのあたりを考慮していただいてですね、していただければと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 今、荒田議員がおっしゃったとおり、農地の取得面積には下限面積といって50アールという決まった面積がございます。ただ、ただし書きの中でですね、集約的にできるような農業経営、特に草花とか施設野菜とか、そういったのについては特例的な下限面積とかいうのが現在もありはしますけれども、ただはっきりした数字としては5反ということがうたわれておりますので、今後その辺については新しい制度になりますので、その中で検討させていっていただきたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論は各議案ごとに行います。

日程第3、議案第35号「甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

〇3番(荒田 博君) 3番。

議案第35号、甲佐町農業委員会に関する条例の廃止についてでございますけれども、こちらについては次の36号で新たな条例の制定がありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第35号「甲佐町農業委員会に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第36号「甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」、 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

- **〇1番(山内亮一君)** 議案第36号、甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、これにつきましては、委員の定数という定数の基準がありまして、算定してありますので、何ら異議なく賛成するところでございます。
- ○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第36号「甲佐町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」を 採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号「甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
 - 3番、荒田議員。
- **〇3番(荒田 博君)** 3番。

議案第37号、甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございますけれども、農業委員会等に関する法律の一部改正の中にですね、基準が設けてあり、我が町にはこの委員を制定することが義務づけられているというふうな説明を受けましたので、何ら異議なく賛成いたします。

〇議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第37号「甲佐町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。11時5分から再開したいと思います。

休憩 午前10時56分 再開 午前11時05分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第38号 甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の 制定について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第6、議案第38号「甲佐町行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定に ついて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

〇企画課長(西坂 直君) 議案第38号についてご説明申し上げます。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例の制定について。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を、次のとおり制定するものであります。

平成27年12月4日提出。町長名です。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。以下に今回の条例案を示しておりますが、添付をしております資料によりましてご説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇企画課長(西坂 直君) では、4枚目をお願いいたします。

今回の条例案の概要を示しております。

まず、1番目に条例制定の背景及び目的といたしまして、1の項目の下から5行目をお願いいたします。

平成28年1月から社会保障、税、防災等に関する手続等でマイナンバーの利用が開始となることから、本条例は、町の機関が法に掲げる事務の範囲内で個人番号及び特定個人情報を事務処理に必要な限度で利用することができること及び番号法もしくは条例で定められた目的以外での利用や他人への提供は禁じることについて制定するものであります。

次に条例の概要を示しております。

第1条に、趣旨といたしまして、番号法第9条第2項の規定に基づき、町長部局及び教育委員会部局において行う事務に関して、必要な事項を定めるとしております。

第2条に、用語の定義を定めております。

個人番号についてと特定個人情報について、個人番号利用事務実施者について、情報提供ネットワークシステムについて示しております。

第3条に、町の責務として、地域の特性に応じた施策を実施するため、個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ず ることとしております。

第4条には、個人番号の利用範囲として、番号法に掲げる事務の範囲内で、特定個人情報を事務処理に必要な限度で利用することができるというふうにしております。

第5条では、条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めることとしております。

最後に、附則で施行期日を定めております。番号法における個人番号の利用開始日が平成28年1月1日とされておりますので、本条例の施行日も同じく平成28年1月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

- **〇2番(佐野安春君)** このマイナンバー制度に伴う通知ですね、メディアの中でもかなり大きな話題になっておりますが、甲佐町においてはそういう届けの状況というのはどうなっていますでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 通知カードにおきましては、本人さん、世帯宛てになりますけども、11月の下旬に配付をしておりまして、11月末までに基本的には済んでいるところです。不在のところとかですね、そういうところにつきましてはまた本人さんが郵便局に連絡して、着かない場合が役場に返戻されてるという状況になります。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **O2番(佐野安春君)** 具体的な数字を言ってもらってよかですか。役場に返ってきている数字とか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。

○住民生活課長(福島明広君) すいませんでした。

12月4日現在で役場に返戻されてるのが239通になっております。その中で転送不可分とありますのが、いわゆる配達されてそこから別のところに転送される分が基本的にだめという部分が34通で、不在のところが201通、中に受け取り拒否をされてる分が4通というふうに来ております。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 9番、本郷議員。
- **○9番(本郷昭宣君)** 不在の場合ですね、不在カードか何か置いてあるんですか。ということは11月いっぱいでその簡易書留で配達終了していると郵便局はおっしゃるわけですか。うちのは不在カードも何もなかですよね。毎日来とるか、来とるかということは聞きますけども。不在カードもなかですよね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 一応、家のほうに郵便局員の方が行かれて、不在の場合は不在連絡票という、ちょっと赤い色の紙になりますけど、行っとるというふうには理解してるんですけども。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番、佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 今上げられた、その届かなかった方に対しての対応というのは、 どういうふうにされるんですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 一応届かなかった分で、役場に返戻されている分につきましては、再度本人さん、世帯宛てにこのように役場のほうに返ってきていますという通知を差し上げる、郵送でする予定です。現在もしている状況です。
- ○議長(緒方哲哉君) 本郷議員、先ほどの質問はもういいんですか。 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 先ほどの本郷議員のご質問ですけど、ちょっと確認を させていただきたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 7番、宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** ちょっとお尋ねしますが、町の機関が法に掲げる事務の範囲内でということですけども、町としては今どういうふうなことにこれを利用されると考えられているのか、まずそういうことを考えられることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** はい。今回の取り扱いにつきましては、法のほうで定めております社会保障、税、それと防災に関することについてのみ、甲佐町のほうでは利用するというふうにしております。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 7番。
- **〇7番(宮川安明君)** 税も考えとるということだけど、滞納とかそういうことに利用

できるんですかね。その辺がようわからんもんだから。滞納者に対しての調べるとかいうのはできるのかどうか。

- 〇議長(緒方哲哉君) 税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) はい。税情報の取り扱いにつきましては国のほうから示されておりまして、事細かくですね、利用できる・できないという通知が来ております。申しわけございませんが、今滞納案件につきましての個人番号の利用については申しわけございません、今ちょっと勉強不足でわからない状態ですので、後ほど回答させていただきます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに。

3番、荒田議員。

- **○3番(荒田 博君)** さっきの2番議員がおっしゃられてたマイナンバーの通知のあれなんですけど、じゃあ役場にとりにいけば、そのもらわれなかった方はとりにいけばもらえるんですかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 一応こちらから本人さん宛てに通知を差し上げる予定で、今送っている状況ではあります。で、窓口で本人確認をさせていただいてお渡しするという形になります。
- **〇3番(荒田 博君)** わかりました。
- O議長(緒方哲哉君)ほかに。2番。
- **〇2番(佐野安春君)** 今の関連ですけども、それは日曜日とか何かもできるようになってるんですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **〇住民生活課長(福島明広君)** 一応予定しておりますのが、平日はもちろんですけども、12月の今度の日曜と次の13日と20日になりますですかね、と思いますが、その日曜日を一応9時から16時までの予定で対応しようと思っております。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに。

6番、西坂議員。

- **〇6番(西坂和洋君)** 通知書は来ていますが、あれはまた役場のほうに申請してカードの交付を受けなくちゃいけないのだとは思いますが、そこらあたりはどうなってますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 個人番号カードにつきましては、一応本人さんの任意 でありますので、強制ではありませんので、必要と思われる方は通知カードにも入っていますけども、申請書に写真を添付して出していただく、郵送していただく、もしくはスマホとかですね、パソコンで申請をしていただくという形になります。
- 〇議長(緒方哲哉君) 6番。
- ○6番(西坂和洋君) 私は送付を受ける前に、二、三カ月前だったと思いますが、カ

ードを申請しても悪用されたりすることがあるのでしないという人がおられるということで、そこで4名の方ですか、受け取り拒否をされたのではないかと思いますが、そういった懸念もあるのではないかと思いますが、そこらあたりまでは多分、まだこれからですので把握してはいられないと思いますが、その点、わかっているだけでもよろしくお願いします。教えてください。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** その心配される方はおられるとは思います。その受け 取り拒否、今4名の方がおられるわけですけども、どういった理由でされるのか、そのと ころは把握はしておりません。

以上です。

- 〇議長(緒方哲哉君) 6番。
- **○6番(西坂和洋君)** それから、私も番号を見ましたが、桁数が覚えられないような 桁数になっておりますが、あれはもう日本全国の人口に一人一人つけてある番号だと思い ますので、桁数が多くなるのは仕方ないと思いますが、もうちょっと簡単にでけんだった かなと思って。多分、あの桁数は変わらないと思いますので。

(「何桁ですか」と呼ぶ者あり)

桁数は多分15桁ぐらいあらせんだったかと思います。

(「12桁です」と呼ぶ者あり)

12桁ですか。多分我が家の電話番号も覚え切らんとに、あげんとは覚え切るはずがないと思います。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかにございませんか。 2番。
- **〇2番(佐野安春君)** 先ほど条例制定の背景目的の中でですね、目的以外での利用や他人への提供は禁じられているということがありますが、これ万が一犯された場合の罰則についてはどうなっていますでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** 番号法のほうでその罰則等については定められていると思いますけれども、現在ちょっと手元にございませんので、後ほど報告したいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

〇7番(宮川安明君) 7番。

議案第38号、甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてでございますが、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始になるということから条例の制定が必要となったわけでございます。私の質問にもありましたように、町の機関がどのようにこのマイナンバーを利用するかというような問題もございますが、本条例の制定につきましては何ら異議なく賛成をいたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第38号「甲佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 甲佐町手数料条例の一部改正について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第7、議案第39号「甲佐町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

〇住民生活課長(福島明広君) それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

甲佐町手数料条例の一部改正について。

甲佐町手数料条例の一部を次のとおり改正するものであります。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いします。

甲佐町手数料条例の一部を改正する条例。

甲佐町手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第15号を次のように改める。第15号、個人番号カード再交付手数料、1件につき 800円。

第2条中第28号を第29号とし、第16号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。第16号通知カード再交付手数料、1件につき500円。

附則。この条例は平成28年1月1日から施行し、改正後の第2条第16号の規定は平成27年10月5日から適用する。

参考に、新旧対照表を次のページにつけております。

改正内容についてご説明いたします。

今回の改正は、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止し、マイナンバーの個人番号カード及び通知カードの再交付手数料を定めるもので、初回の交付手数料は国が費用を負担するため無料といたしますが、紛失や消失などの理由により再交付する際の手数料については、個人番号カードは800円、通知カードは500円の有料とするものです。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

〇3番(荒田 博君) 3番。

議案第39号、甲佐町手数料条例の一部改正についてでございますけれども、こちらについてはマイナンバーカードの交付に対する手数料の変更ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第39号「甲佐町手数料条例の一部改正について」を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 甲佐町税条例等の一部改正について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第8、議案第40号「甲佐町税条例等の一部改正について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

O税務課長(北畑公孝君) それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

甲佐町税条例等の一部改正について。

甲佐町税条例等の一部を次のように改正することといたしております。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。

1枚おめくりいただきます。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例についてですが、内容等につきましてはお配りしております資料2「町税条例等の一部改正要旨について」説明した後、条例について説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇税務課長(北畑公孝君) ありがとうございます。

それでは、資料2「税条例等の一部改正要旨について」でご説明申し上げます。

まず、地方税法の猶予制度の見直しでございます。これにつきましては、平成27年度税制改正におきまして、納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税の猶予制度の見直しが行われております。

納税者の申請による換価の猶予制度が創設されたほか、地方分権推進の観点及び地域の 実情のさまざまであることを踏まえ、換価の猶予の申請期限、担保要件等、一定の事項に ついては、各地域実情に応じ条例で定めることとされております。

これまで猶予制度につきましては、条例での規定はなく、地方税法で規定されておりました。また、手続に関しては特段の法令等の規定はなく、今回地方税法改正に伴い、猶予制度について条例で定めることとされております。

まず、徴収猶予につきましては、納期限前の申請が必要となります。徴収猶予を認めた 場合、新たな督促、滞納処分は禁止されます。徴収猶予を行う場合には、一定要件の場合 を除き、原則担保が必要となっております。

まず、要件と猶予の期間ですが、これにつきましては条例の定めはなく、地方税法で規定されております。要件といたしましては、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、または盗難にかかったとき。病気にかかり、または負傷したとき。事業を廃止し、または休止したとき。事業につき著しい損失を受けたとき。期間につきましては、納期限から1年以内、延長が可能となっておりますので、最大2年以内の猶予ができることとなっております

今回、条例に委任されております事項につきまして、まず分割納付の規定について税条例第8条で定めております。猶予する期間内において、その猶予に係る金額をそのものの財産の状況、その他の状況から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付し、または納入されるものといたしております。

続きまして、担保の不要要件ですが、地方税法第16条で担保を徴さなければならない。 ただし、条例で定める場合この限りでないというふうに規定されております。

今回、条例の第12条で猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内 である場合、または担保を徴することができない特別の事情がある場合といたしておりま す。

次のページをお願いいたします。

換価の猶予。納税者の申請に基づく換価の猶予でございます。これにつきましては、納期限から6カ月以内の申請が必要となっております。換価の猶予につきましては、要件に

該当し、納税について誠実な意思を有すると認められる場合は、一定期間滞納処分による 財産の換価を猶予することができることとなっております。

換価の猶予を行う場合には、一定要件の場合を除き原則担保が必要となります。要件、 期間につきましても条例での規定はなく、地方税法で規定されております。まず要件とい たしましては、滞納税を一括納付することにより、事業の継続またはその生活の維持を困 難にするおそれがあるとき。猶予することが徴収上有利であるとき。これにつきましては 申請に基づく猶予ではなく、職権による猶予でございます。

今回条例に委任されている部分につきまして、分割納付の規定につきましては、条例第10条で猶予に係る金額、その猶予をする期間内の各月に分割して納付し、または納入させるものとするといたしております。

申請期限につきましては、条例の第11条で規定をしております。法第15条の6第1項に 規定する条例で定める期間は6月としております。この法15条の6第1項の規定ですが、 納期限からということになっておりますので、納期限から6カ月以内の申請が必要となっ ております。

担保の不要要件につきましては、先ほど説明出ましたとおり第12条で定めております。 その他、猶予申請に係る手続等について規定しております。

それと、第2条で甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行っております。 これは、準用する法等の条項等の修正等を行っております。

申しわけございません。議案のほうに戻っていただきまして、甲佐町税条例等の一部を 改正する条例になります。1ページをお願いいたします。

第1条、甲佐町税条例の一部を次のように改正する。第8条から第17条までを次のように改めるとしております。8条から第12条まで徴収猶予、換価猶予について規定しております。

まず第8条で、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法を規定いた しております。

1ページの下から6行目になります。第9条で徴収猶予の申請手続等について規定して おります。

2ページをお願いいたします。

2ページの一番下になりますが、第10条で職権による換価の猶予の手続等について定めております。

3ページをお願いします。上から11段目になります。

第11条で申請による換価の猶予の申請手続等について規定をしてあります。

下から3行目になります。第12条で担保を徴する必要がない場合について規定しております。

4ページをお願いいたします。

まず、13条から17条までを削除いたしております。

第18条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改め

ております。

第23条第3項中の「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」 を「令」に改めております。

続きまして、第2条で甲佐町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を、次のように 改正することといたしております。この改正条例につきましては、平成27年3月に専決処 分を行い、6月の議会で承認をいただいております条例について一部改正するものでござ います。改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律の施行に伴いまして、文言等の修正を行っております。

続きまして、附則になります。第1条で施行期日を定めております。この条例は平成28年4月1日から施行する。4月1日からの施行分につきましては、第1条で改正しております猶予制度に関する事項につきまして、平成28年4月1日からの施行となります。ただし、第2条甲佐町税条例等の一部を改正する条例の改正規定は公布の日からの施行といたしております。

第2条で徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置 64 % 5% - ジで定めております。

以上で説明を終わらせていただきますが、審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

〇6番(西坂和洋君) 西坂です。

これはもうわかり切ったことだと思いますが、資料の2の一番下の担保不要要件ということで書いてありますが、特別の事情というのは債務者のいろいろ事情があると思いますが、大体どういったものがあるということを教えていただけますか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) 担保を徴することができない特別な事情がある場合ということについての質問ですが、これにつきましては国税通則法基本通達で示されております。まず、担保の種類に掲げる財産がなく、かつ保証人となる適当な者がいない場合、担保の種類に掲げる種類の財産があるものの、その財産の見積もり価格、価値が滞納税額に満たない場合、それと担保を徴することより事業の継続またはその他生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合というふうに3項目規定されております。最後の項目につきましては、今回条例では定めておりますので、2要件が通則法の基本通達等で示されている状況でございます。

以上です。

- **〇6番(西坂和洋君)** はい、わかりました。
- ○議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

- **〇11番(本田 新君)** 議案第40号、甲佐町税条例等の一部改正についてでございますが、説明資料によりますと地方税法の猶予制度の見直しに伴う本町の条例の改正だというふうに思いますので、何ら異議なく賛成をいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第40号「甲佐町税条例等の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号 甲佐町個人情報保護条例の一部改正について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第9、議案第41号「甲佐町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

〇企画課長(西坂 直君) それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

甲佐町個人情報保護条例の一部改正について。

甲佐町個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものであります。

平成27年12月4日提出。町長名です。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

甲佐町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

以下に今回の改正案を示しておりますが、次のページから新旧対照表を資料として提出 しております。こちらのほうをごらんをいただいて、ご説明したいと思います。よろしい でしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇企画課長(西坂 直君) 右側のほうに改正案を示しております。

第11条の見出しを「委託等をする場合の措置等」に改めております。

同じく11条の第1項中、「委託しようとするときは」というのを「委託しようとするとき、または指定管理者(第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう)に公の施設の

管理を行わせようとするときは」に改めております。

同じく第11条の第2項を次のように改めております。2項、第9条第2項の規定は、実施機関から個人情報の取り扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、及び指定管理者が公の施設の管理に係る業務を行う場合について準用をいたします。

第11条第3項中、「委託を受けた個人情報取扱事務」を「受託業務もしくは指定管理業務」に改めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

今回の条例改正につきましては、指定管理者制度が導入をされている施設で、個人情報の取り扱いにつきましては、業者の募集時に作成いたします募集要項や決定をした業者との契約並びに協定等で明記をして、個人情報保護に努めておりますけれども、今回本条例に明記をして改めて明確化したものでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
 - 7番、宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** 議案第41号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、この条例によってですね、こういう個人情報等が明確化されるということでございますので、何ら異議なく賛成をいたします。
- ○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第41号「甲佐町個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第10、議案第42号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定 について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) 議案第42号についてご説明申し上げます。

甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について。

次のように指定管理者の指定をすることとする。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

- 1、公の施設の名称、甲佐町定住促進住宅サンコーポラス甲佐。
- 2、指定管理候補者、熊本市中央区九品寺三丁目15番4号。熊本県公営住宅管理センター共同企業体、代表企業株式会社コスギ不動産、代表取締役小杉康之。
 - 3、指定の期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで。

提案理由につきましては省略させていただきます。

今回御議決をお願いします内容としましては、甲佐町定住促進住宅サンコーポラスの指定管理期間が平成28年3月31日までとなっております。今後の管理についても同様に、指定管理者の指定を行いたいということで今回募集を行い、審査の結果、ご提案を申し上げる共同企業体を指定したいのでお願いするものでございます。

指定管理候補者につきましては、熊本県公営住宅管理センター共同企業体で、構成員と 出資率は株式会社コスギ不動産63%と、日本管財株式会社27%、それに株式会社明和不動 産管理10%の3社で構成されております。

指定管理期間としましては、平成28年4月1日から3年間としております。この指定期間も前回と同様となっております。

今回の提案までの経緯につきましては、甲佐町定住促進住宅の指定管理者募集要項によりまして、平成27年10月2日から11月2日までの期間を設けまして募集を行い、今回ご提案申し上げている共同企業体1社からの応募を受けました。第一次審査ということで、11月6日に申請書類に不備等がないかなど書類審査を行いました。次に、第二次審査ということで、11月13日に応募業者から提案内容についてのプレゼンテーションを受けました。この第二次審査においては、甲佐町定住促進住宅指定管理者選定委員会の委員6名によりまして審査を行い、その結果、今回の指定管理者として妥当であると判断し、指定管理候補者としてご提案を申し上げているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、指定管理者としてご議決をいただいた後に、指定管理期間の3年間分と毎年分の協定書を締結することになります。その締結をもって来年度の4月1日から管理をお願いすることとなります。どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

11番、本田議員。

O11番(本田 新君) 今回の指定管理者は前回に引き続きというようなことだったんですかね。ちょっと今話に聞けば、しっかり管理しておられて、滞納もなくやっておられると。実に頼もしい限りでありますけれども。この指定管理者に対してですね、町からのその委託料というのかな、大体どれくらい出しておられるのか。その点をちょっと参考までに、聞かせられるならばどうぞ聞かせてください。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 委託料の算定ですけれども、これは基本料金3万7,000円です。それ掛ける入居者の戸数ですね。それプラス駐車場の使用料金がございます。それに前回まででしたら9.5%を掛けまして、それが指定管理料となります。

大体の年間の平均は、年間によって入居戸数が違いますので一概に幾らと決まっておりませんけども、大体指定管理料としましては260万円前後ということになっております。 以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 議案第42号、甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定についてでございますけれども、ただいま課長のほうから御説明がありましたとおり、何ら異議なく 賛成いたします。
- **○議長(緒方哲哉君)** これから議案第42号「甲佐町定住促進住宅指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。 しばらく休憩します。

> 休憩 午前11時53分 再開 午後1時00分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から午前中の質問に対する答弁の申し出があっておりますので、これを許します。 まず、くらし安全推進室長。

〇くらし安全推進室長(清水 明君) 先ほど大変失礼しました。

福田議員からのご質問にお答えいたします。

町内で地震が発生した場合の対応についてでございますけども、先ほどもお答えしましたとおり、震度4の地震があった場合は注意態勢での対応となります。また、震度5弱の

場合は警戒態勢での対応となっております。

次に、震度 6 弱以上の地震があった場合につきましては、全職員での対応となりまして、 この場合時間外や休日等におきまして、防災行政無線やメール、テレビ、ラジオ等でです ね、職員が確認した場合は、職員は直ちに自主登庁するというふうにしております。 以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番、福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** 震度 6 弱以上が全職員登庁ということですね。ということは、 今甲佐町の職員の中で町外から来られとる方、全職員の中で町外は何人ぐらいと、係長以 上は何人ぐらいということでわかりますでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) 町外から通勤しておる職員が何名かということでございますけれども、ちょっと役付きごとにというのはちょっと集計しておりませんけれども、全職員の数といたしましては、町外からは4月1日現在で36名、町内の在住者が81名ということで、町外から通勤しておる者の割合というのは30.8%になっております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番、福田議員。
- ○5番(福田謙二君) 係長以上はわからんということですね。でも、やっぱりいざそうなった場合に、陣頭指揮ではありませんけれども、その課によっていろんな場所にですね行ったりすることで、町内の町民の方から今どのくらいおっとっとですね。それで、「管理職の人が町内にもしも住んどらんなら、あんまようなかじゃなかと」と、そういう声があったもんですからですね、この質問をさせていただきました。ある程度の方はですね、上のほうに立たれる方はですねぜひとも町内のほうにおって、そういう事態のときにですね、それは予測はできませんけれども、甲佐のほうに住所を置いていただくならばと思いますけれども、どうでしょうか、町長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 実は、新卒職員を採用するに当たっての試験とか、いろいろありますけれども、暗に採用された場合にはできる限りの町内に住むようなことで対応をお願いしたいというようなことは常々申し上げておるところであります。

その後結婚されて、特に女性の場合は嫁がれますので、町内から離れられる場合が結構 多いかと思いますし、女性だけに限らず男性の場合もやっぱりさまざまな家庭の事情でで すね、町外に住んでおられるという場面はあろうかと思います。ただ、おっしゃるように、 いざ災害時が発生した場合の対応を考えたときには、ご指摘のような面も考えられますの で、そういうことに今後そういう意識づけといいますか、そういう啓発等についても今後 もですねそういう場面を想定して、できる限りのそういうことを考えてくれというような ことは申し上げていきたいというふうに思います。

以上です。

○5番(福田謙二君) ありがとうございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** よろしゅうございますね。
- ○5番(福田謙二君) はい。
- 〇議長(緒方哲哉君) 次に、企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** はい。議案38号の審議の中で、佐野議員のほうから番号法 もしくは条例で定められた目的外での利用や他人への提供は禁じるというふうになってい るけれども、罰則等はないのかというようなご質問でございました。

番号法の中に罰則の項目がございまして、大きく二つに区分をされております。一つは 個人番号を利用するものに対する罰則ということで、四つの条項を設けて定められており ます。

まず一つ目に、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合の罰則といたしまして、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または科料ということです。

それと二つ目に、不正な利益を図る目的で個人番号を提供または盗用した場合、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金になります。

三つ目に、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えいまたは盗用をした場合、 この場合が同じく3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金になります。

四つ目に、特定個人情報が記録された文書等を収集した場合、これは国の機関の職員になりますけれども、この場合が2年以下の懲役または100万円以下の罰金というふうに定められております。

それと、大きな二つ目の項目で、個人番号等を不正に取得する行為等に対する罰則ということで、ここには二つの条項が設けられております。一つ目が人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得した場合が、3年以下の懲役または150万円以下の罰金。二つ目に、偽りその他の不正の手段により個人番号カードの交付を受ける行為の場合が、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられるというふうなことになっております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番、佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 2番です。

今の罰則の規定というのは、当然甲佐町の職員がそういった場合、あってはならないで すけども、該当した場合にはあるということで考えてよろししゅうございますか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** はい。一つ目の項目、個人番号を利用する者に関する罰則がその個人番号を取り扱う職員、すなわち甲佐町の職員あたりはその対象になるというふうに考えます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** よろしゅうございますか。
- 〇2番(佐野安春君) はい。
- 〇議長(緒方哲哉君) 次に、税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) それでは、午前中の宮川議員のほうからのご質問で、滞納

者の徴収事務での個人番号の利用についてということでご質問を受けております。

これにつきましては、滞納者の徴収事務におきましては、財産調査、不動産、預金、保険等の調査がございますが、現段階での法律的に利用できるものにつきましては、官公庁のみへの協力要請での個人番号利用となっておりますので、不動産をお持ちの所在の市町村にですね、不動産があるかないか問い合わせる場合には、この個人番号を利用して調査ができるということとなっております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** よろしゅうございますか。
- ○7番(宮川安明君) はい。

日程第11 議案第43号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)

〇議長(緒方哲哉君) それでは日程第11、議案第43号「平成27年度甲佐町一般会計補 正予算(第5号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

〇総務課長(内山 洋君) それでは、議案第43号についてご説明を申し上げます。

平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)でございます。1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。 歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,224万7,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,926万円としております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

平成27年12月4日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款14国庫支出金から1億3,533万1,000円を減額し、9億3,292万1,000円としております。 1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款15県支出金に1億2,377万3,000円を追加し、7億9,789万2,000円としております。1 の県負担金、2の県補助金、3の委託金です。

款18繰入金に1,007万円を追加し、2億9,734万7,000円としております。1の基金繰入

金です。

款20諸収入に544万1,000円を追加し、1億4,513万1,000円としております。5の雑入です。

款21町債から7,620万円を減額し、4億6,504万1,000円としております。1の町債です。 歳入合計。補正前の額62億5,150万7,000円から7,224万7,000円を減額し、61億7,926万 円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費に23万8,000円を追加し、8,899万2,000円としております。1の議会費です。 款2総務費に449万3,000円を追加し、8億6,448万8,000円としております。1の総務管 理費、2の徴税費、3の戸籍住民登録費、4の選挙費です。

款3民生費に1,410万円を追加し、19億2,606万1,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款 4 衛生費に3,312万5,000円を追加し、6 億4,252万円としております。1 の保健衛生費です。

款 5 農林水産業費に 1億1,828万5,000円を追加し、 4億5,560万3,000円としております。 1 の農業費、 2 の林業費です。

款 6 商工費に 4 万5,000円を追加し、3,532万5,000円としております。 1 の商工費です。 款 7 土木費から 2 億4,695万6,000円を減額し、6 億4,852万5,000円としております。 1 の土木管理費、2 の道路橋梁費、4 の住宅費です。

款 9 教育費に442万3,000円を追加し、4 億4,842万9,000円としております。1 の教育総務費、2 の小学校費、4 の社会教育費、5 の保健体育費です。

歳出合計。補正前の額62億5,150万7,000円から7,224万7,000円を減額し、61億7,926万円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。

1 追加です。

事項が議会会議録筆耕翻訳料、期間が28年度、限度額が70万円です。

次に、町営バス運行委託、期間が平成28年度から平成30年度まで、限度額が2,665万8,000円です。

次に、庁舎等の定期・特別清掃及び環境衛生管理業務委託、期間が平成28年度、限度額 が445万6,000円です。

次に、庁舎等の設備保守業務委託、期間が平成28年度、限度額が780万8,000円です。

次に、町公式ホームページサービス利用料、期間が平成28年度から平成32年度まで、限 度額が907万5,000円です。

次に、指定金融機関職員派遣委託、期間が平成28年度、限度額が324万円です。

次に、学校 I C T機器保守管理業務委託、期間が平成28年度、限度額が294万9,000円で

す。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。

1変更です。

起債の目的、過疎対策事業。補正前の限度額3億3,970万円から7,620万円を減額し、補 正後の限度額を2億6,350万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

まず最初に、歳出全部について質疑をお願いいたします。

11ページから17ページです。歳出全部について質疑をお願いいたします。

7番。宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** 15ページのですね土木費、道路新設改良費で工事請負額、これ 減額になっていますけれど、これ説明によりますと、社会資本整備交付金の削減というよ うなことだったと思いますけども、昨日の一般質問のときも町長がこの件については少し 触れられて、非常に減額してるんだという話を聞きましたけども、実際どれくらいの減額 なのかですね、その減額の率と、それとそれによって各道路計画の事業自体に影響が出て ると思うけん、その路線名、その二つをちょっとお聞かせ願いますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それでは、お答えいたします。

今回お願いしております道路新設改良費の7・2・2の総額で2億1,930万円につきましては、昨日の一般質問の中でも町長も触れられておりますが、減額の理由としましては、社会資本総合交付金の配分決定額が一般の道路整備に使える交付金においては、甲佐町では48%と低い配分ではなっております。これは甲佐町に限って低いということではなく、全国的な傾向であります。

町としても計画的な道路整備を進めるために、厳しい予算配分ではありますが、国の動向を見据えて交付金の重点配分が予想されます国民の安全・安心の確保のための事業で、道路の防災対策や、通学路の安全プログラムを策定し、通学路対策に国のほうも重点配分がされております。そのような中で甲佐町としても防災交付金事業への移行できる路線を選定しまして、変更申請をしました。

で、その防災交付金への変更した路線につきましてはですね、配分額83%を受けて町全体の道路関係の交付金としては平均では61%という配分を受けております。61%と申し上げましても、道路各路線については全体的には影響が参っております。路線については、全ての路線に影響しております。路線によってはですね、一定区間まで完成させる必要等もありますので、不足する事業費については、同じ交付金の路線の中で融通をしてですね、対応しているわけですけれども、各路線、1路線の。

(「いや、全部とおっしゃるならそれでいいです」と呼ぶ声あり)

全部の路線には影響しておりますけれども、そういうことでよろしくお願いします。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- ○町長(奥名克美君) 一般的なお話は今のとおりだと思いますけれど、実は上揚井戸江線をちょっと頭の中へ浮かべていただきたいと思いますけれども、現在橋梁工事のほうで今やっております。したがいまして、例えば町が持っている事業費があるとしますよね。そのうちの例えば半分しか来なかった場合には、上部工ができないというような、そういうおそれも出てまいっておりましたので、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、社会資本整備交付金の中でも、通学路とか防災安全の関連するところについてはですね、その配分率についても多いということなんです。ですから、路線によってはただいま申し上げたような橋梁工事とかなんかについては多額の工事費が当然これは想定ができますので、そちらのほうに重点配分をして、町としては全体なかなか厳しい中ではありますけれども、事業が滞らないような程度ではこれまでやらせていただいたということで、ご理解ください

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 7番。
- **〇7番(宮川安明君)** 私が心配しましたのは、今説明あったようにですね、補助金がこういうふうに削減されるとやっぱりそういう町長がおっしゃられた路線あたりがですね、工期が長くなってというようなことになるんじゃないかということで質問しました。

今答弁ありましたように、いろいろほかの補助金への見直しとか、そういうことをやっておられるということであれば結構です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかに。

9番、本郷議員。

○9番(本郷昭宣君) はい、9番。

14ページです。上段の農業委員会費の中の19で、機構集積協力金というのが約1億700 万ぐらい出ておりますけれども、これにつきましては中間管理機構を通す協力金と思いま すが、集積率によって反当りの単価も変わると思います。それで、この1億の中でですね、 法人だけの集積か一般の認定農家も含めた集積なのか、それと大体この面積が甲佐町でど のくらい集積面積が出ているのか教えていただきたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** 今回のこの機構集積協力金でございますけれども、今回の協力金の対象となっておりますのは、この前27年に六つの法人が設立されましたけれども、その六つの法人を含んだ八つの集落ということで、今度対象面積としておるところでございます。

おっしゃるとおり、集積率によりまして金額は変化をするということでございます。今回、この六つの法人を中心としてでございますけれども、集積率は5割を超えて8割以内ということで、この機構集積協力金の中に三つの集積基金がありますので、それについてちょっと説明をさせていただきます。

まず一つ目が、地域集積協力金ということで、今申しましたとおり、これは地域のほうに集積をした率によって地域のほうに集積基金が来るものでございます。面積といたしましては、集積面積を平米で言いますと255万2,500平米ということで、ヘクタールに換算しますと255.25ヘクタールということでおつなぎしたいと思います。金額といたしましては、10アール当たりに2万8,000円ということで集積基金の交付金が来ますので、金額的には地域集積協力金は7,147万円ということになります。

それともう一つ、経営転換協力金という制度がございます。これにつきましての対象面積としましては12万5,400平米で、12.54ヘクタールということになります。これについては、集積の面積ではございませんで、その中で農業をやめられる方、もしくは例えばお米と野菜とかいうような中で主力となる部分をやめると言われた方に対して、面積に対してその農地の面積を、例えば金額でいきますと5反以下の方が10アール当たり30万円、5反を超えて2ヘクタール以下の方に対してが50万円、2ヘクタールを超える方については70万円ということで経営転換の協力金が来るということで、これについてはですね、各法人で恐らく3戸、7法人ぐらいが該当するんじゃなかろうかということで、21戸に対して30万円と50万ということで試算をしておりまして、合計として780万ほどの経営転換協力金になるんじゃないかということで、試算をしたところであります。

それと、あと一つだけございますけど、耕作者集積協力金というのがございます。これについては、面積が144万9,700平方メートル、144.97ヘクタールでございますけれども、これは機構に集積して、その隣接する部分の土地を貸した方たちについて10アール当たりに2万円ということで、協力金が入ってくるものでございます。これについては個人の方ということになります。金額的には2,899万4,000円ということで、計算しておるところではございます。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。

11番、本田議員。

〇11番(本田 新君) 今の別件で質問させてください。

今、国から補助金が、特に各法人ですね、法人に集積をすると、中間管理機構として補助金が集まるということで、かなり法人のほうでも一生懸命集積をやっておられます。

そこはわかるんですが、ただ、その農地を貸し出される方はですよ、いわゆる農業者としての権利というんかな、不利益という点についてですよ、例えばちょっと午前中もあったとおり、5反以上ないと農地の権利、農業者の権利が非常になくなるというようなことも考えられる。そこら付近は十分認識されて、その中間管理機構を通して、そういう法人に集積されるならばいいんだろうけど、何かそこでどうも地域のほうで話が聞こえてくるのが、そこまでその農業者の権利が阻害されるとか、不利益をこうむるような話がちょっと聞こえてこないもんだからちょっと心配してるんですけれども、その点については課長のほうではどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鳴瀬美善君) 面積要件と地域の方たちの認識ということでございますが、面積要件につきましては、午前中の農業委員会の質問の中でも荒田議員のほうからもありましたけれども、基本農地の移動については農地法がございますけれども、農地法の第3条の第2項の中で、都道府県が決める最低の下限面積がおっしゃるとおり50アール、5反という要件が実際ございます。

ただ、これの先ほどもちょっと申しましたけれど、ただし書きの施行令の中で、権利の 取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認 められるものであれば、この場合取得後の下限面積の基準は例外として適用することがで きますということで、例外規定でうたってある項目もございます。草花等ということで、 私も県のほうに確認をいたしましたら、例えばニラのハウスとか、草花ですのでそういっ たことでございますけど、ただはっきりどのくらいの面積ということはうたってありませ んので、ただ例外要件はございますということでございます。

ただ、基本的には5反要件でございますので、例えば1反を残してほかを全て貸すとか、特に今回の場合は、ほとんどが水田の貸借ということで、特に中山間地においては、畑については今回の貸借の中に入っておりませんので、その方たちについては、1反以上とか、幾らかの面積が残る可能性もあるということでございます。

当然、おっしゃるとおり、農地を全て貸してしまえば農業者という定義からは外れるということになりますので、また改めて農地を取得する場合においては、基本原則5反というのは必ずついて回るのではないかなということで判断しているところであります。

また、地域への認識ということでありますけども、人・農地プランということで、特に 今回は集落で法人を設立された集落に対して説明会を行って周知を図って、今回農地を貸 し借りのほうで出していただいておるということで認識をしておるところでございます。 以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

○11番(本田 新君) 集積にしても、5年とか10年とか、その区間があればね、10年経てば当然また農地が返ってくるから、その方がね、農業者としての権利がまた自然とまた戻ってくるってだろうと思うけど、この10年間の間に農地を取得しようだとか、そういったとき5反要件が出てきて、それができなくなるという場合、ある意味では農業者としての権利が失われるということが考えられるわけですよね。そこら付近がわかってからですよ、農業者の方々がそれがわかってから、それの機構にですね、その特に法人あたりがですね、国から来る補助金があるから、欲しいから、非常にその点をいろいろ進められておられるけれども、その点はわかっておられるのかな。ちゃんと周知、今課長の答弁では周知したということであるけど、もう一回確認で、それはぴしゃっとそこら辺の農業者の権利とか、あと年金問題、農業者年金、そういったもろもろの権利ですね、そういったことは失われないのかどうなのか、その点もちょっと心配だけれども、その点は、年金についてはどうなんですか。

〇議長(緒方哲哉君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鳴瀬美善君) はい。年金についてでございますけど、これについても農業委員会を通して一応お伺いをしているところでございます。年金につきましては、農業者年金や経営移譲年金を受給されている方たちも当然おられるということでございますが、今回、農地中間管理事業、機構を通じてですけど、この事業が国が進める事業であるということで、農地の権利等の移動があった場合であっても、その制度へ影響することはありませんというような回答をいただいております。

それと、先ほどの念押しで言うとあれなんですけれども、先ほども言いましたように、 地域での話し合いの活動の中で人・農地プランでも説明をしておりますし、また農業委員 会の、これは必ず農業委員会の定例会に諮るということで、農業委員会の事務局としても チェックをかけて、二重のチェックをかけるということでしておりますので、その辺は周 知をされておるという認識でおります。

以上です。

- **〇11番(本田 新君)** はい、わかりました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 3番、荒田議員。
- **〇3番(荒田 博君)** 3番。

そのことに関連して言いますけど、周知ができてるというふうにお聞きしましたけれども、設立してからですね、ある程度今経ったので言いますけれども、設立するときに、土地の場所は言いませんけどもですね、土地の売買等の話があったときに、その農家の方が売ろうとされたらもう契約して20年ぐらい動かせないという、それを知らんかったということでお聞きしております。そういうことでですね、そういった周知ができてるというのは、まだ再度確認したほうがいいのではないかと、やはりそのあたりのですね、細かな事情がわかってらっしゃらない方がたくさんいらっしゃると思うんですよね。よろしくお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** そういった地域での事情等があるということでございますなら、もう一回事務局としても再度精査させていただいて周知を図っていくということでさせていただきます。
- ○3番(荒田 博君) わかりました。
- ○議長(緒方哲哉君) しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時37分 再開 午後 1 時44分

O議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長。

○産業振興課長(鳴瀬美善君) 今回の農地中間管理機構を通しての貸借につきまして は、個人の方が法人への貸し付けということで、中間管理機構を利用されていきますので、 借り受けとなる法人の方と個人の方と契約の内容について説明を十分できるように、そして内容がわかるように進めていっていただきたいということで指導していきたいと思っております。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ございませんか。 2番、佐野議員。

〇2番(佐野安春君) 2番です。

補正予算の関係ということで、国からの交付金の減額等で、道路工事等がですね減額されておるということなんですけれども、町民の方からの意見もありますのでお尋ねしますけど、通学路による防犯灯ですね、今年度工事状況はどうなのかということでお尋ねしたいんですけど。

- 〇議長(緒方哲哉君) くらし安全推進室長。
- **Oくらし安全推進室長(清水 明君)** 本年度は、議員ご質問ですけども、県道嘉島線 を15基つける予定でございます。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** もうついておるんですか。これからですか。
- 〇議長(緒方哲哉君) くらし安全推進室長。
- **Oくらし安全推進室長(清水 明君)** はい、先日着工しまして、2月19日に施工完了 予定です。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。

11番、本田議員。

- **〇11番(本田 新君)** 16ページの一番下に教育費の小学校の管理費の中で、70万5,000 円が特別支援教室の整備ということで上がっておりますが、これはどういった整備をされ るのかちょっとお聞かせ願います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(古閑 教君) 今回、教育費の小学校費の特別支援教室の整備ですけれども、来年度小学校のほうに入学する児童で、特別支援学級を今希望している児童のほうが7名ほどおります。で、それぞれ学校のほうに特別支援学級を設置してありますけれども、このほかに新しく学級の増設というところで、今二つの学校で県の教育委員会のほうに増設の要望を出しているところです。で、その要望が通りましたら、新しく特別支援学級を設置する必要がございますので、その分での若干の改修と、あと体の不自由な児童も入学するということもありますので、ちょっと手すりとか、そういったところの設備を工事するというようなところで、整備を今計画をしているところです。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

〇11番(本田 新君) これ、財源を見ると全て一般財源というふうになっておるんですが、そういった障害児に対応して、そういった校舎とかの改修というか、する場合もやっぱりこれは全て町の一般財源でするのかな。どうなんでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

○学校教育課長(古閑 教君) はい。校舎等の改修につきましては、国庫補助の対象となる場合には平米数とか、そういったところもありますけれども、今回予定しておりますのが手すり、先ほど申しましたけれども、ちょっと足が不自由な子供が入学するということで、昇降口とか階段があるところに若干の手すりと、あと少人数教室のほうを新しく特別支援の学級にするということで、今使っている少人数教室を新しく特別支援学級にしますので、これ甲佐小学校の予定なんですけれども、体育館の横にミーティングルームというのがありますけれども、そちらのほうをちょっと少人数教室のほうに使えるならばというところで、今計画をしておりまして、その体育館の扉のほうが音のほうがですね、そちらのほうにも出てくるという、格子戸のような形であいていますので、そちらのほうの扉のほうで、もし体育館のほうを利用したとしても音が余りそちらのミーティングルームのほうに入らないようなところで、扉の改修とか、そういったところを計画しておりますので、この分については国庫補助等の対象にはなりません。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

O11番(本田 新君) これは、教育委員会に、大まかな話ですけども、一つ確認でございます。

そういった障害児、体の不自由な子供、例えば車椅子とかで来られた場合、それは校舎は今は全てユニバーサルデザインというか、そういったバリアフリー化はできてるんだろうかね。最近つくった甲佐小学校とか中学校は、どうなの。そういったのは念頭にあってやってたのかな。ちょっと確認させてください。

〇議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

〇学校教育課長(古閑 教君) はい。今、学校のユニバーサルデザインということなんですけれども、最近改修しました甲佐小学校、それと甲佐中学校につきましては、バリアフリー化と、あとエレベーター等の設置もしておりますので、甲佐小と甲佐中学校についてはバリアフリー化できております。

それと、今回龍野小のほうの改修を今予定しておりますけれども、そちらにつきまして もエレベーター等はつけております。それと、校舎の昇降口等につきましても段差がない ようにというところで、できる限りの改修を今予定しているところです。

〇議長(緒方哲哉君) 11番。

O11番(本田 新君) では、もう一つ。白旗小学校、乙女小学校、龍野小学校の校舎 あたりに、もしもその小学校に先ほどの子供たちが来た場合は、それに即応して校舎の改 修なんかも考えていくという、そういう方針なんですか。その方針はどういった方針を持っておられるのかお聞かせ願いたいと思いますが。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(古閑 敦君)** はい。今、本田議員のほうからご質問ありましたけれども、それぞれの学校のほうに入学予定者ということで、車椅子の子供とか、そういった体の不自由な子供が入学する場合にはですね、それぞれの障害の程度にもよるかと思いますけれども、その辺につきましては検討しながらですね、進めていきたいというふうには思っております。
- **O11番(本田 新君)** わかりました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ただいま歳出全部について質疑をお願いいたしております。11 ページから17ページまでです。何か。

1番、山内議員。

〇1番(山内亮一君) はい、1番。

14ページの農業振興費で、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金ということで上げてあります。どういったものかということ、またそれには国庫補助金がついておりますので、採択要件とかそういったものがあるのかどうか、またあればその要件あたりも説明していただきたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(鳴瀬美善君)** はい。今回の台風被害につきましては、台風15号による被害に対して県のほうが緊急的に補助を設けられたものでございます。

内容といたしましては、ハウスでございますけれども、ハードといいますけど、施設が全壊とか半壊した場合に、その事業費に対して補助を県のほうが10分の2、町のほうが10分の2ということで、一応4割の補助の中で、県と町が半分ずつ補助をするというものでございます。これにつきましては、全壊の場合の復旧事業費ということを1棟当たり200万ということで県のほうが設定されておりますので、経過年数等、例えば5年から10年経過しているものについては65%の時価現有率というような係数で換算いたしまして、残った差し引いた補助対象の事業費に対して今言いました県と町が応援するというものでございます。これが施設についてでございます。

それと、今度はソフト面でいきますと、花でございますけれども、花の植えかえ等について被害があった場合につきまして、これの受益戸数は今度は3戸の対象者がございます。 先ほどの施設については4棟ということになっております。すいません、おくれまして。

で、今回のこの花については、3戸の農家の方が申請をされて、復旧事業費としましては、25万ということで、花の植えかえということでございます。

それと、今度は果樹についての栗でございますけど、栗についてが受益戸数3戸で、対象の事業費としましては、復旧面積的には非常に多ございまして、404.26アールということで表示しておりますので、4町ですね。ということで、これについての対象事業費が428万5,156円ということで、これは定額の補助ということになっております。

それと、同じく栗の樹勢の回復の土壌改良ということで、受益戸数が7戸、復旧面積が2.39へクタールで、これは補助率は補助の対象額の3分の1以内ということで、3万

9,981円。

それと最後に、栗の耐風性の向上ということで、受益戸数が10戸、復旧面積が2.96へクタールで、これも同じく3分の1以内の補助で、35万6,232円ということで、今回ハード面とソフト面、それともう一つだけ、その他ということで果樹のマルチシートへんが剥がれたりなんか被害をこうむった場合が受益戸数が1戸ありまして、復旧面積が0.27へクタールで、復旧補助金額が44万2,849円と、これも3分の1以内の補助ということでございます。それの合計として今回計上したものでございます。

金額的には778万6,000円の歳出予算ということでございます。 以上です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、歳入全部について質疑をお願いします。 8 ページから10 ページまでお願いします。

2番、佐野議員。

- **〇2番(佐野安春君)** 8ページの社会資本整備総合交付金の減額が約1億5,000万ほど あったということで、今年度道路の工事等で影響があったということですが、次年度の予 測的にはどうでしょうか。どうお考えでいらっしゃいますでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** お答えいたします。

これまでの県あたりからのヒアリング等でお聞きしていますところ、今年度と余り変わらないような状況ではないかというふうに聞いております。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。8ページから10ページまでです。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) ないようでございます。

最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部について質疑をお願いします。ございませんか。

12番、中村議員。

O12番(中村幸男君) 副町長に確認だけです。確認だけさせてください。

指定金融機関派遣委託料324万、これはもう肥後銀行さんとですね、最終的に合意され、 金額は別としてですね、その派遣される方の勤務時間、そういうのも含めて全面的に合意 されたわけですかね。

- 〇議長(緒方哲哉君) 副町長。
- **○副町長(師富省三君)** 今回、債務負担行為ということでここに計上させていただいておりますが、派遣に伴う経費、それから派遣された場合の勤務時間、ここら辺は今相手方とまだ交渉中でございまして、まだ決定している状況ではございません。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 12番。

O12番(中村幸男君) そういうことでですね、合意してないということは、まだ議会は認めても、今後まだ交渉は続けられるというような考えでよろしいでしょうか。

それと町長、会計課についてはですよ、今3名体制、これが今後2名というような状況であったかと思います。2名で大丈夫かなというような思いがありますけど、その点いかがでしょうか。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 正職については2名ですけれども、前回もお話ししたかもしれませんけれども、それに加えて臨時職1名は考えているところです。 以上です。
- ○議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
 - 11番、本田議員。
- **〇11番(本田 新君)** 議案第43号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算でございますが、歳入歳出にそれぞれ7,200万超の減額ということでございます。特に、土木費の2億超の減額は非常に厳しいものがあるというふうなのも質疑の中であっておりますけれども、それを加えましても適正に補正が組まれておるというふうに判断をいたしますので、この議案第43号につきましては賛成ということでしたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第43号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算(第5号)」を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。14時10分から始めたいと思います。

休憩 午後2時02分 再開 午後2時15分

〇議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第44号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長(緒方哲哉君) 日程第12、議案第44号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(福島明広君) それでは、議案第44号についてご説明いたします。

平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成27年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,310万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,348万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によります。

平成27年12月4日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款10繰入金に3,172万2,000円を追加し、2億3,223万9,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款12諸収入に1,138万5,000円を追加し、1,139万5,000円としております。3の雑入です。 歳入合計。補正前の額20億4,037万9,000円に4,310万7,000円を追加し、20億8,348万 6,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1 総務費に 1 万3,000円を追加し、3,670万3,000円としております。 1 の総務管理費です。

款8保健事業費から12万6,000円を減額し、1,662万円としております。2の特定健康診査等事業費です。

款12予備費に4,322万円を追加し、1億5,790万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額20億4,037万9,000円に4,310万7,000円を追加し、20億8,348万6,000円としております。

今回の補正の主なものは、低所得者に対する財政支援の拡充のための保健基盤安定繰入 金や、国保連合会積立金の処分による返還金でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

6番、西坂議員。

〇6番(西坂和洋君) 6番、西坂。

7ページの款8保健事業費についてお尋ねいたします。

この中で、保健事業の指導事業費12万6,000円が減額されていますが、もともと私もこれを見て、特定健診の受診者が減ったから減額されたのかと思っておりましたが、内容がちょっと違うようですので、詳しくこの中で説明をお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** ご説明いたします。

ここの12万6,000円の減額ですが、車借り上げ料としておりまして、レンタカーを借り上げまして看護師におきます国保世帯の家庭訪問を予定しておりました。それで、看護師の雇用がなかなか見つからず若干おくれた関係で、この減額補正をお願いしております。以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 6番。
- **○6番(西坂和洋君)** それから特定健診の受診者は、まだこの前女性の方の健診があったばかりで、まだ年度内に幾つかあると聞きますが、大体例年どおり横ばいか、少しは受診者が多くなったか、今まではっきりした数字はよろしいですので、増えとるか減るかを教えてください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** 今年度の特定健診の受診者数、受診率ということですけれども、数字の人数のほうはまだ12月までが節目健診等のほうが残っておりますので、まだ正確な数字は言えませんけども、昨年の人数を現在では上回っている状況ということではあります。

以上です。

- ○6番(西坂和洋君) はい、わかりました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに。

12番、中村議員。

〇12番(中村幸男君) 関連ではございません。そういうことでですね、特定健診、高森の場合は46%とかいうようなことでございます。ただ、その特定健診をですね、いろいろ勧めてもなかなか健診を受けないというのが現状ではないかと思います。

厳しい国保財政の中でですね、これは新聞の切り取りですけど、高森町がですね、特定健診を受けられた方に対してはですね、金融機関と交渉して0.2%金利を上乗せするというような記事が載っておりました。そして、その46%をですね目標は60%にすると、健診率を。だから、これは参考のため、私が今言っとるんですけど、今後ですよ、健診率を上げるために、どのようなことを町は考えておられるか。

〇議長(緒方哲哉君) 住民生活課長。

○住民生活課長(福島明広君) いま現在、アクションプランに基づいて事業の取り組みを進めとるわけですけれども、新たに第2期のアクションプランを今策定しておりまして、効果が期待できるものという形で実施を、策定を図っているわけですけれども、今年度におきまして新規といいますか、やっておりますのが、町内の医療機関、3医療機関になりますけれども、そこの院長先生にお会いしまして、病院受診者の方に対する特定健診の受診勧奨を町でやっておるのでその受診勧奨をお願いしたと。それとあわせて、ジェネリックの医薬品も推進をお願いしたという状況と、それとですね、またその3医療機関に対しまして、来年度以降にはなりますが、その医療機関に対して特定健診自体をお願いするならばというふうに計画は立てているところです。

以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 12番。

〇12番(中村幸男君) そういうことでですね、確かに努力されておることは認めるわけでございますけれども、なかなかその健診率は上がらないのが現状というようなことと思います。そういうことで、今後ですね、やはり健診率上げるためには町内の医院とか病院とかですね、かなり健診受けていられる方は多いと思います。そういう中でですね、やはり病院も商売なんですよね、失礼ですけど。だから、自分ところでやっぱり健診とかするのと、町でしてくださいとかはなかなか私は言われないと思うんですよね。

そういうことでですね、よそのまねをせいとか、そういうことを言いよっとではないんですけど、町長、やはりこの税率をこれ以上上げるわけにもいかんし、一般会計からまた1年後、30年までのうち、あと1回ぐらいやはり繰り入れなければいけない状況になる可能性もないとは言えないと思いますのでですね、やはり健診率を上げるのが一番効果が上がるというような思いでですね、これは例ですけど、町にも肥後銀行もありますし、JAさんもあります。そういうところとですよ、やはり金利0.2%ですか、よそのまねを言っとるんじゃないですけど、そういう取り組みも必要じゃないかと思いますけど、いかがでしょう。

〇議長(緒方哲哉君) 町長。

〇町長(奥名克美君) 健診率を上げるということは、どこの自治体もいろんな工夫を 重ねながらですね、取り組んでおられるかと思います。ただいま中村議員のほうからご紹 介があったのもそういったいろんな取り組みを考えられて、少しでも健診率が上がるよう にというようなことで始められたというふうに思います。

そこで、健診率を上げるということが、当然これも重症化予防の意味でもですね、早目に検診して、悪いところがあれば早目に治療していただくということにつながってこようかと思いますけれども、実は医療機関等にかからなかった場合に、以前表彰制度とか、そういうのも町のほうでやっておりました。そういうこともちょっと考えてはみたんですけれども、逆に医療機関を受けられないことによって、重症化してから病院にかかるということになれば、これは何にもなりませんので、そこで代案として考えたのが、今回皆さん方に昨日からもいろいろお話しております健康マイレージですね、こういうことにつなげ

ていきたいという、そういう思いは持っているところであります。

健康器具を使いながら、日ごろからそういった健康増進に取り組んでいただく、そのことによって病気をしないというかな、日ごろからそういう自分自身の健康に認識を持ってもらうというようなですね、そういう効果を少しは期待して、新たな制度等についても考えていきたい、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 12番。
- **〇12番(中村幸男君)** 町長、鮎緑の運動器具を初めですね、設置されるということについては十分理解するものでございます。ただ、高森の場合はですね、多良木に次いで2 例目というようなことで、やはり多良木あたりの実績を見てですね、たしかされたというようなこともちょっと聞きましたのでですね、一応参考のため、お尋ねしたわけでございますので、やはり国保財政が厳しいということはですね、やはり町の一般会計にも影響があるというような状況でございますので、よろしくお願いしておきます。
- ○議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。
 2番、佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** 国保会計についてですが、前回全員協議会の中で算定誤りについての報告がございましたが、やはり大きな金額の算定誤りということで、財政の見通しとか何かにも大きな影響を与える可能性もありますが、こういった算定誤りを起こさないために、組織としてのですねチェック体制の見直しとか、そういったことはされたでしょうか。今の体制のままでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **○住民生活課長(福島明広君)** いま現在、見直しという具体的な案は示してはおりませんが、今回そういう問題がございまして、見直し等を課内及び執行部等で検討をしていきたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番。
- **〇2番(佐野安春君)** やはりですね、人がすることですから誤りも起こる可能性があると思いますので、なるべくだけそういような誤りを起こさないためには、もう1本チェックをですね、入れる線を入れるというようなことが対策としては必要ではないかなというふうに思います。

もう1点ですが、財政見通しということで同じような説明がありましたが、財政見通しの説明の最後のところですね、28年度早期に年度収支の見通しを立て、対応策を検討したいというふうに書いてございますが、今の時点でそういうような対応策というのは考えていらっしゃるのか、その時点で考えるのか、どうでしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **〇住民生活課長(福島明広君)** 一応、いま現在28年度に向けての予算編成をしている わけでして、28年度の予算を立てた上で、何分歳入歳出については変動が激しい部分もあ りますので、28年度上半期において、29年度以降といいますか、29年度が一番ですけれど

も、そこで見通しを立てたいというふうに考えております。

〇議長(緒方哲哉君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

〇9番(本郷昭宣君) 9番。

議案第44号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして は、法定内の一般会計からの繰入金及び国保連合会の積立金の返還金というのが主な歳入 でございまして、今回につきましてはその大方を予備費に計上するというような予算書で ございますので、国保会計につきましては財政厳しいということは変わりございませんの で、よりよい運営をされますよう期待しまして、この案件に賛成いたします。

○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第44号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を 採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長(緒方哲哉君) 日程第13、甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につい てを議題とします。

これより甲佐町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選で行いたい と思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。こ れにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

甲佐町選挙管理委員会委員に西村悦子氏、山本勝一氏、益田信篤氏、岡部千秀氏を指名いたします。

また、甲佐町選挙管理委員会委員の補充員に市下克幸氏、西住幸郎氏、日隈誠司氏、奥村楯雄氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました各氏を当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「ちょっと待って。マシタさん」と呼ぶ声あり)

もとにちょっと返ります。

甲佐町選挙管理委員会委員にマスダアツノブ氏と申しましたけど、マシタアツノブ氏の 誤りでございます。

(「ノブアツ」と呼ぶ声あり)

あ、はい。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時37分 再開 午後2時38分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲佐町選挙管理委員会の委員にマスダノブアツ氏、マシタと言ったようでございます。 マスダノブアツ氏に訂正させていただきます。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西村悦子氏、山本勝一氏、益田信篤氏、岡部千秀氏 は甲佐町選挙管理委員会の委員に、また市下克幸氏、西住幸郎氏、日隈誠司氏、奥村楯雄 氏は甲佐町選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

お諮りします。

補充員につきましては、補充の順序を定めておく必要がありますので、その順序を報告 いたします。

補充員は1番市下克幸氏、2番西住幸郎氏、3番日隈誠司氏、4番奥村楯雄氏、以上の とおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって補充員の順序は、1番市下克幸氏、2番西住幸郎氏、3番日隈誠司氏、4番奥村 楯雄氏と決定いたしました。

日程第14 議員行政視察研修の報告について

○議長(緒方哲哉君) 日程第14、議員行政視察研修の報告についてを議題とします。 この報告につきましては、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。 以上で、議員行政視察研修の報告を終わります。

日程第15 議員派遣について

○議長(緒方哲哉君) 日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましてはお手元に配付のとおり派遣することといたした いと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思い ます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することと、日程等の変更につきましては議長に一任することに決定いたしました。

日程第16 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について 日程第17 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第16、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し 出について、日程第17、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、 以上の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会から閉会中の継続審査 の申し出があっております。

お諮りします。

ただいまの二つの常任委員会からの申し出については、申出書のとおり決定することに ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第18、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出に ついて議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。

申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 12月定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月4日から本日までの5日間にわたり、ご提案いたしました案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました平成27年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができ、住民の一層の生活の安全と福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

また、今議会でご指摘・ご提案いただきました事項につきましては、今後、町政運営に 十分反映させ、住民サービスの向上に資する所存でございます。

今年も残すところ少なくなりましたが、これから寒さも一段と厳しくなってまいります。 議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき新たな年をお迎えいただきます よう、心からご祈念申し上げます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますようお願い申し上げて、 閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(緒方哲哉君) それでは、私のほうから本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は4日に開会、本日8日までの5日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに、誠にご同慶にたえません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご協力に対し、深く感謝を申し上げる次第であります。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並び に要望等を十分に尊重していただきますよう、切に希望するものでもございます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げ、平成27年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員